

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
1	実施要項案	5	2	(1)	④設計・開発業務に係る内容	現行省内LAN から、設計書に基づき、引続き利用するデータやコンテンツについての移行作業を行う。なお、データ抽出については、現行省内LAN の運用・保守業者にて行う。クライアントPC の移行・導入については、本業務の受注者がクライアントPC にインストールするソフトウェアのマスタイメージを作成し、PC・プリンタ調達業者にて提供する。PC・プリンタ調達業者によるマスタイメージのインストール作業完了後、本業務の受注者がネットワーク接続設定等の各種設定を行い、各利用者の執務室に配布する。	現行省内LAN から、設計書に基づき、引続き利用するデータやコンテンツについての移行作業を行う。なお、データ抽出については、現行省内LAN の運用・保守業者にて行う。クライアントPC の移行・導入については、本業務の受注者がクライアントPC にインストールするソフトウェアのマスタイメージを作成し、PC・プリンタ調達業者にて提供する。PC・プリンタ調達業者によるマスタイメージのインストール作業、および本業務の受注者の指示に基づきPC・プリンタ調達業者がネットワーク接続設定等の各種設定を行い、各利用者の執務室に配布する。	設計・開発期間と運用・保守期間のスキームを統一した方が良いと考えるため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 端末・周辺機器等事業者については、可能な限り物品調達に関する役割に近い役割を期待しており、システムに接続する設定等については次期省内LAN事業者にて期待しているためです。
2	実施要項案	5	2	(1)	④設計・開発業務に係る内容	現行省内LAN から、設計書に基づき、引続き利用するデータやコンテンツについての移行作業を行う。なお、データ抽出については、現行省内LAN の運用・保守業者にて行う。クライアントPC の移行・導入については、本業務の受注者がクライアントPC にインストールするソフトウェアのマスタイメージを作成し、PC・プリンタ調達業者にて提供する。PC・プリンタ調達業者によるマスタイメージのインストール作業完了後、本業務の受注者がネットワーク接続設定等の各種設定を行い、各利用者の執務室に配布する。	マスタの作成範囲は、本調達部分の仮想デスクトップ環境のみで問題ないかご教授下さい。	見積り精度を高めるため。	貴見を踏まえ、受注者のマスタイメージの作成対象を明確化するよう修正させていただきます。 なお、受注者によるマスタイメージの作成対象については、以下とします。なお、ファットクライアント端末(タブレット含む)及びシンクライアント端末に対するマスタイメージのインストール作業以外は受注者の作業範囲と考えております。 ◆ファットクライアント端末(タブレット含む) ・デスクトップのマスタイメージ ◆シンクライアント端末 ・シンクライアントOSのマスタイメージ ◆仮想デスクトップ ・仮想デスクトップのマスタイメージ
3	実施要項案	5	2	(1)	④設計・開発業務に係る内容 表2-2 設計・開発業務の概要 項番2	なお、業務処理系サービスの内「会計予算業務処理サービス」「地方厚生局業務処理サービス」については、現行省内LANからの、ストレートコンバージョン(アプリケーションプログラム、データを、特に大きく改変することなく新しいサーバ機器等に移植すること。)を想定している。	左記サービスのストレートコンバージョンによる移設にあたり、受注者へ移行システムの基本設計書、詳細設計書に加えてソースコードが提供される認識でよいか。	ソースコードがあった方がコスト低減を図れる場合があるため。	ご認識のとおりです。
4	実施要項案	5	2	(1)	⑤運用・保守業務の内容	各拠点のクライアントPC・プリンタについては、受注者の指示に基づき、端末・周辺機器等調達業者が現地に出向き、設定・修理・交換を実施する。また、当該業務の作業に必要な諸経費及び交通費は、受注者の負担とする。	設定・修理・交換に必要な費用は、端末周辺機器等調達業者の負担として下さい。	設定・修理・交換に必要な費用は、作業実施者である端末周辺機器等調達業者の負担が適切です。端末周辺機器等調達業者が決定していない時点では、見積り自体ができません。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 端末周辺機器等事業者が決定していない時点で、設定・修理・交換に必要な費用は算出できないとの意見は妥当であると考えます。
5	実施要項案	5	2	(1)	⑤運用・保守業務の内容	各拠点のクライアントPC・プリンタについては、受注者の指示に基づき、端末・周辺機器等調達業者が現地に出向き、設定・修理・交換を実施する。また、当該業務の作業に必要な諸経費及び交通費は、受注者の負担とする。	各拠点のクライアントPC・プリンタについては、受注者の指示に基づき、端末・周辺機器等調達業者が現地に出向き、設定・修理・交換を実施する。	機器の故障率は各ベンダに依存するため、受注者がその故障率が不明のまま出張回数などの諸経費を見積るのが困難なため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 端末周辺機器等事業者が決定していない時点で、設定・修理・交換に必要な費用は算出できないとの意見は妥当であると考えます。
6	実施要項案	7	2	(2)	②セキュリティに関する運用 ア セキュリティの重大障害の件数	本業務に起因する、個人情報等の機微な情報の流出等により業務に多大な支障が生じようセキュリティの重大障害の件数は0回であること。	本業務に起因する、個人情報等の機微な情報の流出等により業務に多大な支障が生じようセキュリティの重大障害は最小限の発生、規模に留めること。	世界中のセキュリティインシデントの発生事態から鑑みて、「件数0回」は現実的ではない。セキュリティインシデントはその被害規模の大小を問わず、調査して見つからないだけでどの組織でも既に発生している可能性が非常に高い。事故前提社会である現在、「件数0回」と言う無理難題を目標とするよりも、最速の発見と対策による被害の最小化を重要視すべきである。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 事故前提社会に関しては、ご認識のとおりです。ただし、現行システムより継続して掲げている目標でもあり、実現が可能な目標と考えております。
7	実施要項案	15	3	-	実施期間に関する事項	実施期間に関する事項 「前項で提示した各業務について以下の期間で実施するものとする。また、その他の調達を含む作業スケジュールの概要については「図 3-1 作業スケジュール概要」を参照すること。」	「図 3-1 作業スケジュール概要」に記載されている基幹LANのスケジュールについて、移行が同時期に行われるか否かについてご教示頂きますようお願いいたします。同時期に行われる場合は、以下の通りであるか否かについても、あわせてご教示頂きますようお願いいたします。 -現行省内LAN、次期省内LANの並行稼働期間中は、現行基幹LAN、次期基幹LANが併設される。 -現行端末は現行基幹LANから現行省内LAN経由で移行中のサーバ(現行/新しいずれか)、次期端末は次期基幹LANから統合ネットワーク、次期省内LAN経由で移行中のサーバ(現行/新しいずれか)にアクセスされる。	スケジュール確認及び適正な移行方式策定のため	・次期基幹LANの移行時期に関しては原案のとおりを想定しています。ただし、調達スケジュールが確定していないため、移行時期が後ろ倒しになる可能性があることに留意ください。 ・同時期に次期基幹LANと次期省内LANへの移行が行われる場合は、貴見のとおりになることが想定されますが、具体的な移行方式は、設計工程において確定するものと考えます。
8	実施要項案	17	4	-	(16)(17)	利用者が30,000人以上	本システムと同規模である利用者数63,000人以上の実績を考慮すべきと考える。	実際の規模と大きな差があり、記載内容(人数)が誤っている可能性があるかと想定されるため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 想定される規模である63,000人を実績要件として採用した場合、当該実績要件により著しく競争性を阻害する懸念があると判断したためです。したがって、大規模官公庁や民間企業等の従業員数等を鑑みて、本実績要件を設定しております。
9	別添1-3 ヘルプデスク対応実績	-	-	-	ヘルプデスク対応実績(要約)	ヘルプデスク対応実績(要約)	合計値が2013年7月～2014年12月までの合算にしかありません。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
10	別添2(1)総合評価基準表(基礎点用)	-	-	-	No.7	調達仕様書「第1章 第5節 1(1) 共同支援システム」に記載の業務の概要	共同支援システムの一部が「共同」と記載されている。	誤記の指摘	貴見を踏まえ修正させていただきます。
11	別添2(1)総合評価基準表(基礎点用)	-	-	-	No.13	④作業スケジュールが細分化、具体化され、作業のマイルストーンが明示されていること。	小日程レベルまで細分化したものが必要かご教授願います。		本評価において、小日程は不要とします。
12	別添2(1)総合評価基準表(基礎点用)	-	-	-	No.65	要件定義書「第3章 第1節 1 情報システムの利用者の種類、特性」に記載の情報システムの利用者の種類、特性	項目の削除を願います。	要件定義書の該当箇所には「次期省内LANの利用者の種類や特性については、本要件定義書の「第3章 第3節規模に関する事項」を参照すること。」という記載のみであるため、本項目に対する記載は項番71～76と重複すると考えます。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 調達仕様書、要件定義書等に関する各項目について適合有無を確認する目的であるためです。
13	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.7	現在は記載がありません。	評価基準以下の項目を追加してください。 ⑦統合対象システムの機能改修やハード更改など重要イベントに関する計画を十分に把握し、理解するための具体的な方法、工夫点、留意すべき事項	グループウェアの統合を円滑に行うためには、設計開発計画書の策定段階から、統合先のシステムの状況(運用イベントや機能追加開発の計画)などを把握し、接続テスト時期や方法に関する制約や実施条件などを整理し計画書に記載しておく必要があります。 具体的な提案をもとめるために評価基準として明示しておく必要があると考えます。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 原案においても統合対象システムへの移行における留意点等について、評価する項目としているためです。
14	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.10-No.13	同規模(利用者数30,000人以上)	本システムの利用者数は約63,000人以上の認識だが、記載内容で問題ないか。	記載内容確認のため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 想定される規模である63,000人を採用した場合、当該実績要件により著しく競争性を阻害する懸念があると判断したためです。したがって、大規模官公庁や民間企業等の従業員数等を鑑みて、本実績要件を設定しております。
15	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.15	受注者が所属する部門が、CMMI レベル4 以上の資格を有することを、当該資格を有するに至ったプロジェクトの概要(業種、システム利用者数や利用拠点数などの規模、参画要員数や要員構成図、システム概要等)を付した上で本省が客観的に判断できる資料の添付をもって、証明されていること。	受注者が所属する部門が、CMMI レベル4 以上の資格を有することを、当該資格を有するに至ったプロジェクトの概要(業種、システム利用者数や利用拠点数などの規模、参画要員数や要員構成図、システム概要等)を付した上で本省が客観的に判断できる資料の添付をもって、証明されていること。また、ISMSを有すること。	不正アクセスやコンピュータウイルスによる被害、及び内部不正者や外注業者による情報漏えい事件など、情報資産を脅かす要因が著しく増加しており、これらの脅威に対して適切にリスクアセスメントを実施して、企業における総合的な情報セキュリティを確保することが必須であるため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 継続的な改善活動に関する部分を客観的に評価をする上で、CMMIが適切と判断しております。
16	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.25	新規に導入する「SIEMサービス」、「情報漏えい防止サービス」、「マルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ・仮想ブラウザ)」の機能の概要、実現方式、運用に関する実現方式の概要を示し、以下に示す内容を含めた上で、省内LANの情報セキュリティ対策の強化に対し実現性・有用性を有することを根拠を付した上で論理的に示されていること。 ①「SIEMサービス」で定義するルールについて、運用・保守前で定義する内容についての選定根拠と、運用・保守期間で継続的にルールを改善し、強化していく方法について具体的に示すこと。 ②「情報漏えい防止サービス」で定義するルールについて、運用・保守前で定義する内容についての選定根拠と、運用・保守期間で継続的にルールを改善し、強化していく方法について具体的に示すこと。また、「情報漏えい防止サービス」にて個人情報等を検出した場合を想定し、その督促や周知の仕組み等の、職員における利用・運用方法について、その利用・運用方法として効率的なものがある場合は提案すること。	「SIEMサービス」、「情報漏えい防止サービス」についてはそれぞれ①②と記載されていますが、「マルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ・仮想ブラウザ)」について想定されている内容があれば追加いただけますでしょうか。	「マルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ・仮想ブラウザ)」に該当する記載が見当たらないため。	貴見を踏まえ、追加させていただきます。
17	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.25	別添2 総合評価基準表(加点点用) 新規に導入する「SIEMサービス」、「情報漏えい防止サービス」、「マルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ・仮想ブラウザ)」の機能の概要、実現方式、運用に関する実現方式の概要を示し、以下に示す内容を含めた上で、省内LANの情報セキュリティ対策の強化に対し実現性・有用性を有することを根拠を付した上で論理的に示されていること。 ①「SIEMサービス」で定義するルールについて、運用・保守前で定義する内容についての選定根拠と、運用・保守期間で継続的にルールを改善し、強化していく方法について具体的に示すこと。 ②「情報漏えい防止サービス」で定義するルールについて、運用・保守前で定義する内容についての選定根拠と、運用・保守期間で継続的にルールを改善し、強化していく方法について具体的に示すこと。また、「情報漏えい防止サービス」にて個人情報等を検出した場合を想定し、その督促や周知の仕組み等の、職員における利用・運用方法について、その利用・運用方法として効率的なものがある場合は提案すること。	「SIEMサービス」、「情報漏えい防止サービス」についてはそれぞれ①②と記載されていますが、「マルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ・仮想ブラウザ)」について想定されている内容があれば追加いただけますでしょうか？	「マルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ・仮想ブラウザ)」に該当する記載が見当たらないため。	貴見を踏まえ、追加させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改造備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
18	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.28	別添2) 総合評価基準表(加点点用) 要件定義書「第2章 第1節 2(2)実装機能について特筆すべき事項」のうち、「ウ リモートアクセスサービスの新規導入」に示す要求仕様。 1デスクトップ当りの処理性能について、以下を超える性能を実現可能な構成を提案したものは超えた数値に順じて別途加点点を行う。なお、以下の数値を実現可能なことについては実現可能な数値とその根拠(受注者の仮想デスクトップの構築実績にて計測した値、受注者内又は製品製造元の検証環境におけるPoC等の実績、受注者又は製品製造元が参加した実証実験等の実験結果等)を示されていること。 ・1デスクトップ当りのIOPS 200以上 ・1デスクトップ当りのメモリ 8GB以上 要件定義書(案) P33 (3)共有基盤系システム 表3-12 共有基盤系システムの性能要件 性能要件 以下の情報を参考に、リモートアクセスサービスで提供する仮想デスクトップは、現行の物理端末と同等の性能を提供すること。 VDI方式:フルクローン形式 利用アプリケーションプログラム:「第3章 第3節 5利用者数」に記載された「利用形態1」が利用する機能 CPU:2.1 GHz 2-Core以上 メモリ:8 GB以上 ディスク領域(OS領域含む):64 GB以上 IOPS:200以上	・1デスクトップ当りのIOPS 200以上 ・1デスクトップ当りのメモリ 8GB以上 と記載されておりますが、要件定義書(案)と同性能が記載されております。性能上位であれば加点点を頂ける認識でございますが、加点点配分の内容について記載頂きたいお願い致します。	加点点配分が明確でないため、記載追加をお願い致します。	各性能指標について、実現することが可能かどうかについて客観的な根拠がない場合は不可としています。また複数の性能数値の結果を簡易的に数値化し、その数値を相対比較して所定の分布にて優良可の評価を行います。同値の場合は同評価とします。
19	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.28	1デスクトップ当りの処理性能について、以下を超える性能を実現可能な構成を提案したものは超えた数値に順じて別途加点点を行う。なお、以下の数値を実現可能なことについては実現可能な数値とその根拠(受注者の仮想デスクトップの構築実績にて計測した値、受注者内又は製品製造元の検証環境におけるPoC等の実績、受注者又は製品製造元が参加した実証実験等の実験結果等)を示されていること。 ・1デスクトップ当りのIOPS 200以上 ・1デスクトップ当りのメモリ 8GB以上	現行の物理端末のスペックをご教授下さい。また、IOPSを200以上としている理由をご教授下さい。	IOPS 200以上となっておりますが、クライアント端末に求める性能としては高すぎると考えており、そのようなスペックを持つ端末が必要な理由を確認したいため。また、今回の調達範囲外ですが端末の調達コストも上がってしまうため。	現行の物理端末のスペックは別途閲覧資料等で開示しているとおります。また、貴見を踏まえ、加点点内容でスペックの優劣やユーザビリティの優劣にて競争の余地が残されるよう評価基準案を修正いたします。 なお、技術動向調査等を行った結果として仮想デスクトップにて発生しうるあらゆる性能問題について、仮想デスクトップに利用するストレージがボトルネックになることが多いと判断したためです。また、昨今多く利用されている物理端末の性能等を勘案した結果当該数値を選定しています。
20	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.28	1デスクトップ当りの処理性能について、以下を超える性能を実現可能な構成を提案したものは超えた数値に順じて別途加点点を行う。	加点点の考え方(数式など)を記載いただければと存じます。	「超えた数値に順じて」という点が不明瞭なため。	各性能指標について、実現することが可能かどうかについて客観的な根拠がない場合は不可としています。また複数の性能数値の結果を簡易的に数値化し、その数値を相対比較して所定の分布にて優良可の評価を行います。同値の場合は同評価とします。
21	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.28	・1デスクトップ当りのIOPS 200以上	仮想デスクトップのIOPS最低要件は50が最適であるため、「1デスクトップ当りのIOPS 50以上」と記載変更いただければと存じます。	中央省庁など公共機関における仮想デスクトップ環境では30~50 IOPSが一般的であり、200 IOPS指定は実現コストが高止まりする可能性が高いため、200 IOPS以上の場合、仮想デスクトップ端末に高スペックの仕様の端末を調達しなければならず、ハードウェアのコストが高くなるため。一般的な「IOPS:50以上」と記載し、「IOPS:50以上」の提案時には加点点要素とするのがよいと考えます。 また、負荷の高いアプリ利用やヘビーユーザ(職員)が利用する仮想デスクトップには、多くのIOPSを利用できるように設計するなど、コストと性能を最適化した提案を促すのがよいかと存じます。	現行の物理端末のスペックは別途閲覧資料等で開示しているとおります。また、貴見を踏まえ、加点点内容でスペックの優劣やユーザビリティの優劣にて競争の余地が残されるよう評価基準案を修正いたします。 なお、技術動向調査等を行った結果として仮想デスクトップにて発生しうるあらゆる性能問題について、仮想デスクトップに利用するストレージがボトルネックになることが多いと判断したためです。また、昨今多く利用されている物理端末の性能等を勘案した結果当該数値を選定しています。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
22	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.28	別添2 総合評価基準表(加点点用) ・1デスクトップ当たりのIOPS 200以上	仮想デスクトップのIOPS最低要件は50が最適であるため、「1デスクトップ当たりのIOPS 50 以上」と記載変更いただければと存じます。また、「1デスクトップ当たりのIOPS 200以上」と記載されるに至った背景・貴省の考えを記載いただくのが良いと考えます。	中央省庁など公共機関における仮想デスクトップ環境では30~50 IOPSが一般的であり、200 IOPS指定は実現コストが高止まりする可能性が高いと考えます。「IOPS: 50 以上」と記載し、「IOPS: 50 以上」の提案時には加点点要素とするのが良いと考えます。 また、記載の背景を記載いただくことで、リソースの過剰割り当て以外の方策によるユーザビリティ確保の提案も促すべきと考えます。 ・現在の端末運用において、朝の業務開始までのログオン時間が長いことを懸念されているのであれば、運用で事前に仮想デスクトップを起動させておく、プロファイルダウンロードを極力なくするためにフォルダリダイレクト設定するなど一般的な仮想デスクトップ設定で回避できる可能性があります。 ・負荷の高いアプリ利用やヘビーユーザ(職員)が利用する仮想デスクトップには、個別に多くのIOPS仕様が可能なように割り当てるなどでユーザビリティを確保することも可能です。 ・負荷の高いアプリ利用やヘビーユーザ(職員)が利用する仮想デスクトップには、個別に多くのIOPS仕様が可能なように割り当てるなどでユーザビリティを確保することも可能です。 適切な最低要件の記載により、ユーザビリティと費用対効果の両方を踏まえた提案を促すことが、今回の調達においては適切であると考えます。	現行の物理端末のスペックは別途閲覧資料等で開示しているとおりで。また、貴見を踏まえ、加点点内容でスペックの優劣やユーザビリティの優劣にて競争の余地が残されるよう評価基準案を修正いたします。 なお、技術動向調査等を行った結果として仮想デスクトップにて発生しうるあらゆる性能問題について、仮想デスクトップに利用するストレージがボトルネックになることが多いと判断したためです。また、昨今多く利用されている物理端末の性能等を勘案した結果当該数値を選定しています。
23	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.28	・1デスクトップ当たりのメモリ8GB以上	仮想デスクトップのメモリ最低要件は4GBが最適であるため、「1デスクトップ当たりのメモリ4 GB 以上」と記載変更いただければと存じます。	中央省庁など公共機関における仮想デスクトップ環境では4GBメモリが一般的であり、8GBメモリ指定は実現コストが高止まりする可能性が高いため、「メモリ:4 GB 以上」と記載し、「メモリ:4GB 以上」の提案時には加点点要素とするのが良いと考えます。 また、負荷の高いアプリ利用やヘビーユーザ(職員)が利用する仮想デスクトップには、多くのメモリを割り当てるなど、コストと性能を最適化した提案を促すのがよいかと存じます。	現行の物理端末のスペックは別途閲覧資料等で開示しているとおりで。また、貴見を踏まえ、加点点内容でスペックの優劣やユーザビリティの優劣にて競争の余地が残されるよう評価基準案を修正いたします。 なお、技術動向調査等を行った結果として仮想デスクトップにて発生しうるあらゆる性能問題について、仮想デスクトップに利用するストレージがボトルネックになることが多いと判断したためです。また、昨今多く利用されている物理端末の性能等を勘案した結果当該数値を選定しています。
24	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.28	別添2 総合評価基準表(加点点用) ・1デスクトップ当たりのメモリ 8GB以上	仮想デスクトップのメモリ最低要件は4GBが最適であるため、「1デスクトップ当たりのメモリ 4GB 以上」と記載変更いただければと存じます。また、「1デスクトップ当たりのメモリ 8GB 以上」と記載されるに至った背景・貴省の考えを記載いただくのが良いと考えます。	中央省庁など公共機関における仮想デスクトップ環境では4GBメモリが一般的であり、8GBメモリ指定は実現コストが高止まりする可能性が高いと考えます。「メモリ:4 GB 以上」と記載し、「メモリ:4 GB 以上」の提案時には加点点要素とするのが良いと考えます。 また、記載の背景を記載いただくことで、リソースの過剰割り当て以外の方策によるユーザビリティ確保の提案も促すべきと考えます。 ・現在の端末運用において、朝の業務開始までのログオン時間が長いことを懸念されているのであれば、運用で事前に仮想デスクトップを起動させておく、プロファイルダウンロードを極力なくするためにフォルダリダイレクト設定するなど一般的な仮想デスクトップ設定で回避できる可能性があります。 ・負荷の高いアプリ利用やヘビーユーザ(職員)が利用する仮想デスクトップには、個別に多くのメモリを割り当てるなどによりユーザビリティを確保することも可能です。 適切な最低要件の記載により、ユーザビリティと費用対効果の両方を踏まえた提案を促すことが、今回の調達においては適切であると考えます。	現行の物理端末のスペックは別途閲覧資料等で開示しているとおりで。また、貴見を踏まえ、加点点内容でスペックの優劣やユーザビリティの優劣にて競争の余地が残されるよう評価基準案を修正いたします。 なお、技術動向調査等を行った結果として仮想デスクトップにて発生しうるあらゆる性能問題について、仮想デスクトップに利用するストレージがボトルネックになることが多いと判断したためです。また、昨今多く利用されている物理端末の性能等を勘案した結果当該数値を選定しています。
25	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.30	②ソフトウェア製品の活用方針として、OSS製品の積極活用、OS又はSW製品の統一化など運用等経費の削減に資する内容となっている	共働支援、業務処理系、共有基盤系システムを構成するサーバ仮想化製品と、仮想デスクトップ環境や仮想ブラウザ環境を構成するサーバ仮想化製品は、同じ製造元のソフトウェアパッケージ製品である要件はありますでしょうか。	今回の調達において仮想化製品の適用範囲は大きく、同じ製造元のソフトウェアパッケージ製品であるかどうかは、ヘルプデスク業務の工数や定常的なシステム運用保守工数、脆弱性診断やバージョンアップ計画・作業の工数に大きく関わるため。	SW製品(MW、仮想化ソフトウェアを含む)はできる限り統一化を図ることを要件としております。ただし、「できる限り」とあり、同じ製造元のソフトウェアパッケージ製品は必須の要件ではありません。
26	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.30	②ソフトウェア製品の活用方針として、OSS製品の積極活用、OS又はSW製品の統一化など運用等経費の削減に資する内容となっている	共働支援、業務処理系、共有基盤系システムを構成するサーバ仮想化製品、仮想デスクトップ製品および仮想デスクトップ環境を構成するサーバ仮想化製品、仮想ブラウザ製品および仮想ブラウザ環境を構成するサーバ仮想化製品が、同じ製造元のソフトウェアパッケージ製品である場合は、「SW製品の統一化」に合致しますでしょうか。	今回の調達において仮想化製品の適用範囲は大きく、同じ製造元のソフトウェアパッケージ製品であるかどうかは、ヘルプデスク業務の工数や定常的なシステム運用保守工数、脆弱性診断やバージョンアップ計画・作業の工数に大きく関わるため。	「SW製品の統一化」の中にはMW仮想化ソフトウェアを含みます。ただし、当該事項は評価基準として示すものであり、必須の要件ではありません。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
27	別添2(2)総合評価基準表(加点点)	-	-	-	No.41	受注者が提案するストレージについて、以下に示す内容を含む形で性能面での優位性を論理的に示されていること。 ①提案されたストレージの性能の優位性について、定量的に比較できる数値(IOPS等)を用いて示されていること。②省内LANで用意する機能に対して上記の性能がどのように寄与するのか。該当する機能と性能改善を測定する基準値(仮想デスクトップOSの起動時間、ファイル共有サーバの処理速度等)について、客観的な指標を示した上で、上記で得られた数値等がそれを超えるものが提供可能であることが示されていること。③上記の性能改善を行う対象が職員の利便性に資するものであることが、根拠を付けて示されていること。	下記内容を評価基準に採用されることをご提案いたします。 「現行システムと比較し、ストレージ設計の合理化が成されており、実使用領域以外のスナップショットやコピーなどのバックアップ領域のストレージ総容量に対する占有率の低減が定量的に示されていること」	費用の3割削減の目標達成のためにはハードウェア構成の簡素化が必要と考えます。	意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 運用等経費の適性化については、総合評価基準において評価するポイントとしており、その評価項目において評価が可能と判断しております。
28	別添2(2)総合評価基準表(加点点)	-	-	-	No.41	受注者が提案するストレージについて、以下に示す内容を含む形で性能面での優位性を論理的に示されていること。 ①提案されたストレージの性能の優位性について、定量的に比較できる数値(IOPS等)を用いて示されていること。②省内LANで用意する機能に対して上記の性能がどのように寄与するのか。該当する機能と性能改善を測定する基準値(仮想デスクトップOSの起動時間、ファイル共有サーバの処理速度等)について、客観的な指標を示した上で、上記で得られた数値等がそれを超えるものが提供可能であることが示されていること。③上記の性能改善を行う対象が職員の利便性に資するものであることが、根拠を付けて示されていること。	下記内容を評価基準に採用されることをご提案いたします。 「現行システムと比較し、ストレージのデータ領域を構成する機構の障害発生率が低減される工夫が成されており、その妥当性が示されていること」	費用の3割削減の目標達成のためには、運用コストの低減が必要と考えます。障害発生率の低減は運用コスト減につながるかと考えます。	意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 運用等経費の適性化については、総合評価基準において評価するポイントとしており、その評価項目において評価が可能と判断しております。
29	別添2(2)総合評価基準表(加点点)	-	-	-	No.43	受注者が提案するネットワーク構成(物理構成図、論理構成図)について、以下に示す内容を含む形で具体的に示されていること。 ①要件定義書「第3章第10節情報セキュリティに関する事項」における対策内容と整合のとれた内容となっていること。 ②外部系と内部系の分離の実現方式を具体的に示すとともに、内部系に配置された情報の漏えい可能性を極小化していることを、類似する受注者の実績等の根拠を付けて示されていること。 ③マルウェア等の侵入及び感染があった場合に、その侵入・感染の拡大を防止可能であることを、類似する受注者の実績等の根拠を付けて示されていること。 ④仮想デスクトップ及び仮想ブラウザを用いた場合に、その流量を踏まえた調達対象範囲における回線帯域、ネットワーク機器等のサイジングを行っていることを、根拠を付けて示されていること。	「⑤フォレンジック対策として、仮想デスクトップ及び仮想ブラウザ環境における証拠保全・調査分析のための一連の運用案とそのためのシステム構成・機能が示されていること。」を追加いただければと存じます。	証拠保全・調査分析のために被疑仮想マシン(マルウェアの感染が疑われる仮想マシン)などを安全に保管し、調査担当者の方のみ利用可能な環境を実現することが重要であり、それに関する具体的な提案を促すため。	意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 本項目①において、ネットワーク構成と情報セキュリティ対策要件との対応関係について評価することとしており、その中で評価が可能と判断しています。
30	別添2(2)総合評価基準表(加点点)	-	-	-	No.43	別添2 総合評価基準表(加点点) 受注者が提案するネットワーク構成(物理構成図、論理構成図)について、以下に示す内容を含む形で具体的に示されていること。 ①要件定義書「第3章 第10節 情報セキュリティに関する事項」における対策内容と整合のとれた内容となっていること。 ②外部系と内部系の分離の実現方式を具体的に示すとともに、内部系に配置された情報の漏えい可能性を極小化していることを、類似する受注者の実績等の根拠を付けて示されていること。 ③マルウェア等の侵入及び感染があった場合に、その侵入・感染の拡大を防止可能であることを、類似する受注者の実績等の根拠を付けて示されていること。 ④仮想デスクトップ及び仮想ブラウザを用いた場合に、その流量を踏まえた調達対象範囲における回線帯域、ネットワーク機器等のサイジングを行っていることを、根拠を付けて示されていること。	「③マルウェア等の侵入及び感染があった場合に、その侵入・感染の拡大を防止可能であることを、類似する受注者の実績等の根拠を付けて示されていること。」について、「③マルウェア等の侵入及び感染があった場合に、その侵入・感染の拡大を防止可能であることを、証拠保全・調査分析のための一連の運用案とそのためのシステム構成・機能が示されていること。」と追加・変更いただければと存じます。	証拠保全・調査分析のために被疑マシン(マルウェアの感染が疑われる端末や仮想マシン)などを安全に保管し、調査担当者の方のみ利用可能な環境を実現するなど一連の運用設計は、セキュリティレベル向上が実現する上で重要であり、それに関する具体的な提案を促すため。	意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 本項目①において、ネットワーク構成と情報セキュリティ対策要件との対応関係について評価することとしており、その中で評価が可能と判断しています。
31	別添2(2)総合評価基準表(加点点)	-	-	-	No.52	②情報セキュリティ管理のセキュリティインシデント対応(予兆を含む)について、迅速かつ的確な対応が行えるよう、対応要否の判断基準、具体的な対応手順の概要及び対応体制の概要を示すこと。	「②情報セキュリティ管理のセキュリティインシデント対応(予兆を含む)」について、」を、「②情報セキュリティ管理のセキュリティインシデント対応(予兆及び証拠保全・調査分析を含む)」について、と記載変更いただければと存じます。	仮想デスクトップ及び仮想ブラウザ環境において、証拠保全・調査分析のために被疑仮想マシン(マルウェアの感染が疑われる仮想マシン)などを安全に保管し、調査担当者の方のみ利用可能な環境を実現することが重要であり、それに関する具体的な提案を促すため。	意見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 ご認識のとおり、セキュリティインシデント対応には証拠保全、調査分析も含むものになります。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
32	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.52	別添2 総合評価基準表(加点点用) ②情報セキュリティ管理のセキュリティインシデント対応(予兆を含む)について、迅速かつ的確な対応が行えるよう、対応要否の判断基準、具体的な対応手順の概要及び対応体制の概要を示すこと。	「②情報セキュリティ管理のセキュリティインシデント対応(予兆を含む)について、」を、「②情報セキュリティ管理のセキュリティインシデント対応(予兆及び証拠保全・調査分析を含む)について、」と記載変更いただければと存じます。	証拠保全・調査分析のために被疑マシン(マルウェア)の感染が疑われる端末や仮想マシンなどを安全に保管し、調査担当者の方のみ利用可能な環境を実現するなど一連の運用設計は、セキュリティレベル向上が実現する上で重要であり、それに関する具体的な提案を促すため。	意見を踏まえ、セキュリティインシデント対応の内容について、修正させていただきます。
33	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.55		受託者において本業務を履行する事業部門は、COPCの認証を取得している、又はこれと同等のコンタクトセンター業務の品質保証規格を確立していること。該当する場合は、その根拠を示すこと。	品質改善における取組みについて根拠を提示できる受託者へ委託する事が望ましいと考えられるため(COPCはコンタクトセンターの品質マネジメント規格となります。)	意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 品質改善における取組に関しては、各種蓄積された知見を提案いただくことが可能な評価項目が総合評価基準において各種設定されているためです。
34	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.55		IT関連のサービスデスク業務を直近5年間で3年以上実施している業者であること。	技術力が乏しいオペレータ配置のリスクを排除する為の条件として記載があった方が良いと考えるため。	意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 運用員の問題管理能力などの技術力については、総合評価基準において各種評価項目として設定されているためです。
35	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.55		受託者は、JIPDEC(日本情報経済社会推進協会)の規定するプライバシーマークの認定を受けていること。該当する場合はその根拠を示すこと。	個人情報保護における取組について根拠を提示できる受託者へ委託する事が望ましいと考えられるため。	意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 プライバシーマークについて基礎点用の要件としており、加点点目に適さないため。
36	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.55		受託者は、ISO/IEC27001:2005の認定、又は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているコンタクトセンター部門及び組織であること。該当する場合は、その根拠を示すこと。	情報セキュリティの確保における取組について根拠を提示できる受託者へ委託する事が望ましいと考えられるため。	意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ISO/IEC27001:2005の認定等については基礎点用の要件としており、加点点目に適さないためです。
37	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.61	①デモンストレーションでは、各サービス(職員ポータル、電子メール、ファイル共有サービス、業務改革支援サービス、仮想デスクトップ)におけるユーザビリティの評価を行う。	デモンストレーション対象として、仮想ブラウザサービスを含めるべきと考えます。	今回の調達において仮想ブラウザサービスの実現は操作性、利便性に大きく関わり、また利用者が約63,000名と多いことより、ユーザビリティ評価の対象とすべきと考えます。	意見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
38	別添2(2)総合評価基準表(加点点用)	-	-	-	No.61	別添2 総合評価基準表(加点点用) ①デモンストレーションでは、各サービス(職員ポータル、電子メール、ファイル共有サービス、業務改革支援サービス、仮想デスクトップ)におけるユーザビリティの評価を行う。	デモンストレーション対象として、仮想ブラウザサービスを含めるべきと考えます。	今回の調達において仮想ブラウザサービスの実現は操作性、利便性に大きく関わり、また利用者が約63,000名と多いことより、ユーザビリティ評価の対象とすべきと考えます。	意見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
39	別添2(5)別添提案書(記載例)	1	-	-	-	別添提案書(記載例)	記載例にどこまで従う必要があるかご教授下さい。	記載例に確実に従う必要があるのかまた、どこまで従う必要があるのかご教授願います。ペナダの自由な提案が阻害されるため。	記載例は参考情報として提示しているものであり、本調達の提案者の創意工夫のある提案を妨げるものではありません。
40	別添3 調達仕様書(案)	5	-	-	参考とする政府指針・ガイドライン等及び本省の指針等	13. 公共サービス改革基本方針(平成27年7月10日改定 閣議決定) http://www5.cao.go.jp/koukyo/kihon/pdf/150710kihon.pdf	13. 公共サービス改革基本方針(平成27年7月10日改定 閣議決定) http://www.soumu.go.jp/main_content/000422443.pdf	リンク先ファイルが存在しない。	意見を踏まえ、修正させていただきます。
41	別添3 調達仕様書(案)	12	第1章	第4節	表1-2 用語集	表1-2 用語集	本システムでは、仮想デスクトップ、仮想ブラウザ等が採用され、また、端末が別途調達されることから、下記に係る用語の定義(範囲)を記載いただくことのご検討をお願いいたします。 ・クライアントPC(実施要項P4 表2-1「マルウェア対策」等) ・端末(調達仕様書P19 表1-5等) ・執務用PC(シンクライアント)(調達仕様書P20 図1-1等) ・執務用PC(ファット)(調達仕様書P20 図1-1等) ・執務用PC(調達範囲外)(調達仕様書P20 図1-1等) ・シンクライアント端末(調達仕様書P25 表1-8項番25等) ・PC端末(要件定義書P13第2章第1節 オローカルドライブへのデータ保存禁止等) ・仮想デスクトップ(実施要項P4 表2-1「マルウェア対策」等) ・仮想ブラウザ(実施要項P4 表2-1等) ・BYOD(調達仕様書P25 表1-8項番25等) 【記載例】 ・クライアントPC ・執務用PC(シンクライアント)、執務用PC(ファット)、執務用PC(調達対象外)の総称。仮想デスクトップ、仮想ブラウザ、BYODは含まない。 ・端末 ・別途実施するクライアントPC及びその周辺機器並びにプリンタ(統計処理用カット紙プリンタ及び統計処理用連続帳票紙)及びその周辺機器の調達で調達される執務用PC(シンクライアント)及び執務用PC(ファット)。仮想デスクトップ、仮想ブラウザ、BYODは含まない。等	正確な要件把握による構成及び見積精緻化のため	意見を踏まえ、用語の定義をしたうえで、該当の記載を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改造備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
42	別添3 調達仕様書(案)	22	第1章	第5節	2 情報システムの概要 表1-7 業務処理系システムのサービス概要 項番5	これらの情報システム関連予算資料の担当者や資料等の関連情報のつながりを一元的に管理し、各種情報システム関連予算・調達関連事務の支援を行う機能を提供する。	「参考資料7 機能一覧 業務改革支援サービス」のシステム関連予算・調達業務支援機能には、このような「関連情報のつながり」を管理する機能の記載がないため、記載をお願いいたします。	業務改革支援サービスの導入目的の一つである「行政事務の高度化・効率化」を達成するためには、「関連情報のつながり」の管理および参照機能を導入し、職員様が過去の経緯や事例を踏まえて効率的に事務作業を実施できる環境を整備することが重要であると認識しております。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 「資料等の関連情報のつながりを一元的に管理し」は当該サービスで管理されるシステム関連の予算及び調達に係る情報全般を指し、業務及びシステムフローの中で管理されることをもって「つながり」と表現しています。
43	別添3 調達仕様書(案)	24	第1章	第5節	2 情報システムの概要 表 1-8 共有基盤系システムのサービス概要	マルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ): クライアントPC・仮想デスクトップにマルウェアが侵入した際、早期に検知・駆除するための機能を提供する。マルウェアの検査・検知に当たっては、定義情報に合致した既知のマルウェアの検査・検知だけでなく、振る舞い検知型の未知のマルウェアの検査・検知を行う。	マルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ): クライアントPC・仮想デスクトップにマルウェアが侵入した際、早期に検知・駆除するための機能を提供する。マルウェアの検査・検知に当たっては、定義情報に合致した既知のマルウェアの検査・検知だけでなく、振る舞い検知型の未知のマルウェアの検査・検知を行う。検知および駆除された未知のマルウェアが省内の他の端末にも拡散された場合に迅速に対応するために、省内の他の端末にも定義情報を共有する。	検知および駆除された未知のマルウェアの情報を、省内の他の端末にも共有(=配布)可能にすることで、省内の他の端末に同マルウェアが混入した際に素早く検知および駆除することができます。そのため下記文言の追加をご検討ください。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
44	別添3 調達仕様書(案)	24	第1章	第5節	2 情報システムの概要 表1-8 共有基盤系システムのサービス概要 項番17フォレンジック対策	省内LANに設置するサーバ及びクライアントPC・仮想デスクトップのフォレンジックを実施できる機能を提供する。当該機能は、不正アクセス、機密情報漏えい等の情報機器に関する犯罪・法的紛争・訴訟が発生した際に、原因を調査するためサーバ及びクライアントPCのデータやログ等の電子的記録の証拠保全・調査分析に用いる。	下記の通り「及びネットワーク」を追加頂けます様お願いいたします。	本調達仕様書において、クライアントを対象にしたフォレンジックの記載がありますが、クライアントのフォレンジックだけではデータや証拠が削除された場合など、「何を」情報漏洩させたか、十分な情報が取得できない可能性があります。そのため実データのバックアップを取得できる機能も検討すべきと考えます。IPAで公開しているアメリカ国立標準技術研究所(NIST)の文書(下記URL)においてクライアントに加えて、ネットワークフォレンジックの重要性が記載されております。 https://www.ipa.go.jp/files/000025351.pdf	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
45	別添3 調達仕様書(案)	24	第1章	第5節	2 情報システムの概要 表 1-8 共有基盤系システムのサービス概要	情報セキュリティ管理サービス フォレンジック対策 省内LANに設置するサーバ及びクライアントPC・仮想デスクトップのフォレンジックを実施できる機能を提供する。当該機能は、不正アクセス、機密情報漏えい等の情報機器に関する犯罪・法的紛争・訴訟が発生した際に、原因を調査するためサーバ及びクライアントPCのデータやログ等の電子的記録の証拠保全・調査分析に用いる。	情報セキュリティ管理サービス フォレンジック対策 省内LANに設置するサーバ及びクライアントPC・仮想デスクトップのフォレンジックを実施できる機能を提供する。当該機能は、不正アクセス、機密情報漏えい等の情報機器に関する犯罪・法的紛争・訴訟が発生した際に、原因を調査するためサーバ及びクライアントPCのログや、HDDやRAMのデータ等の電子的記録の証拠保全・調査分析に用いる。	従来のフォレンジックではストレージ内のデータが対象になることが多かったですが、マルウェアやサイバー攻撃が高度化した現在においてはRAMデータの解析の重要性が高まりました。RAMにしか痕跡を残さないマルウェアも多く存在するため、RAM解析の重要性を鑑みて明記を推奨します。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
46	別添3 調達仕様書(案)	24	第1章	第5節	2 情報システムの概要 表1-8 共有基盤系システムのサービス概要 項番19	最新のマルウェア等のパターンファイルの適用有無とOS等の最新のセキュリティパッチの適用有無を確認する機能を有し、あらかじめ決められたポリシーを満たさないクライアントPC・仮想デスクトップの検出と通信遮断を行う	検疫ネットワークについて、クライアントPC・仮想デスクトップと記載されておりますが、テレワーク端末、シンクライアント、ファットPC等、検疫対象となる機器とその台数を明確に記載いただくようお願いします。 また、仮想デスクトップのVDI方式については、要件定義書案33頁にはフルクローン形式と記載されておりますが、構成するソフトウェア等、想定されている仕様を明確に記載いただくようお願いします。	システム構築の範囲を明確にするため。	「検疫ネットワークについては、貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。なお、対象となる機器は「別紙13 次期端末・周辺機器の導入予定数」に記載の「端末」が対象範囲となります。仮想デスクトップは記載の誤りであり、管理対象外とします。 ・仮想デスクトップを構成するソフトウェアについては、「要件定義書 第3章 第11節 3 (2) エ クライアントPC・仮想デスクトップ等導入ソフトウェア要件」を参照ください。
47	別添3 調達仕様書(案)	24	第1章	第5節	2 情報システムの概要 表1-8 共有基盤系システムのサービス概要 項番19	同上	検疫ネットワークについて、システムの利便性向上とセキュリティ対策強化のため、MAC OS XやスマートフォンのAndroidOS、iOSも対象とすることを推奨いたします。	システムの利便性向上とセキュリティ対策強化のため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
48	別添3 調達仕様書(案)	24	第1章	第5節	2 情報システムの概要 表1-8 共有基盤系システムのサービス概要 項番19	同上	検疫ネットワークについて、セキュリティ対策強化のためAdobe Flash PlayerやJava等のアプリケーションパッチについても検疫対象とすることを推奨いたします。	セキュリティ対策強化のため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 Adobe Flash Player やJava等については脆弱性が頻繁に公表されており、攻撃対象となることが考えられ、検疫対象として指定できることが望ましいと判断しました。
49	別添3 調達仕様書(案)	24	第1章	第5節	2 情報システムの概要 表1-8 共有基盤系システムのサービス概要 項番19	同上	検疫ネットワークについて、「最新のマルウェア等のパターンファイルの適用有無とOS等の最新のセキュリティパッチの適用有無を確認する機能」とありますが、システムの利便性向上とセキュリティ対策強化のため、該当機能を「Windows/パッチやウイルスパターン情報等の検疫辞書配布」と明確化頂くことを推奨いたします。	要件を明確化するため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 「最新のマルウェア等のパターンファイルの適用有無とOS等の最新のセキュリティパッチの適用有無を確認する機能」において機能の目的として必要十分な記載をしており、貴見の記載変更案に含まれるような実現手段までを特定・指定する意図はないためです。
50	別添3 調達仕様書(案)	24	第1章	第5節	2 情報システムの概要 表1-8 共有基盤系システムのサービス概要	※別添3調達仕様書(案)別紙7 P.27 マルウェア対策(エンドポイント)マルウェア検知・防御機能-感染防止に 「マルウェア判定されたファイルを実行した端末を自動的にネットワークから隔離する機能又はマルウェア判定されたファイルを実行した端末に対して、ファイル実行そのものを未然に防ぐ仕組みを持つこと等によりマルウェアが他の端末に拡散し、感染が拡大することを防止する機能を有すること。」と記載	「マルウェア判定されたファイルを実行した端末を運用側で確認後、ネットワークから隔離する機能又はマルウェア判定されたファイルを実行した端末に対して、ファイル実行そのものを未然に防ぐ仕組みを持つこと等によりマルウェアが他の端末に拡散し、感染が拡大することを防止する機能を有すること。」へ変更することを望ましいと思われま。	マルウェアに感染したシステム的に(AVソフトウェアが)判断された際、自動に端末をネットワークから切り離す事は業務上大きなリスクがあると考えられます。基本的に、マルウェア感染した際は、運用側で判断を行い、感染が確認されてから手動にて切り離すことが望ましいと考えます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 マルウェアが他のエンドポイントに拡散し、感染が拡大することを防止することが主目的であるため、その実現手段については機能又は運用の仕組みにおいて実現していただいても構いません。

厚生労働省LANシステムの更改造備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
62	別添3 調達仕様書(案)	33	第3章	第1節	2 設計・開発業務 (2) 設計 イ 情報システムの利用者等との調整	「なお、利用者向け説明会については要件定義内容の確認・調整、設計、開発・テストの適切な段階で実施することとし、実施時期及び説明を行う利用者の範囲等については当省と協議・調整するものとする。」	現行システムの実績もしくは、現時点で想定する実施回数と利用者の範囲など基本条件の提示をお願いします。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、検討いただきましたが、次期システムと現行システムは規模が異なるため、原案のとおりとします。 なお、前回構築時の説明会の開催実績等については、閲覧資料等にて開示をさせていただきます。
63	別添3 調達仕様書(案)	34	第3章	第1節	2 設計・開発業務 (2) 設計 ウ 移行計画書の案の作成 表3-2 関係する調達事業者、システムとの調整内容	表3-2 項番3 受注者は、次期省内LANに統合するシステム(別紙1 統合対象システム一覧)との調整・協議を行い、移行及び運用・保守における役割分担等を確定させること。	「別紙1 統合対象システム一覧」に記載されているシステムのデータ移行は、統合ネットワーク経由によるデータ移行が可能か。 統合ネットワークに接続されていないシステムがある場合は「別紙19 移行対象データ一覧」等に明記すべきである。	データ移行を統合ネットワーク経由で実施できるか明確にするため	データ移行に関しては、媒体等を利用してデータ移送を行うことを想定しています。なお、業務に支障のない範囲での統合ネットワーク経由によるデータ移行可否は、別途統合対象管理組織との協議の上で決定します。 また、統合ネットワークとの接続については、平成30年7月のタイミングでは全てのシステムについて統合ネットワークとの接続がされている状態となります。現時点での統合ネットワークとの接続有無、接続が無いシステムについて接続が可能な時期については別途閲覧資料等で用意させていただきます。
64	別添3 調達仕様書(案)	34	第3章	第1節	2 設計・開発業務 (2) 設計 表3-2 関係する調達事業者、システムとの調整内容	表3-2 項番3 受注者は、次期省内LANに統合するシステム(別紙1 統合対象システム一覧)との調整・協議を行い、移行及び運用・保守における役割分担等を確定させること。	「別紙1 統合対象システム一覧」に記載されているシステムのデータ移行の際に、統合元システムで利用可能な媒体は何か。	データ移行を媒体を使って実施できるか明確にするため	データ移行に関しては、媒体等を利用してデータ移送を行うことを想定しています。 なお、開示可能な範囲で閲覧資料等に利用可能な媒体等は提示いたしますが、具体的な移送媒体については統合対象組織との協議の上で決定することとします。
65	別添3 調達仕様書(案)	34	第3章	第1節	2 設計・開発業務 (2) 設計 表3-2 関係する調達事業者、システムとの調整内容	表3-2 項番3 受注者は、次期省内LANに統合するシステム(別紙1 統合対象システム一覧)との調整・協議を行い、移行及び運用・保守における役割分担等を確定させること。	「別紙19 移行対象データ一覧」で統合対象システムの移行担当が受注者となっているシステムについて、受注者と統合元のシステム担当者・現行業者の役割分担を極力明確にすべきである。 または移行担当を統合元システム担当者・現行業者として、受注者は移行支援を行う役割に変更すべきである。	安全なシステム統合を実現するため、極力統合元システムに関する情報を開示し、受注者と対象システム担当者・現行業者との責任分界点を明確にしておくべきである。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 現状提示している役割分担については、「参考資料21 各事業者役割分担」とおりとなります。当該役割分担を逸脱しない範囲で、具体的な作業の役割分担を調整いただく想定です。
66	別添3 調達仕様書(案)	34	第3章	第1節	2 設計・開発業務 (2) 設計 ウ 移行計画書の案の作成	「「ハローワークシステム」は、ハローワークシステムの更改造備である平成32年1月より、ハローワークシステムが独自にもつSBC環境を、次期省内LANのインターネット分離環境(仮想ブラウザ等)に切替えるとともに、電子メール、掲示板等の各サービスを統合する予定である。」	要件定義書P.28 表3-6の※3には、仮想ブラウザ機能が平成32年1月より、利用開始する旨が記載されており、そのほかの電子メール、掲示板等の各サービスは平成30年7月の省内LANサービス開始時点で統合されるとも理解できます。 「ハローワークシステム」の電子メール、掲示板等の各サービスの統合時期をご教示いただけますでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
67	別添3 調達仕様書(案)	36	第3章	第4節	2 設計・開発業務 (3) 開発・テスト ウ 機器搬入・設置作業 表3-4 機器搬入・設置作業内容	賃貸借の対象となる機器及び次期端末・周辺機器事業者の調達範囲の機器の設置場所については、事前調査等を行った上で、「機器設置レイアウト図」及び「ラック搭載図」等の案を作成すること。	「機器設置レイアウト図」は次期端末・周辺機器が設置される全面所が対象でしょうか。次期端末・周辺機器が対象の場合には、現行の端末・周辺機器の「機器設置レイアウト図」の電子データを提供頂くことは可能でしょうか。	作業範囲を確認したいため。	貴見を踏まえ、可能な限り本調達時に閲覧資料として提供いたします。
68	別添3 調達仕様書(案)	37	第3章	第1節	2 設計・開発業務 (3) 開発・テスト ウ 機器搬入・設置作業 表3-4 機器搬入・設置作業内容	表3-4 機器搬入・設置作業内容 項番3	「搬入・設置対象機器の選定、調達を行うこと。」の記載を削除してください。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
69	別添3 調達仕様書(案)	40	第3章	第1節	2 設計・開発業務 (7) ODB登録用シートの提出 表3-6 ODB登録用シート記載事項(設計・開発)	表3-6 項番3	「ソフトウェア分類」の文字が欠けている。	誤記の指摘	意見を踏まえ、修正させていただきます。
70	別添3 調達仕様書(案)	49	第3章	第2節	1 成果物 (1) 設計・開発業務 表3-9 設計・開発等業務における成果物、納品期日等	表3-9 設計・開発等業務における成果物、納品期日等 項番41、42、43	移行手順書、作業説明書、移行テスト計画書の納品期日は、開発・テスト工程の実施前ではなく、「移行計画書に定めた期日」が適切です。	移行手順書、作業説明書、移行テスト計画書はp.39にあるように移行準備フェーズで実施すると想定しております。開発・テスト工程と紐づくタスクではため、納品期日は開発・テスト工程の実施前ではなく、「移行計画書に定めた期日」の方が適切と考えております。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
71	別添3 調達仕様書(案)	56	第5章	第1節	1 全体体制 (1) 全体体制図 表5-1 組織、事業者等の主な役割	項番4 連携・個別システム管理組織 次期省内LANと連携するシステム(連携システム)又は次期省内LANで提供する仮想デスクトップ等から利用されるシステム(個別システム)の責任者として、当省との設計・開発内容の仕様調整及び運用・保守時の各種調整を行う。	更改に伴い、連携システム側に改修が発生する場合、改修費用等は、連携先システムの負担と理解していますがよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	ご認識のとおりです。ただし、連携・個別システムの改修は必要最小限となるようなご提案を願います。
72	別添3 調達仕様書(案)	60	第5章	第1節	2 受注者の体制 (2) 運用・保守業務の作業の実施体制 表5-3 主なグループ、担当者等の主な役割(運用・保守工程) 項番5	情報セキュリティ管理グループ 運用・保守の遂行に当たり受注者内の情報セキュリティ規定に基づいて情報セキュリティ対策等を行うとともに、運用・保守時に発生した情報セキュリティインシデント等の初動対応を行う。また、日々のセキュリティログ等の分析を行い、情報セキュリティインシデントの未然防止・早期検知等により、次期省内LANの情報セキュリティの担保を行う。	情報セキュリティ管理グループ 運用・保守の遂行に当たり受注者内の情報セキュリティ規定に基づいて情報セキュリティ対策、フォレンジック調査等を行うとともに、運用・保守時に発生した情報セキュリティインシデント等の初動対応を行う。また、日々のセキュリティログ等の分析を行い、情報セキュリティインシデントの未然防止・早期検知等により、次期省内LANの情報セキュリティの担保を行う。	24頁「表1-8 共有基盤系システムのサービス概要」にフォレンジック対策が業務としてあげられていますが、「情報セキュリティ管理グループ」「情報セキュリティ責任者」「上級セキュリティエンジニア」、何れにも役割として振られていません。フォレンジック調査が必要な時、即ち有事の際に担当・責任の所在の確認が遅れ、被害の拡大に繋がる恐れがありますため、担当・責任を明確にすることを推奨します。 参考：本書「参考とする政府指針・ガイドライン等及び本省の指針等」4. 情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革—日本年金機構への不正アクセスによる情報流出事業を踏まえ—(28頁)	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 情報セキュリティインシデント発生時に、フォレンジック調査が必要になる場合が想定されます。その際には、情報セキュリティ管理グループが主導でその対応を担っていく必要があるため、その旨を役割分担として明瞭にいたします。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
73	別添3 調達仕様書(案)	81	第10章	第1節	-	本書は、受注者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本書に記載していない事項であっても、本調達に必要と認められる事項は、当省と協議のうえ、これを行うこと。	本調達仕様に明示されていない事項で対応が必要となった作業については、当省と実施可否、追加費用等を協議の上、実施すること。という内容に変更頂くことで問題ないかと教授願います。	記載していない事項について対応の実施を要請されているが、費用負担について明言されていないため。	調達仕様書、要件定義書等に記載がなくても、本調達に必要と認められることについては実施願います。 ただし、明らかに要件に含まれないものに関しては、協議の上、実施可否、費用負担等を調整する必要はあると考えています。 貴見を踏まえ、上記が明確になるよう、修正をさせていただきます。
74	別添3 要件定義書(案)	2	第1章	第2節	表 1-1 更改における目標及び主な成功要因	表1-1 項番4 働き方改革の推進	テレワーク利用者には勤務場所や頻度などの申請をルール化する必要があると考えますがいかがでしょうか。	テレワークの実施状況や実績を残すことで、「働き方改革の推進」をさらに加速させていくことができると考えております。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 テレワーク等の実施状況は、サーバ等のログ等から把握可能と考えるため。
75	別添3 要件定義書(案)	2	第1章	第2節	表 1-1 更改における目標及び主な成功要因	表1-1 項番4 働き方改革の推進	「働き方改革の推進」においては、勤務時間の適切な管理が必要である。仮想デスクトップサービスやリモートアクセスサービスといった環境の準備以外に、「テレワーク利用者から上司へのテレワーク勤務の申請・承認」や「タスク進捗率等の業務報告」といったワークフローの検討、支援するサービスを導入すべきである。	テレワーク利用者の業務や動態を適切に管理する必要があるから	貴見を踏まえ、検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、「働き方改革」の観点から、有効性・効率性の高い提案は、総合評価基準にて評価することとしています。
76	別添3 要件定義書(案)	3	第1章	第2節	1 業務の範囲 (1) 共働支援システム 表 1-2 共働支援システムで提供する主なサービス一覧	表 1-2 共働支援システムで提供する主なサービス一覧 項番4 コミュニケーションサービス ・遠隔地の職員との間で画面を共有しながらオンラインで会議を行う。	Web会議への参加者は、「別添3 要件定義書(案) P27 表 3-6 利用形態と対象組織」に記載されている利用者が対象であり、システム外からの利用はないと理解してよろしいでしょうか。	正確な費用見積を行うため、システム外からの利用者の存在有無により、機器構成や必要なライセンス数が異なります。	Web会議については、システム外からの利用も想定しています。 上記が明確になるよう、要件を修正させていただきます。
77	別添3 要件定義書(案)	4	第1章	第2節	1 業務の範囲 (3) 共有基盤系システム 表 1-4 共有基盤系システムで提供するサービス機能一覧	表1-4 項番3 情報セキュリティ管理サービス 業務での主な利用方法	「セキュリティインシデント発生時の調査分析に必要なデータや操作ログを提供できる。」といった、セキュリティインシデント発生に備えた文言を含めるべきである。	セキュリティインシデント発生時は、利用者に操作履歴等のヒアリングや調査が必要になるから。	貴見を踏まえ、検討しましたが、原案のとおりとします。 本記載はサービスの「主な」利用方法を示しているものであり、全ての利用方法を網羅しているわけではありません。また、セキュリティインシデント発生時のデータや操作ログ等の提供については、情報セキュリティに関する事項又は運用に関する事項に記載された要件等で補充されているため、追記は不要と判断しています。
78	別添3 要件定義書(案)	6	第1章	第3節	2 利用場所 表 1-5 利用拠点と拠点数	表1-5 利用拠点と拠点数 項番3 施設等機関	検査所の拠点数が79とありますが、別紙14 端末配布拠点一覧を参照すると拠点数は75です。端末配布拠点一覧の記述が正しいという理解でよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	「別紙14 端末配布拠点一覧」の数字が正しいため、貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
79	別添3 要件定義書(案)	10	第2章	第1節	1 共働支援システム (1) 実装機能 表2-1 共働支援システムで提供するサービスの概要	項番14 申請届出サービス なお、本サービスは統計処理システム及び情報提供システムに関する申請届出を管理する用途でも使用する可能性が有る。 項番15 オンライン研修(自習室) なお、本サービスは統計処理システム及び情報提供システムに関するコンテンツを管理する用途でも使用する可能性が有る。	統計処理システム及び情報提供システムは、構成、およびヘルプデスク運用が分離されており、申請届出サービス、オンライン研修は、省内LAN内のみでの利用と理解してよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	統計処理システム及び情報提供システムは、構成、及びヘルプデスク運用が分離されています。 また、申請届出サービス及びオンライン研修サービスは、次期省内LANシステムだけでなく、その他のシステムでも利用されます。具体的には、統計処理システム及び情報提供システムも利用します。 上記が明確になるよう、要件を修正させていただきます。
80	別添3 要件定義書(案)	12	第2章	第1節	1 共働支援システム (2) 実装機能について特筆すべき事項 エ ファイル共有サービスの文書管理機能の向上	・「ファイル共有(確定文書領域)」と同様の目的で使用可能なサービス(「一元的文書管理システム」)が総務省より提供されており、サービスの重複が発生している。	現状把握のため、一元的文書管理システムの仕様、および利用時の業務フローが記載された資料をご提示ください。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、記載されました項目につきましては、可能な限り本調達時に閲覧資料として提供いたします。
81	別添3 要件定義書(案)	13	第2章	第1節	1 共働支援システム (2) 実装機能について特筆すべき事項 オ ローカルドライブへのデータ保存禁止	PC端末のローカルドライブへのデータ保存ができないよう設定を行うこと	ローカルドライブへのデータ保存が禁止となるのは、一般執務用クライアントPC(ファットクライアント端末)（「別紙13 次期端末・周辺機器の導入予定数」のNo2)のみと理解してよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	当該要件の対象は執務用PC(ファットクライアント)のみを想定しています。 上記が明確になるよう、要件を修正させていただきます。
82	別添3 要件定義書(案)	13	第2章	第1節	1 共働支援システム (2) 実装機能について特筆すべき事項 オ ローカルドライブへのデータ保存禁止	PC端末のローカルドライブへのデータ保存ができないように設定を行うこと。	シンクライアントの仮想デスクトップ環境も対象かご教授下さい。	ローカルの定義を明確にしたいため。	当該要件の対象は執務用PC(ファットクライアント)のみを想定しています。 上記が明確になるよう、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
83	別添3 要件定義書(案)	15	第2章	第1節	3 共有基盤システム (1) 実装機能 表 2-3 共有基盤システムのサービス概要	表 2-3 共有基盤システムのサービス概要 サービス名 認証アクセス基盤サービス 項番4 業務処理機能 シングルサインオンシステム 以下のサービス及びシステムについて、一度のログインで使用が可能となるシングルサインオン機能を提供する。 ・次期省内LANで提供する全てのサービス	(質問) シングルサインオンについては、内部系のシステムのみと認識していますがよろしいでしょうか。仮想ブラウザなど外部系システムを利用する際は認証基盤が分かれていますため、必ず認証が求められます(他の外部メールやファイル転送サービスも同様です)。	認証アクセス基盤サービスは、外部/内部それぞれで構築することが要件となっており、仮想ブラウザなど外部系システムを利用する際は認証が求められます(他の外部メールやファイル転送サービスも同様です)。この要件を実現するにはSSOシステムを内部系/外部系に導入し、かつ内部系の認証およびID管理の仕組みを外部系システムにNWセグメントの境界線を越えて認可情報を引き継ぐような作りこみの仕組みを導入する必要があります。 実現性も御座いますが、セキュリティ確保を目的にNW分離を行う目的から外れると考えておりますので、SSOの要件は内部系システムに限定頂き、認証が分かれています外部系システムと分けていただくことをご提案致します。	シングルサインオンサービスは内部系にのみ機能を提供します。 上記が明確になるよう、要件を修正させていただきます。
84	別添3 要件定義書(案)	15	第2章	第1節	3 共有基盤システム (1) 実装機能 表 2-3 共有基盤システムのサービス概要	表2-3 共有基盤システムのサービス概要、 シングルサインオンシステム 一度のログインで使用が可能となるシングルサインオン機能を提供する。	現在のシングルサインオン機能では、windowsLOGINに加えて、WEBでの認証が必要ですが、これをwindowsLOGIN、もしくは別途用意した認証画面でのLOGINの一度でのLOGINで実現するのでしょうか、もしくはwindowsのLOGIN以外は、1度の認証画面で対応するのでしょうか。 一同のLOGINで全ての認証を実現する場合は、代理入力の認証方式と、現在利用中のエージェント認証、リパスポロキシ方式を組み合わせることで実現することで可能ですか。	既存システムでの認証方式に加えて、windowsのLOGIN/PWを利用したWEB系の認証方式が新たに追加構築が必要になります。	①一度の認証でシングルサインオンを実現する必要はありません。(現行省内LANと同等以上であれば問題ありません) ただし、一度の認証になればユーザ利便性は向上すると思えますので、想定しているシステム環境や提供サービスにマッチしており、可用性・拡張性及びコスト等の観点から優位性があるのであればご提案をお願いします。 ②「①」の回答にも記載しましたが、想定しているシステム環境や提供サービスにマッチしており、可用性・拡張性及びコスト等の観点から優位性があるのであればご提案をお願いします。
85	別添3 要件定義書(案)	16	第2章	第1節	3 共有基盤システム (1) 実装機能 表2-3 共有基盤システムで提供するサービスの概要 項番12 FAQ	なお、本サービスは統計処理システム及び情報提供システムに関するFAQを管理する用途でも使用される可能性があります。	統計処理システム及び情報提供システムは、構成、およびヘルプデスク運用が分離されています。そのため、申請届出サービス、オンライン研修は、省内LAN内のみでの利用と理解してよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため 省内LANシステム以外の統計処理、情報提供システムが利用する場合、登録内容の管理方法などについて役割分担の明確化など 費用見積もりに関する追加要件の整理が必要です。	※意見対象がFAQ機能であるため、対象をFAQ機能として回答します。 FAQ機能は、統計処理システム及び情報提供システムに関する内容も取り扱われます。 なお、同表における申請届出サービスも同様です。 上記が明確になるよう、要件を修正させていただきます。
86	別添3 要件定義書(案)	17	第2章	第1節	3 共有基盤システム (1) 実装機能 表 2-3 共有基盤システムのサービス概要	情報セキュリティ管理サービス フォレンジック対策 省内LANに設置するサーバ及びクライアントPC・仮想デスクトップのフォレンジックを実施できる機能を提供する。当該機能は、不正アクセス、機密情報漏えい等の情報機器に関連する犯罪・法的紛争・訴訟が発生した際に、原因を調査するためサーバ及びクライアントPCのデータやログ等の電子的記録の証拠保全・調査分析に用いる。	情報セキュリティ管理サービス フォレンジック対策 省内LANに設置するサーバ及びクライアントPC・仮想デスクトップのフォレンジックを実施できる機能を提供する。当該機能は、不正アクセス、機密情報漏えい等の情報機器に関連する犯罪・法的紛争・訴訟が発生した際に、原因を調査するためサーバ及びクライアントPCのログや、HDDやRAMのデータ等の電子的記録の証拠保全・調査分析に用いる。	従来のフォレンジックではストレージ内のデータが対象になることが多かったですが、マルウェアやサイバー攻撃が高度化した現在においてはRAMデータの解析の重要性が高まりました。 RAMにしか痕跡を残さないマルウェアも多く存在するため、RAM解析の重要性を鑑みて明記を推奨します。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
87	別添3 要件定義書(案)	17	第2章	第1節	3 共有基盤システム (1) 実装機能 表 2-3 共有基盤システムのサービス概要	別添3 要件定義書(案).pdf 省内LANに設置するサーバ及びクライアント PC・仮想デスクトップのフォレンジックを実施できる機能を提供する。当該機能は、不正アクセス、機密情報漏えい等の情報機器に関連する犯罪・法的紛争・訴訟が発生した際に、原因を調査するためサーバ及びクライアントPCのデータやログ等の電子的記録の証拠保全・調査分析に用いる。	仮想ブラウザサービス環境もフォレンジック対策の対象とするかを明記いただければと存じます。	外部環境である仮想ブラウザサービス環境は、マルウェアの侵入リスクが高く、フォレンジック対象とすべきと考えられるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
88	別添3 要件定義書(案)	17	第2章	第1節	3 共有基盤システム (1) 実装機能 表 2-3 共有基盤システムのサービス概要	端末省内LANに設置するサーバ及びクライアントPC・仮想デスクトップのフォレンジックを実施できる機能を提供する。当該機能は、不正アクセス、機密情報漏えい等の情報機器に関連する犯罪・法的紛争・訴訟が発生した際に、原因を調査するためサーバ及びクライアントPCのデータやログ等の電子的記録の証拠保全・調査分析に用いる。	仮想ブラウザサービス環境もフォレンジック対策の対象とするかを明記いただければと存じます。	外部環境である仮想ブラウザサービス環境は、マルウェアの侵入リスクが高く、フォレンジック対象とすべきと考えられるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
89	別添3 要件定義書(案)	18	第2章	第1節	3 共有基盤システム (2) 実装機能において特筆すべき事項 イ 仮想ブラウザ・セキュアファイル交換機能の導入によるネットワーク分離	上記について、利便性を確保しつつ実現するために、インターネットアクセス用のブラウザを外部環境の仮想環境で提供する「仮想ブラウザ」を導入し、内部環境の端末からの直接インターネットアクセス(HTTP通信)を禁止し、内部環境の端末のインターネットアクセスを分離する。	HTTP通信に限定せず、内部環境の端末からインターネット向けのアクセスはすべて禁止すべきである。	例えば、マルウェアはHTTPSのような暗号化された通信を使ってC&Cサーバと通信を行うことがあるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改造備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
90	別添3 要件定義書(案)	19	第2章	第1節	3 共有基盤システム (2)実装機能において特筆すべき事項 エ 認証アクセス基盤サービスの連携と適切な権限設定	3 共有基盤システム エ 認証アクセス基盤サービスの連携と適切な権限設定 「現行ネットワークシステムの利用者権限の階層構造と統合対象システムが有する利用者権限の階層構造について、管理データ項目の選定及び設定、グループ等の階層構造の細分化、階層構造の共通化等を適切に行うこと。」	「現行ネットワークシステムの利用者権限の階層構造と統合対象システムが有する利用者権限の階層構造について、管理データ項目の選定及び設定、グループ等の階層構造の細分化、階層構造の共通化等を適切に行うこと。」との記載がありますが、見積の適正化のため、統合対象システムが有する利用者権限の階層構造について、情報開示のご検討をお願いいたします。	見積の適正化のため	セキュリティの観点から、当該資料を閲覧資料として提供することは困難です。当該資料については、受注業者決定後、WG等の実施段階等のタイミングで速やかにお示しする予定です。
91	別添3 要件定義書(案)	20	第2章	第2節	-	◆別添3 要件定義書(案) 第2章第2節 画面要件(P20) 「なお、ソフトウェアパッケージ製品の導入を前提にしたサービスについては、「別紙8画面一覧」の全ての要件を満たしたうえで、異なる画面構成で実現できる場合、変更することが可能である。その際は、当省と調整・協議を行い、変更する画面構成に関する当省の承認を得ること。」 ◆別紙8 画面一覧(P6～10) オンライン研修サービス 項番1～125	「別紙8画面一覧」の全ての要件を満たすという記載は、「機能要件を満たしている」と同義の理解でよろしいでしょうか。 修正案 「別紙7機能一覧」の全ての要件を満たしたうえで、異なる画面構成で実現できる場合、変更することが可能である。	要件の明確化のため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
92	別添3 要件定義書(案)	24	第3章	第2節	1 情報システムの構成に関する全体の方針 表 3-3 システム構成に関する全体の方針 項番4. 稼働環境の方針	上記にてクラウド型を選択する場合は、約款による外部サービスを利用しないこと。なお、「約款による外部サービス」とは、民間事業者等の府省庁外の組織が約款に基づきインターネット上で提供する情報処理サービスであって、当該サービスを提供するサーバ装置において利用者が情報の作成、保存、送信等を行うものをいう。	双方の押印による「契約書」を締結してご提供するサービスは、「約款」に基づくものではないとの理解でよろしいでしょうか。	幅広い製品から選定可能とするため	本規定の趣旨は、契約期間中、契約当事者双方の協議及び合意によらず、サービス提供者側の都合により一方的にサービスの内容・水準が変更されることが無いことを担保するところにあります。 したがって、双方押印により「契約書」を締結するとしても、契約内容自体がサービスの内容・水準について担保されないものである場合には、本規定における「約款に基づく外部サービス」に該当しないと見なされます。 ご指摘の「契約書」が、契約当事者双方で個別に合意したサービスの内容・水準について、契約期間中に変更されないことがしるべく担保される内容であれば、少なくとも本規定には抵触しないものと考えられます。
93	別添3 要件定義書(案)	24	第3章	第2節	1 情報システムの構成に関する全体の方針 表 3-3 システム構成に関する全体の方針 項番4. 稼働環境の方針	ただし、利用者が必要とする情報セキュリティに関する条件設定に対し十分な余地があるものを除く。	「情報セキュリティに関する条件設定に対し十分な余地がある」の記載に対し、「十分な条件設定」を満たす要件は以下の理解でよろしいでしょうか。 参照先) 要件定義書案ページ87 【表3-28 クラウドサービスの施設等】 「技術的条件」 クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得していること。 ・ISO/IEC 27017 認証 ・CS マーク(ゴールド)【クラウドセキュリティ推進協議会(特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会の下部組織、JASA)が提供するクラウド情報セキュリティ監査制度】	幅広い製品から選定可能とするため	ご認識のとおりです。 「表3-28 クラウドサービスの施設等」の技術的条件に示す必要な認証を取得していれば、当省が必要とする、クラウドサービスに関する「十分な条件設定」を満たしていると考えます。
94	別添3 要件定義書(案)	24	第3章	第2節	1 情報システムの構成に関する全体の方針 表 3-3 システム構成に関する全体の方針	■別添3 要件定義書案 【表 3-3 システム構成に関する全体の方針】 「4. 稼働環境の方針」 クラウド型を選択する場合は、約款による外部サービスを利用しないこと。なお、「約款による外部サービス」とは、民間事業者等の府省庁外の組織が約款に基づきインターネット上で提供する情報処理サービスであって、当該サービスを提供するサーバ装置において利用者が情報の作成、保存、送信等を行うものをいう。ただし、利用者が必要とする情報セキュリティに関する条件設定に対し十分な余地があるものを除く。	主に官庁・自治体や企業のお客様と、双方押印による「契約書」を締結してご提供するサービスは、「約款」に基づくものではないとご理解でよろしいでしょうか。	「約款」自体の定義がございませんため、その範囲を明確にしていただければと存じます。 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)による「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」 「不特定多数の利用者(主に一般消費者)に対して提供する……画一的な約款や利用規約等への同意、簡易なアカウントの登録……等により利用可能なサービスは、約款による外部サービスに該当する。」とされているため、双方押印による契約書を締結してご提供するサービスは「約款」に基づく外部サービスではないことを確認させていただきたく存じます。	本規定の趣旨は、契約期間中、契約当事者双方の協議及び合意によらず、サービス提供者側の都合により一方的にサービスの内容・水準が変更されることが無いことを担保するところにあります。 したがって、双方押印により「契約書」を締結するとしても、契約内容自体がサービスの内容・水準について担保されないものである場合には、本規定における「約款に基づく外部サービス」に該当しないと見なされます。 ご指摘の「契約書」が、契約当事者双方で個別に合意したサービスの内容・水準について、契約期間中に変更されないことがしるべく担保される内容であれば、少なくとも本規定には抵触しないものと考えられます。
95	別添3 要件定義書(案)	24	第3章	第2節	1 情報システムの構成に関する全体の方針 表 3-3 システム構成に関する全体の方針	■別添3 要件定義書案 【表 3-3 システム構成に関する全体の方針】 「4. 稼働環境の方針」 クラウド型を選択する場合は、約款による外部サービスを利用しないこと。なお、「約款による外部サービス」とは、民間事業者等の府省庁外の組織が約款に基づきインターネット上で提供する情報処理サービスであって、当該サービスを提供するサーバ装置において利用者が情報の作成、保存、送信等を行うものをいう。ただし、利用者が必要とする情報セキュリティに関する条件設定に対し十分な余地があるものを除く。	「情報セキュリティに関する条件設定に対し十分な余地がある」という文言に対し、「十分な条件設定」を満たす要件は以下の理解でよろしいでしょうか。 参照先) 要件定義書案ページ87 【表3-28 クラウドサービスの施設等】 「技術的条件」 クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得していること。 ・ISO/IEC 27017 認証 ・CS マーク(ゴールド)【クラウドセキュリティ推進協議会(特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会の下部組織、JASA)が提供するクラウド情報セキュリティ監査制度】	貴省の意向に沿った適切なクラウドサービスを選択するにあたり、「情報セキュリティに関する十分な条件設定」を明確にして頂く必要があると考えます。	ご認識のとおりです。 「表3-28 クラウドサービスの施設等」の技術的条件に示す必要な認証を取得していれば、当省が必要とする、クラウドサービスに関する「十分な条件設定」を満たしていると考えます。

厚生労働省LANシステムの更整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
96	別添3 要件定義書(案)	24	第3章	第2節	1 情報システムの構成に関する全体の方針 表 3-3 システム構成に関する全体の方針	「4. 稼働環境の方針」 クラウド型を選択する場合は、約款による外部サービスを利用しないこと。なお、「約款による外部サービス」とは、民間事業者等の府省庁外の組織が約款に基づきインターネット上で提供する情報処理サービスであって、当該サービスを提供するサーバ装置において利用者が情報の作成、保存、送信等を行うものをいう。ただし、利用者が必要とする情報セキュリティに関する条件設定に対し十分な余地があるものを除く。	主に官庁・自治体や企業のお客様と、双方押印による「契約書」を締結してご提供するサービスは、「約款」に基づくものではないと言理解でよろしいでしょうか。	「約款」自体の定義がごさいませんため、その範囲を明確にしていなければと存じます。 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)による「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」 p.107「遵守事項4.1.2(1)(a)「約款による外部サービス」の解説において、「不特定多数の利用者(主に一般消費者)に対して提供する……画一的な約款や利用規約等への同意、簡易なアカウントの登録……等により利用可能なサービスは、約款による外部サービスに該当する。」とされているため、双方押印による契約書を締結してご提供するサービスは「約款」に基づく外部サービスではないことを確認させていただきたく存じます。	本規定の趣旨は、契約期間中、契約当事者双方の協議及び合意によらず、サービス提供者側の都合により一方的にサービスの内容・水準が変更されることが無いことを担保するところにあります。 したがって、双方押印により「契約書」を締結するとしても、契約の内容自体がサービスの内容・水準について担保されないものである場合には、本規定における「約款に基づく外部サービス」に該当しないとは言えません。 ご指摘の「契約書」が、契約当事者双方で個別に合意したサービスの内容・水準について、契約期間中に変更されないことがしるべく担保される内容であれば、少なくとも本規定には抵触しないものと考えられます。
97	別添3 要件定義書(案)	24	第3章	第2節	1 情報システムの構成に関する全体の方針 表 3-3 システム構成に関する全体の方針	■別添3 要件定義書案 【表 3-3 システム構成に関する全体の方針】 「4. 稼働環境の方針」 クラウド型を選択する場合は、約款による外部サービスを利用しないこと。なお、「約款による外部サービス」とは、民間事業者等の府省庁外の組織が約款に基づきインターネット上で提供する情報処理サービスであって、当該サービスを提供するサーバ装置において利用者が情報の作成、保存、送信等を行うものをいう。ただし、利用者が必要とする情報セキュリティに関する条件設定に対し十分な余地があるものを除く。	「情報セキュリティに関する条件設定に対し十分な余地がある」という文言に対し、「十分な条件設定」を満たす要件は以下の理解でよろしいでしょうか。 参照先)要件定義書案ページ87 【表3-28 クラウドサービスの施設等】 「技術的条件」 クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得していること。 ・ISO/IEC 27017 認証 ・CS マーク(ゴールド)【クラウドセキュリティ推進協議会(特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会の下部組織、JASA)が提供するクラウド情報セキュリティ監査制度】	貴省の意向に沿った適切なクラウドサービスを選択するにあたり、「情報セキュリティに関する十分な条件設定」を明確にして頂く必要があると考えます。	ご認識のとおりです。 【表3-28 クラウドサービスの施設等】の技術的条件に示す必要な認証を取得していれば、当省が必要とする、クラウドサービスに関する「十分な条件設定」を満たしていると考えます。
98	別添3 要件定義書(案)	27	第3章	第3節	5 利用者数 表3-6 利用形態と対象組織	利用形態 I 利用者数 5,350人	別紙13 次期端末・周辺機器の導入予定数では、一般執務用クライアントPC(シクライアント端末)は、5,341台の調達が行われると記載されています。差異について、どちらかの誤記と理解してよろしいでしょうか。差異の理由があればご教示ください。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	原案が正しい記載となります。共有IDが存在し、ユーザID数と端末数が異なる場合があります。
99	別添3 要件定義書(案)	27	第3章	第3節	5 利用者数 表3-6 利用形態と対象組織	労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム 利用者数12,000人	参考資料20 端末ごとの接続方式(2/4)には、13,500人との記載があります。差異について、どちらかの誤記と理解してよろしいでしょうか。差異の理由があればご教示ください。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	参考資料20Iについてご指摘いただいた「13,500人」の表記は、次期省内LANの利用者数ではなく、統合対象システムである「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム」の利用職員数となり、正しい数値となります。 なお、参考資料20(2/4)における「H30.7~H30.12」の利用者数に誤りがありましたので、修正を行っています。
100	別添3 要件定義書(案)	27	第3章	第3節	5 利用者数 表 3-6 利用形態と対象組織	利用形態IV-b 労働局共働支援システム 労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム ハローワークシステム	下記3組織については、注釈に「平成〇〇年1月より、仮想ブラウザサービスの利用を開始する」との記載がありますが、「別添3 要件定義書(案) P28 表 3-7 共働支援システムのサービスと利用形態」には仮想ブラウザサービス以外の機能についても利用する旨記載されています。 仮想ブラウザサービス以外の機能についても、注釈に記載の時期から利用開始予定という認識でよろしいでしょうか。 労働局共働支援システム 労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム ハローワークシステム	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
101	別添3 要件定義書(案)	28	第3章	第3節	5 利用者数 (1)共働支援システム 表3-7 共働支援システムのサービスと利用形態 項番14 申請届出サービス	申請届出サービスの対象に以下のシステムが含まれていません。 ・労働保険適用徴収システム ・労働局共働支援システム ・雇用均等行政情報システム ・労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム ・ハローワークシステム	申請届出サービスには、利用形態IVのシステムでも必要と思われる申請があるため、対象となるのではないのでしょうか。 (対象となると想定される例) ホームページの閲覧申請書	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
102	別添3 要件定義書(案)	31	第3章	第3節	5 利用者数 (3)共通基盤系システム 表 3-9 共有基盤系システムのサービスと利用形態	*2 同時接続数は、サービス利用者数の30%を想定している。なお、同サービスの利用開始時期は「表3-6 利用形態と対象組織」の注記したとおり、利用者によって異なるため、期間ごとの想定同時接続数を以下に示す。 平成30年7月~平成30年12月末約3,800人 平成31年1月~平成31年12月末約8,600人 平成32年1月以降約18,700人	次期省内LAN BDC切り替え時(災害発生時)に利用される、仮想デスクトップサービスは記載と同数の5,350名利用分(5,350仮想デスクトップ)でしょうか。また、仮想ブラウザサービスの同時接続数も、記載と同数の最大約18,700人および段階的な利用者増加時期も同一でしょうか。 次期省内LAN BDC切り替え時(災害発生時)に利用可能な仮想デスクトップサービス数、仮想ブラウザ同時利用数について、明記いただければと存じます。	次期省内LAN BDCに構築する仮想デスクトップ、仮想ブラウザサービス環境の規模を決定する要因であり、実現コストが変わるため。	バックアップデータセンターの規模は、要件定義書「第3章 第9節 1 継続性に係る目標値」に示す継続性に係る目標値を満たす前提であれば、特に指定しません。コスト削減やパフォーマンス向上を動機とした提案内容を評価します。 バックアップデータセンターにて提供するサービスについて、同時接続数、サービス利用者数は切り替え時も同数となります。 仮想ブラウザの同時接続数、サービス利用者数、増加時期も記載のとおりです。
103	別添3 要件定義書(案)	31	第3章	第3節	5 利用者数 (3)共有基盤系システム 表 3-9 共有基盤系システムのサービスと利用形態	検査ネットワークの対象範囲に対する記載に関して。	本省、上石神井庁舎、地方厚生局、国立ハenson病療養所等に検査ネットワークの要件がございしますが、既存環境においてManagementCoreエージェント/サーバ等により検査ネットワーク機能を実現しているものと見受けられます。既存環境で動作している検査ネットワーク機能をそのまま利用できる事。という解釈で問題ないでしょうか。	既存環境で動作している検査ネットワーク機能そのまま利用せず、新たに構築しなければならない場合、入札金額に大きく影響するため。	次期省内LANにおいて、次期省内LANが提供する全端末に、次期省内LANで構築する検査ネットワークを適用します。 独自に存在する検査ネットワークの要否については、各システムの判断となります。

厚生労働省LANシステムの更改造備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
104	別添3 要件定義書(案)	31	第3章	第3節	5 利用者数 (3) 共有基盤システム 表 3-9 共有基盤システムのサービスと利用形態	5 利用者数 *2 同時接続数は、サービス利用者数の30%を想定している。なお、同サービスの利用開始時は「表3-6 利用形態と対象組織」の注記したとおり、利用者によって異なるため、期間ごとの想定同時接続数を以下に示す。 平成30年7月～平成30年12月末 約3,800人 平成31年1月～平成31年12月末 約8,600人 平成32年1月以降 約18,700人	想定同時接続数の計算方法についてご教示ください。 「表3-6 利用形態と対象組織」によると、利用形態Ⅰ～Ⅳ-bの利用者数が15,249人(平成30年7月～12月末)、29,899人(平成31年1月～)、62,899人(平成32年1月～)となり、その30%(同時接続)でそれぞれ4,575、8,970、18,870となり、左記の想定同時接続数と差異があるためです。なお、労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム(平成31年1月～)は、同(平成30年7月～平成30年12月末)の1,300人を引き、10,700人で計算しています。	サイジング適正化のため	意見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
105	別添3 要件定義書(案)	33	第3章	第4節	2 個別事項 (3) 共有基盤システム 表 3-12 共有基盤システムの性能要件	表3-12 項番4 以下の情報を参考に、リモートアクセスサービスで提供する仮想デスクトップは、現行の物理端末と同等の性能を提供すること。 VDI方式:フルクローン形式 利用アプリケーションプログラム:「第3章 第3節 5 利用者数」に記載された「利用形態Ⅰ」が利用する機能 CPU:2.1 GHz 2-Core 以上 メモリ:8 GB 以上 ディスク領域(OS領域含む):64 GB 以上 IOPS: 200 以上	特定製品に限定される仕様と考えます。	物理端末の仕様の場合、HDI方式の仮想デスクトップ環境に制限され、公平性に欠く仕様と考えます。	意見及び他の意見を踏まえ、仮想デスクトップの性能要件は以下のとおり修正させていただきます。また、要件定義書で定める値以上の提案は加算評価とします。なお、あくまで1デスクトップ当たりの性能要求を示しているものであり、仮想方式の提案も可能であるため、特定の製品を指定している意図はありません。 「CPU:2.1 GHz 2-Core以上 メモリ:4 GB以上 ディスク領域(OS領域含む):64 GB以上 IOPS: 70以上 加えて、仮想デスクトップがログオフされた状態から、仮想デスクトップのログオンを行い、仮想デスクトップの全てのイメージが表示され、仮想デスクトップ上のグループウェア等の起動操作が可能な状態になるまでの秒数が60秒以内であること。また、性能に起因する利用者の操作性や利便性に影響を与えないような工夫や予防策を講じること。」
106	別添3 要件定義書(案)	33	第3章	第4節	2 個別事項 (3) 共有基盤システム 表 3-12 共有基盤システムの性能要件	表3-12 項番4 以下の情報を参考に、リモートアクセスサービスで提供する仮想デスクトップは、現行の物理端末と同等の性能を提供すること。 VDI方式:フルクローン形式 利用アプリケーションプログラム:「第3章 第3節 5 利用者数」に記載された「利用形態Ⅰ」が利用する機能 CPU:2.1 GHz 2-Core 以上 メモリ:8 GB 以上 ディスク領域(OS領域含む):64 GB 以上 IOPS: 200 以上	今回は仮想デスクトップという考え方から性能は以下の書き方とするべきである。 CPU:2.1 GHz 2vCPU 以上(1Coreあたり4仮想デスクトップ以下) メモリ:4 GB 以上 ディスク領域(OS領域含む):80 GB 以上 IOPS: 200 以上	以下に詳細な理由を記載するが、提案の幅を広げるため(提案可能とする機器が増える)。 ・ユーザの利便性とコストの最適化を鑑みて、現在の職員端末のCPU、メモリ、ディスク領域、IOPSの使用状況を調査し、その結果を踏まえてポトルネットワークとなっているリソースを明確にし、要件とするべきである。 例えば、メモリの使用量が4GBで十分である場合、メモリの要件を4GB以上とすることで、コスト低減が可能となる。	意見及び他の意見を踏まえ、仮想デスクトップの性能要件は以下のとおり修正させていただきます。また、要件定義書で定める値以上の提案は加算評価とします。なお、あくまで1デスクトップ当たりの性能要求を示しているものであり、仮想方式の提案も可能であるため、特定の製品を指定している意図はありません。 「CPU:2.1 GHz 2-Core以上 メモリ:4 GB以上 ディスク領域(OS領域含む):64 GB以上 IOPS: 70以上 加えて、仮想デスクトップがログオフされた状態から、仮想デスクトップのログオンを行い、仮想デスクトップの全てのイメージが表示され、仮想デスクトップ上のグループウェア等の起動操作が可能な状態になるまでの秒数が60秒以内であること。また、性能に起因する利用者の操作性や利便性に影響を与えないような工夫や予防策を講じること。」
107	別添3 要件定義書(案)	33	第3章	第4節	2 個別事項 (3) 共有基盤システム 表 3-12 共有基盤システムの性能要件	別添3 要件定義書(案).pdf メモリ:8 GB 以上	仮想デスクトップのメモリ最低要件は4GBが最適であるため、「1デスクトップ当たりのメモリ4 GB 以上」と記載変更いただければと存じます。 また、「1デスクトップ当たりのメモリ 8GB 以上」と記載されるに至った背景・貴省の考えを記載いただくのが良いと考えます。	中央省庁など公共機関における仮想デスクトップ環境では4GBメモリが一般的であり、8GBメモリ指定は実現コストが高止まりする可能性が高いと考えます。 「メモリ:8 GB 以上」と記載し、「メモリ:4 GB 以上」の提案時には加算要素とするのがよいと考えます。また、記載の背景を記載いただくことで、リソースの過剰割り当て以外の方策によるユーザビリティ確保の提案も促すべきと考えます。 ・現在の端末運用において、朝の業務開始までのログオン時間が長いことを懸念されているのであれば、運用で事前に仮想デスクトップを起動させておく、プロファイルダウンロードを極力なくするためにフォルダリダイレクトを設定するなど一般的な仮想デスクトップ設定で回避できる可能性があります。 ・負荷の高いアプリ利用やヘビーユーザ(職員)が利用する仮想デスクトップには、個別に多くのメモリを割り当てるなどによりユーザビリティを確保することも可能です。 適切な最低要件の記載により、ユーザビリティと費用対効果の両方を踏まえた提案を促すことが、今回の調達においては適切であると考えます。	意見及び他の意見を踏まえ、仮想デスクトップの性能要件は以下のとおり修正させていただきます。また、要件定義書で定める値以上の提案は加算評価とします。なお、あくまで1デスクトップ当たりの性能要求を示しているものであり、仮想方式の提案も可能であるため、特定の製品を指定している意図はありません。 「CPU:2.1 GHz 2-Core以上 メモリ:4 GB以上 ディスク領域(OS領域含む):64 GB以上 IOPS: 70以上 加えて、仮想デスクトップがログオフされた状態から、仮想デスクトップのログオンを行い、仮想デスクトップの全てのイメージが表示され、仮想デスクトップ上のグループウェア等の起動操作が可能な状態になるまでの秒数が60秒以内であること。また、性能に起因する利用者の操作性や利便性に影響を与えないような工夫や予防策を講じること。」

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
108	別添3 要件定義書(案)	33	第3章	第4節	2 個別事項 (3)共有基盤系システム 表 3-12 共有基盤系システムの性能要件	別添3_要件定義書(案).pdf IOPS: 200 以上	仮想デスクトップのIOPS最低要件は50が最適であるため、「1デスクトップ当たりのIOPS 50 以上」と記載変更いただければと存じます。 また、「1デスクトップ当たりのIOPS 200 以上」と記載されるに至った背景・貴省の考えを記載いただくと良いと考えます。	中央省庁など公共機関における仮想デスクトップ環境では30~50 IOPSが一般的であり、200 IOPS指定は実現コストが高止まりする可能性が高いと考えます。「IOPS: 50 以上」と記載し、「IOPS: 50 以上」の提案時には加点要素とするのが良いと考えます。 また、記載の背景を記載いただくことで、リソースの過剰割り当て以外の方策によるユーザビリティ確保の提案も促すべきと考えます。 ・現在の端末運用において、朝の業務開始までのログオン時間が長いことを懸念されているのであれば、運用で事前に仮想デスクトップを起動させておく、プロファイルダウンロードを極力なくするためにフォルダリダイレクト設定するなど一般的な仮想デスクトップ設定で回避できる可能性ががあります。 ・負荷の高いアプリ利用やヘビーユーザ(職員)が利用する仮想デスクトップには、個別に多くのIOPS仕様が可能のように割り当てるなどでユーザビリティを確保することも可能です。 適切な最低要件の記載により、ユーザビリティと費用対効果の両方を踏まえた提案を促すことが、今回の調達においては適切であると考えます。	貴見及び他の意見を踏まえ、仮想デスクトップの性能要件は以下のとおり修正させていただきます。また、要件定義書で定める値以上の提案は加点評価とします。なお、あくまで1デスクトップ当たりの性能要求を示しているものであり、仮想方式の提案も可能であるため、特定の製品を指定している意図はありません。 「CPU: 2.1 GHz 2-Core以上 メモリ: 4 GB以上 ディスク領域(OS領域含む): 64 GB以上 IOPS: 70以上 加えて、仮想デスクトップがログオフされた状態から、仮想デスクトップのログオンを行い、仮想デスクトップの全てのイメージが表示され、仮想デスクトップ上のグループウェア等の起動操作が可能になるまでの秒数が60秒以内であること。また、性能に起因する利用者の操作性や利便性に影響を与えないような工夫や予防策を講じること。」
109	別添3 要件定義書(案)	33	第3章	第4節	2 個別事項 (3)共有基盤系システム 表 3-12 共有基盤系システムの性能要件	CPU: 2.1 GHz 2-Core 以上 メモリ: 8 GB 以上 ディスク領域(OS領域含む): 64 GB 以上 1デスクトップ当たりのIOPS 200以上	現行の物理端末のスペックをご教授下さい。また、IOPSを200以上としている理由をご教授下さい。	IOPS 200以上となっておりますが、クライアント端末に求める性能としては高すぎると考え、そのようなスペックを持つ端末が必要な理由を確認したい。また、今回の調達範囲外ですが端末の調達コストも上がってしまうため。	貴見及び他の意見を踏まえ、仮想デスクトップの性能要件は以下のとおり修正させていただきます。また、要件定義書で定める値以上の提案は加点評価とします。なお、あくまで1デスクトップ当たりの性能要求を示しているものであり、仮想方式の提案も可能であるため、特定の製品を指定している意図はありません。 「CPU: 2.1 GHz 2-Core以上 メモリ: 4 GB以上 ディスク領域(OS領域含む): 64 GB以上 IOPS: 70以上 加えて、仮想デスクトップがログオフされた状態から、仮想デスクトップのログオンを行い、仮想デスクトップの全てのイメージが表示され、仮想デスクトップ上のグループウェア等の起動操作が可能になるまでの秒数が60秒以内であること。また、性能に起因する利用者の操作性や利便性に影響を与えないような工夫や予防策を講じること。」
110	別添3 要件定義書(案)	33	第3章	第4節	2 個別事項 (3)共有基盤系システム 表 3-12 共有基盤系システムの性能要件	メモリ: 8 GB 以上	仮想デスクトップのメモリ最低要件は4GBが最適であるため、「メモリ: 4 GB 以上」と記載変更いただければと存じます。	中央省庁など公共機関における仮想デスクトップ環境では4GBメモリが一般的であり、8GBメモリ指定は実現コストが高止まりする可能性が高い。「メモリ: 4 GB 以上」と記載し、「メモリ: 4GB 以上」の提案時には加点要素とするのがよいと考えます。 また、負荷の高いアプリ利用やヘビーユーザ(職員)が利用する仮想デスクトップには、多くのメモリを割り当てるなど、コストと性能を最適化した提案を促すのがよいかと存じます。	貴見及び他の意見を踏まえ、仮想デスクトップの性能要件は以下のとおり修正させていただきます。また、要件定義書で定める値以上の提案は加点評価とします。なお、あくまで1デスクトップ当たりの性能要求を示しているものであり、仮想方式の提案も可能であるため、特定の製品を指定している意図はありません。 「CPU: 2.1 GHz 2-Core以上 メモリ: 4 GB以上 ディスク領域(OS領域含む): 64 GB以上 IOPS: 70以上 加えて、仮想デスクトップがログオフされた状態から、仮想デスクトップのログオンを行い、仮想デスクトップの全てのイメージが表示され、仮想デスクトップ上のグループウェア等の起動操作が可能になるまでの秒数が60秒以内であること。また、性能に起因する利用者の操作性や利便性に影響を与えないような工夫や予防策を講じること。」
111	別添3 要件定義書(案)	33	第3章	第4節	2 個別事項 (3)共有基盤系システム 表 3-12 共有基盤系システムの性能要件	IOPS: 200 以上	仮想デスクトップのIOPS最低要件は50が最適であるため、「IOPS: 50 以上」と記載変更いただければと存じます。	中央省庁など公共機関における仮想デスクトップ環境では30~50 IOPSが一般的であり、200 IOPS指定は実現コストが高止まりする可能性が高い。IOPS: 50 以上」と記載し、「IOPS: 50 以上」の提案時には加点要素とするのがよいと考えます。 また、負荷の高いアプリ利用やヘビーユーザ(職員)が利用する仮想デスクトップには、多くのIOPSを利用できるように設計するなど、コストと性能を最適化した提案を促すのがよいかと存じます。	貴見及び他の意見を踏まえ、仮想デスクトップの性能要件は以下のとおり修正させていただきます。また、要件定義書で定める値以上の提案は加点評価とします。なお、あくまで1デスクトップ当たりの性能要求を示しているものであり、仮想方式の提案も可能であるため、特定の製品を指定している意図はありません。 「CPU: 2.1 GHz 2-Core以上 メモリ: 4 GB以上 ディスク領域(OS領域含む): 64 GB以上 IOPS: 70以上 加えて、仮想デスクトップがログオフされた状態から、仮想デスクトップのログオンを行い、仮想デスクトップの全てのイメージが表示され、仮想デスクトップ上のグループウェア等の起動操作が可能になるまでの秒数が60秒以内であること。また、性能に起因する利用者の操作性や利便性に影響を与えないような工夫や予防策を講じること。」

厚生労働省LANシステムの更整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
112	別添3 要件定義書(案)	33	第3章	第4節	2 個別事項 (3) 共有基盤システム 表 3-12 共有基盤システムの性能要件	VDI方式:フルクローン形式	職員が利用するアプリケーション種類、およびアプリケーションの運用(職員の申請により個別のアプリケーション利用を許可するなど)を実現できる前提であれば、フルクローン方式ではなくリンククローン方式による実装は可能でしょうか。「VDI方式:リンククローン形式」もしくは「VDI方式:フルクローン形式」もしくは「フルクローン形式」と記載変更いただければと存じます。	仮想デスクトップサービスにおいて、職員が利用するアプリケーション種類およびアプリケーションの運用、フルクローン方式がリンククローン方式かによって決定されるものではなく、またリンククローン方式の方が仮想デスクトップ環境の運用効率性および仮想デスクトップ環境のストレージ領域を低減でき、実現コストを最適化することができるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
113	別添3 要件定義書(案)	33	第3章	第4節	2 個別事項 (3) 共有基盤システム 表 3-12 共有基盤システムの性能要件	別添3 要件定義書(案).pdf VDI方式:フルクローン形式	フルクローン形式ではなくリンククローン形式による実装は可能でしょうか。「VDI方式:フルクローン形式」もしくは「リンククローン形式」と記載変更いただければと存じます。	仮想デスクトップサービスにおいて、職員が利用するアプリケーション種類およびアプリケーションの運用(職員の申請により個別のアプリケーション利用を許可するなど)は、フルクローン形式がリンククローン形式かによって決定されるものではありません。また、リンククローン形式の方が仮想デスクトップ環境の運用効率性および仮想デスクトップ環境のストレージ領域を最適化することが可能です。フルクローン形式に限定しないことで、ユーザビリティと費用対効果の両方を踏まえた提案を促すことが、今回の調達においては適切であると考えます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
114	別添3 要件定義書(案)	33	第3章	第4節	2 個別事項 (3) 共有基盤システム 表 3-12 共有基盤システムの性能要件	CPU:2.1 GHz 2-Core 以上	仮想デスクトップのCPUクロック数最低要件は2.6GHzが最適であるため、「CPU:2.6 GHz 2-Core 以上」と記載変更いただければと存じます。	今回実現が想定されるWindows 10環境で利用される市販アプリはコア数よりクロック数の高さを要求する傾向にあり、その多くは2.6GHz以上の要件であるため。(職員様の体感性能に係るため)	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 なお、性能指標については、総合評価基準にて評価することとしています。
115	別添3 要件定義書(案)	33	第3章	第4節	2 個別事項 (3) 共有基盤システム 表 3-12 共有基盤システムの性能要件	表3-12 項番4 以下の情報を参考に、リモートアクセスサービスで提供する仮想デスクトップは、現行の物理端末と同等の性能を提供すること。 VDI方式:フルクローン形式 利用アプリケーションプログラム:「第3章 第3節 5 利用者数」に記載された「利用形態 I」が利用する機能 CPU: 2.1 GHz 2-Core 以上 メモリ: 8 GB 以上 ディスク領域(OS領域含む): 64 GB 以上 IOPS: 200 以上	今回は仮想デスクトップという考え方から性能は以下の書き方とするべきである。 CPU: 2.1 GHz 2vCPU 以上 (1Coreあたり4仮想デスクトップ以下) ディスク領域(OS領域含む): 80 GB 以上	・CPUの記載が仮想環境による記載方法ではなく、物理環境を前提とした記載方法になっているため修正するべきである。 ・ディスク領域(OS領域含む)は、メールのPSTファイルをローカル環境に保持することを考えると、ファイルが肥大化しディスク領域が不足する可能性があるため追加するべきである。	ディスク容量については、仮想デスクトップにおける他の実績や現行の利用実績等から問題のない容量として算出しています。よって、原案のとおりとします。 また、PSTファイルについては、現行システムの移行作業時には一定量(8G)を超えるものは種であることが確認できております。また、個人用にファイル共有領域(1ユーザあたり5G)も利用可能であることを留意ください。 その他の意見については、他の仮想デスクトップの性能要件に関する意見に対する回答をご参照ください。
116	別添3 要件定義書(案)	42	第3章	第9節	2 継続性に係る対策 (2) 大規模災害等の非定常時	5号館が被災等により使用できない場合でも、5号館以外の拠点において5号館と同等の機能が利用できるよう、バックアップセンター等により次期省内LANの機能が提供されることを想定する。 なお、バックアップセンターにおける機器構成については「参考資料 12 RTO・RPO一覧」を遵守した上で、提案を行うこと。	目標復旧時間(RTO)が3時間以内と記載されているサーバが、バックアップセンターにより継続提供すべき機能と理解してよろしいでしょうか。 具体的には、バックアップセンターでは、仮想デスクトップ・仮想ブラウザ・簡易リモートアクセス機能などは、提供対象外と理解しています。また、バックアップセンターは、ファットクライアントのみから利用を想定しており、提供機能として以下を想定しています。 ・電子メール(内部系) ・共有ファイル ・外部メール(仮想ブラウザ経由ではなく、クライアント上のブラウザからのWebメール利用) ・セキュアファイル交換サービス	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	バックアップセンターの利用は、RTOを守るための一つの手段にすぎず、バックアップセンターに配置すべきサービスは費用対効果を考慮したうえで、本調達の提案者により提案いただくこととさせていただきます。
117	別添3 要件定義書(案)	42	第3章	第9節	2 継続性に係る対策 (2) 大規模災害等の非定常時	5号館が被災等により使用できない場合でも、5号館以外の拠点において5号館と同等の機能が利用できるよう、バックアップセンター等により次期省内LANの機能が提供されることを想定する。 なお、バックアップセンターにおける機器構成については「参考資料 13 RTO・RPO一覧」を遵守した上で、提案を行うこと。	データセンターが被災等により使用できない場合でも、バックアップセンター等により次期省内LANの機能が提供されることを想定する。 なお、バックアップセンターにおける機器構成については「参考資料 13 RTO・RPO一覧」を遵守した上で、提案を行うこと。	5号館が被災した場合でも、データセンターおよび統合NWが利用可能であれば、機能の継続は可能です。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
118	別添3 要件定義書(案)	44	第3章	第10節	3 情報セキュリティ対策要件 (1) 通信回線対策 表3-15 通信回線対策 項番3	情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えるとともに、許可されていない端末、サーバ装置、通信回線装置等の接続を防止する機能を備えること。	「サーバの正当性を確認できる機能を備える」とは、サーバ証明書を発行すること、という理解で正しいでしょうか。記載を明確化して頂きますようお願いいたします。	要件を明確化するため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ご認識のとおり「サーバ証明書」によるサーバの正当性確認も方法のひとつとして考えられますが、具体的な実現方式については提案の範囲と考えます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
119	別添3 要件定義書(案)	45	第3章	第10節	3 情報セキュリティ対策要件 (2)不正プログラム・ソフトウェア脆弱性対策 表3-16 不正プログラム・ソフトウェア脆弱性対策 項番4	機器及びソフトウェアについて、公表される脆弱性情報を常時把握すること。	クラウドサービスによる診断を想定しておりますが、脆弱性診断用のアプライアンスを省内LAN環境に設置し、インターネットとhttps通信を行うことは出来ませうでしょうか。	要件を明確化するため。	脆弱性診断用のアプライアンスとクラウドサービスの間の回線が閉域網であれば利用可能です。 なお、次期省内LANにおいてクラウドサービスを利用する場合の要件は以下等を確認ください。 ・要件定義書「第3章 第10節 3(11)クラウドサービスにおける対策」、 「第3章 第11節 4(2)クラウドサービスとの接続回線」、 「第3章 第11節 5(4)クラウドサービスの施設等」 また、クラウドサービスに係る定義については、要件定義書「第3章 第2節 1 情報システムの構成に関する全体の方針」をご確認ください。
120	別添3 要件定義書(案)	47	第3章	第10節	3 情報セキュリティ対策要件 (4)不正監視 表3-18 不正監視 項番4	統合ネットワークから提供されるログ(CSVフォーマット)、省内LANのセキュリティ機器・FW/IDS/IPSのログ、DNSのログ、ファイルサーバアクセスログ、PC操作ログ等の複数ログの相関分析を日次で実施し異常の検知及び通知すること。実施に当たっては、「SIEMサービス」を活用すること。	相関分析を行うSIEMサービス実施に当たり、対象となる各機器のログを厚生労働省の環境から外部(受注者側の環境)に送ることは許可されますでしょうか。許可されない場合、お客様環境内へのSIEM環境構築が必須となりますでしょうか。	要件を明確化するため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 受注者拠点(運用センタ)の扱いである場合は、運用センタに関する要件に従います。
121	別添3 要件定義書(案)	48	第3章	第10節	3 情報セキュリティ対策要件 (6)アカウント管理 表 3-19 アカウント管理 項番1 ライフサイクル管理 表 3-19 アカウント管理	3 情報セキュリティ対策要件 表 3-19 アカウント管理 項番1 ライフサイクル管理 「人事異動等を踏まえた、アカウントの棚卸を定期的に行い、不要なアカウントは削除すること」	「人事異動等を踏まえた、アカウントの棚卸を定期的に行い、不要なアカウントは削除すること」との記載がありますが、長期間の退職者など「不要なアカウント」の判定には厚生労働省職員様の判断を必要とする場合があると想定されます。 従いまして、以下の要件変更をいただくことをお勧めいたします。 【変更記載例】 「アカウントの棚卸を定期的に行い、厚生労働省と協議の上、厚生労働省より不要アカウントの定義を提示し、その定義に該当する不要アカウントを削除すること」	要件の正確な把握のため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
122	別添3 要件定義書(案)	48	第3章	第10節	3 情報セキュリティ対策要件 (7)機密性・完全性の確保 表3-20 機密性・完全性の確保 2 保存情報の機密性確保	保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器(ローカルドライブ、USB、HDD等)に保存しないことに加えて、保存された情報を暗号化する機能を備えること。	「情報を機器に保存しないこと」と「情報の暗号化」は、独立した要件と理解してよろしいでしょうか (保存しない機器に、暗号化機能は不要と考えるため)	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 外部デバイスの接続は、本省として許可されたものみに制限が可能であること(「保存しないこと」に該当)、及び接続を許可されたデバイスに情報を格納するときには暗号化が可能であること(「情報を暗号化する」に該当)を想定しています。
123	別添3 要件定義書(案)	49	第3章	第10節	3 情報セキュリティ対策要件 (9)機器等の調達における対策 表 3-21 機器等の調達における対策 項番1	次期省内LANの機器等の製造工程において、本省が意図しない組み込み及び変更が行われないよう適切な措置がとられており、当該措置が継続的に実施されていることを説明する資料を用意し、証明すること。	海外製品を提案する場合、期待するような資料のご提供が困難と想定しますが、どのような形で証明する必要があるかご教授下さい。	ものによってはご提供が困難なため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 なお、海外製品等を選定する際に、証明資料等の提示が困難な場合は、提案時に提出される「情報セキュリティ管理計画書(案)」に製品選定基準及び受注者内の品質管理組織からの製品選定基準の妥当性証明等を示すことにより、代替いただくことを想定しています。
124	別添3 要件定義書(案)	49	第3章	第10節	3 情報セキュリティ対策要件 (9)機器等の調達における対策 表 3-21 機器等の調達における対策	表 3-21 機器等の調達における対策 サポートライフサイクルポリシーが事前に公表されていない製品を導入する場合は、サポートが継続して行われるように後継製品への更新計画を提出すること。なお、後継製品に更新する場合の費用は本調達に含むものとする。	製品サポート期間について、サポートライフサイクルポリシーが公開されている製品を利用した場合で、脆弱性対策などで、アプリケーションプログラムの改修が推奨された場合の対策と費用は今回の運用・保守作業とは別費用と考えてよろしいでしょうか。 上記の認識で相違ない場合は、その旨記載をお願いいたします。	OSのみ費用負担なのか不明瞭なため。	脆弱性対策などで、アプリケーションプログラムの改修が発生した場合の費用も本調達に含みます。 ただし、大幅な改修費用が発生する対応については、対応可否・費用負担を含め、本省と協議の上で決定することとします。
125	別添3 要件定義書(案)	51	第3章	第11節	1 全体構成 (1) 全体システム構成図 図 3-1 全体システム構成図	図3-1 内部系 共有基盤系システム リモートアクセスサービス (仮想ブラウザ)	(仮想ブラウザ)は(仮想デスクトップ)のこたか。	誤記と思われるため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
126	別添3 要件定義書(案)	51	第3章	第11節	1 全体構成 (2) 開発・検証環境等	開発・テスト等を行うために必要な開発環境、検証環境等を受注者の負担と責任において用意すること。	左記文言を削除願います。	本調達の規模の開発・テスト等を行うために必要な開発環境・検証環境は、厚生労働省の次期省内LANシステムの開発・テストや運用を問題なくかつ効率良く行うために準備するものであり、本調達の経費(買付借内での購入)として含めるべきものであると考えられるため。(それ以外の用途に使用するものではありません) また、今回のように受注者側でも開発環境、検証環境などを用意する場合、これらの環境を受注者側の責任で運用することは理解しておりますが、費用負担に関して、受注者側の負担で用意するケースを今まで聞いたことがないため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 開発環境・検証環境等について、本調達の提案価格に含めて用意いただくことを前提とした記載となっております。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
127	別添3 要件定義書(案)	52	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件	ハードウェア要件 全体	(質問) 仮想デスクトップ利用のコンピュータにつきましては、ユーザが利用するWindows PCの実体となりますため、こちらに記載要件の対象外という認識でよろしいでしょうか？	仮想デスクトップはPCの実体、つまりクライアント用途となりますので要件としての性質が合致しないため、意見を提出させていただきます。 本仕様については、サーバシステムのサーバ機器を想定しての要件と推察します。 仮想デスクトップには、仮想化技術を利用せずに超小型コンピュータで実装する方式が御座いますため、提案の幅を広げるために左記の意見を提出させていただきます。	仮想デスクトップを小型コンピュータの集合で実装するアプリケーション等で提供する場合、一つの仮想デスクトップを構成する部分についてはハードウェア要件の対象外とするよう、要件を修正させていただきます。
128	別添3 要件定義書(案)	54	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 ウ ストレージ要件	・ストレージのディスク構成(RAID構成)は、対象サービスのSLA等を踏まえて選択すること。	(意見内容) RAID方式以外のディスク構成も許容いただきたく、以下への修正をお願いします。 (記載変更案) ストレージのディスク構成(RAID構成等)は、対象サービスのSLA等を踏まえて選択すること。	サーバとストレージを統合したハイパーコンバージドインフラ製品は従来のRAIDシステムを用いず、分散ファイルシステムを用いて、ディスク管理を行っております。RAID構成同等の信頼性を維持しつつ、高密度かつ高速なインフラをご提供可能になる為、RAID構成以外の技術も許容いただきたく、仕様文言の修正を依頼いたします。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
129	別添3 要件定義書(案)	54	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 ウ ストレージ要件	・障害発生部品については、サービスを停止することなく、自動修復を行う機能を備え、ディスクの交換が必要な場合は活性交換が可能なこと。 また、RAIDのリビルド中でもパフォーマンスが低下しないこと。	(意見内容) RAID方式以外のディスク構成も許容いただきたく、以下への修正をお願いします。 (記載変更案) 障害発生部品については、サービスを停止することなく、自動修復を行う機能を備え、ディスクの交換が必要な場合は活性交換が可能なこと。 また、RAIDのリビルド中でもパフォーマンスが低下しないこと。	サーバとストレージを統合したハイパーコンバージドインフラ製品は従来のRAIDシステムを用いず、分散ファイルシステムを用いて、ディスク管理を行っております。RAID構成同等の信頼性を維持しつつ、高密度かつ高速なインフラをご提供可能になる為、RAID構成以外の技術も許容いただきたく、仕様文言の修正を依頼いたします。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
130	別添3 要件定義書(案)	54	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 ウ ストレージ要件	障害発生部品については、サービスを停止することなく、自動修復を行う機能を備え、ディスクの交換が必要な場合は活性交換が可能なこと。また、RAIDのリビルド中でもパフォーマンスが低下しないこと。	ディスクの単一障害については、サービスを停止することなく、自動的に冗長性の回復を行う機能を備えること。また、単一障害時に該コンポーネントの交換が必要な場合、ストレージシステムを停止することなく交換が可能なこと。 と記載変更をお願い致します。	単一ディスク障害につきましては、ディスクのスペアリングによってオンラインで冗長性を回復することができますが、それ以外の単一障害につきましては、冗長コンポーネントの利用となり、冗長性を回復するには該コンポーネントの保守交換作業が必要です。 また、RAIDのリビルドは、ディスクアクセスを伴う処理ですので、絶対値としての性能低下は避けられません。業務処理機能としての性能要件を第3章第4節および別紙12にて記載されておりますので、こちらの文言は不要と考えますため、記載変更をお願い致します。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 リビルド中でもSLAが守れる前提であれば問題ありません。
131	別添3 要件定義書(案)	54	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 ウ ストレージ要件	「障害発生部品については、サービスを停止することなく、自動修復を行う機能を備え、ディスクの交換が必要な場合は活性交換が可能なこと。また、RAIDのリビルド中でもパフォーマンスが低下しないこと。」	RAIDリビルド中は、多少のパフォーマンス低下が発生すると考えています。「パフォーマンス低下を認めない」要件の緩和をお願いします。	幅広い製品から選定可能とするため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 リビルド中でもSLAが守れる前提であれば問題ありません。
132	別添3 要件定義書(案)	54	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 ウ ストレージ要件	ストレージのディスク構成(RAID構成)は、対象サービスのSLA等を踏まえて選択すること。	下記内容への変更をご提案いたします。 「ストレージのディスク、SSD、Flashモジュール構成(RAID構成)は、対象サービスのSLA等を踏まえて選択すること。」	ストレージを構成する、データ保存用のハードウェアは現在ディスク、SSD、Flashモジュールの複数の方式が存在します。提案の幅を広げるために左記記載の変更をご提案いたします。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
133	別添3 要件定義書(案)	54	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 ウ ストレージ要件	障害発生部品については、サービスを停止することなく、自動修復を行う機能を備え、ディスクの交換が必要な場合は活性交換が可能なこと。また、RAIDのリビルド中でもパフォーマンスが低下しないこと。	下記内容への変更をご提案いたします。 「障害発生部品については、サービスを停止することなく、自動修復を行う機能を備え、ディスク、SSD、Flashモジュールの交換が必要な場合は活性交換が可能なこと。また、RAIDのリビルド中でもパフォーマンスの低下を抑える機能が実装されており、リビルドを高速に完了しデータ非冗長状態から短時間で回復できること。」	RAIDのリビルド中にパフォーマンス低下を100%防ぐことは技術的に不可能であり、現在の仕様を厳密に充足する製品は存在しません。従いまして、現実的に実装可能な範囲で要求する機能および目的を明示されるべきであると考えます。リビルドの観点で有意義な実装は、リビルドを通常より高速に完了できる仕組みであり、これにより多重障害によるデータロストのリスク抑制や、リビルド処理に伴う業務影響の最小化といった恩恵があります。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 リビルド中でもSLAが守れる前提であれば問題ありません。
134	別添3 要件定義書(案)	54	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 ウ ストレージ要件	ディスク容量については、「別紙6情報・データ一覧」に示すデータ及び本要件定義書に示す各種要件を踏まえて受注者が容量見積りを行い、次期情報提供システムの稼働期間全体に渡り、適正なディスク容量を提供すること。また、空きディスク容量の不足を検知した場合、当省と調整を行い、ディスクの追加を行うことが決定されてから2週間以内に増設が可能なこと。	下記内容への変更をご提案いたします。 「ストレージ容量については、「別紙6情報・データ一覧」に示すデータ及び本要件定義書に示す各種要件を踏まえて受注者が容量見積りを行い、次期情報提供システムの稼働期間全体に渡り、適正なストレージ容量を提供すること。なお、ユーザー領域と運用上必要となるバックアップ領域などを含め物理構成を少なくする工夫がなされていること。 また、空きストレージ容量の不足を検知した場合、当省と調整を行い、ストレージの追加を行うことが決定されてから2週間以内に業務に影響を与えることなく増設が可能なこと。」	ストレージを構成する、データ保存用のハードウェアは現在ディスク、SSD、Flashモジュールの複数の方式が存在します。提案の幅を広げるためにも左記記載の変更をご提案いたします。 なお、現行システムでは複数の複製領域などにより物理容量が肥大化する構成となっており、次期システムにおいては物理構成を少なくする工夫がなされていることが必要と考えます。 また、増設にあたっては業務影響が無いことが必要と考えます。	※貴見の「記載内容」に次期情報提供システムとあるが省内LANと想定して回答します。 貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
135	別添3 要件定義書(案)	54	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 ウ ストレージ要件	以下の項目を参考に、システムの運用上重要と考えられる障害を検知し、障害発生箇所を特定して運用管理基盤等へのアラームが連携できること。 ディスクの抜き取り	下記内容への変更をご提案いたします。 「以下の項目を参考に、システムの運用上重要と考えられる障害を検知し、障害発生箇所を特定して運用管理基盤等へのアラームが連携できること。 ディスク、SSD、Flashモジュールの抜き取り」	ストレージを構成する、データ保存用のハードウェアは現在ディスク、SSD、Flashモジュールの複数の方式が存在します。提案の幅を広げるためにも左記記載の変更をご提案いたします。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
136	別添3 要件定義書(案)	54	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 ウ ストレージ要件	障害発生部品については、サービスを停止することなく、自動修復を行う機能を備え、ディスクの交換が必要な場合は活性交換が可能なこと。また、RAIDのリビルド中でもパフォーマンスが低下しないこと。	障害発生部品については、サービスを停止することなく、自動修復を行う機能を備え、ディスクの交換が必要な場合は活性交換が可能なこと。	RAIDのリビルド中でもパフォーマンスが低下しないことについて、ディスクの読み書きなどが頻繁に発生するなどの理由で、パフォーマンスは通常時と比較すると低下すると考えられるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 リビルド中でもSLAが守れる前提であれば問題ありません。
137	別添3 要件定義書(案)	55	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (ア) ネットワーク機器共通要件	(ア) ネットワーク機器共通要件 選定機器は電源の切断・投入・再起動等を繰り返し行っても、信頼性を維持できる仕様を確保していること。	電源の切断は、突然の電源断を想定されていますでしょうか。 またメーカ推奨手順による電源断や投入、再起動等を想定されていますか。	最近のFWやLBはHDDを積んでいるため、メーカ推奨手順による電源OFFが必要となります。メーカ推奨手順による電源OFF等に変更することで、提案の幅が広がります。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
138	別添3 要件定義書(案)	55	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (ア) ネットワーク機器共通要件	(ア) ネットワーク機器共通要件 機器に搭載されたソフトウェア及び設定情報をサーバにアップロード及びダウンロードが可能であること。	下記文言への変更。 「機器に搭載された設定情報をサーバにアップロード及びダウンロードが可能であること。」	ソフトウェアはベンダサイトからダウンロードできるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
139	別添3 要件定義書(案)	55	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (ア) ネットワーク機器共通要件	(ア) ネットワーク機器共通要件 選定機器は電源の切断・投入・再起動等を繰り返し行っても、信頼性を維持できる仕様を確保していること。	下記文言への変更。 「選定機器は製品マニュアル記載通りの電源の切断・投入・再起動を実施した場合、信頼性を維持できる仕様を確保していること。」	近年のネットワーク機器は機能が高度化したことから、設定やハードディスク等を壊さずに安全にシャットダウンするためには、マニュアルに従った操作が必要となるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
140	別添3 要件定義書(案)	56	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (イ) ルータ及びレイヤー3 スイッチ	(イ) ルータ及びレイヤー3 スイッチ ルータ及びレイヤー3 スイッチの選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。	提案する全ての機器で全ての「以下の要件」に対応する必要がありますでしょうか。	NW機器は必要な通信が転送できればよいと考えます。 外部システムとの接続で外部IPがRIP指定などの要件がある場合は、適用箇所を明確にして記載すべきと考えます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
141	別添3 要件定義書(案)	56	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (イ) ルータ及びレイヤー3 スイッチ	(イ) ルータ及びレイヤー3 スイッチ ルータ及びレイヤー3 スイッチの選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。	下記文言への変更。 「ルータ及びレイヤー3 スイッチの選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、提案するNW構成を踏まえて、必要となる機能を実装すること。ただし、以下の要件は満たすこと。 …(シート「ルータ及びレイヤー3 スイッチ サンプル」参照)…	以下に詳細な理由を記載するが、提案の幅を広げるため(提案可能とする機器が増える)。 RIPやOSPF等のルーティングプロトコル、マルチキャストルーティング、スパンニングツリー、ネットワーク認証機能、長距離伝送用の1000BASE-LX、10GBASE-LR、モジュール型のプラットフォーム等は設計によって不要となるため、すべてのNW機器が対応する必要はない。 コスト最適化の観点から、各機能が必要となる対象範囲を明確にするべきである。 ルーティングプロトコルやスパンニングツリー、長距離伝送用の回線は外部との接続で必須となる場合は、接続箇所を明確にして記載すべきである。 マルチキャストルーティングが必要なサービス等がある場合はそれを明記すべきである。 ネットワーク認証機能はセクタ側で必須である場合は対象範囲を記載すべきである。 コアスイッチのモジュール型プラットフォームについては、応札者がリング構成やスタック構成、SDNを採用した場合はボックス型で構成する可能性があるため、コアスイッチやスター型の構成を必須とすべきではない。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 機器が増える。
142	別添3 要件定義書(案)	56	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (イ) ルータ及びレイヤー3 スイッチ	IEEE802. 1D、IEEE802. 1w、IEEE802. 1sに準拠したスパンニングツリープロトコル機能を有すること。	ルータの要求機能から削除したくないでしょうか。 例) レイヤー3スイッチにおいては、IEEE802. 1D、IEEE802. 1w、IEEE802. 1sに準拠したスパンニングツリープロトコル機能を有すること。	ルータにおいてスパンニングツリープロトコル機能を有する機種が少なく、機種が限定され、公平性が失われる恐れがあるため。 ルータにおいては設計時に、スパンニングツリープロトコル機能を利用するケースが少ないため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
143	別添3 要件定義書(案)	56	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (イ) ルータ及びレイヤー3 スイッチ	ルータ及びレイヤー3 スイッチの選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。	(意見内容) SDNでの提案を考慮し、以下文言を追記願います。 (記載変更案) ルータ及びレイヤー3 スイッチの選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。なお、SDNでの提案を実施する場合は代替機能や機能が不要な旨を提案内容に具体的に記載すること。	SDN等、新しいネットワーク技術を取り込む場合、各種要件(スパンニングツリー等)を必要としない構成が可能となります。 (二階層ネットワークによるループフリー構成等) 貴省によってよりよいご提案をさせていただく為にも提案の選択肢を広げていただきたく、左記文言の追加をお願いいたします。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 なお、SDNを含む提案を行う場合は、物理機器で構成した場合と同等以上の品質を担保することを条件とさせていただきます。
144	別添3 要件定義書(案)	56	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (イ) ルータ及びレイヤー3 スイッチ	不正接続防止等を目的として、ネットワーク認証機能(IEEE802. 1X認証、Web認証、MACアドレス認証等)を有すること。	不正接続防止が目的であれば、左記ネットワーク認証機能以外の代替機能を用いて対処することも可能でしょうか。	今回データセンター内のネットワーク機器に対しての仕様になるかと存じますが、ホワイトリスト形式等、外部からの接続制御を行う機能がデータセンタースイッチには実装されており、ネットワーク認証機能(IEEE802. 1X認証、Web認証、MACアドレス認証等)以外の技術を用いて対応する場合もございます。 幅広く最適なご提案をさせていただく為にも代替案についても許容いただきました存じます。	ネットワーク認証機能以外の機能について、よりセキュリティ向上に資する機能があれば、ご提案いただくことは妨げません。 なお、要件以外の機能を提案する際は、機能の優位性について、合理的な説明が付けられている必要があります。
145	別添3 要件定義書(案)	57	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (イ) ルータ及びレイヤー3 スイッチ	コアスイッチについては、電源の切断を行うことなく、インタフェース・モジュール及び電源部の活線挿抜が可能なこと。また、拡張性を考慮した、モジュール型のプラットフォームであること。	モジュール型以外の製品においても拡張性の確保は可能です。モジュール型に限定した要件の削除をお願いします。	拡張性を確保しつつ、費用低減も考慮した最適な製品選択を行うため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
146	別添3 要件定義書(案)	57	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (ウ) スイッチングハブ(L2)	(ウ) スイッチングハブ(L2) スイッチングハブ(L2)の選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。	提案する全ての機器で全ての「以下の要件」に対応する必要がありますでしょうか。	NW機器は必要な通信が転送できればよいと考えます。外部システムとの接続で外部IPがレガシSTP指定などの要件がある場合は、適用箇所を明確にして記載すべきです。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
147	別添3 要件定義書(案)	57	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (ウ) スイッチングハブ(L2)	(ウ) スイッチングハブ(L2) スイッチングハブ(L2)の選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。	下記文言への変更。 「スイッチングハブ(L2)の選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、提案するNW構成を踏まえて、必要となる機能を実装すること。ただし、以下の要件は満たすこと。 ・・・(シート「スイッチングハブ(L2)」サンプル参照)・・・	以下に詳細な理由を記載するが、提案の幅を広げるため(提案可能とする機器が増える)。 コスト最適化の観点から、各機能が必要となる対象範囲を明確にするべきである。 ネットワーク認証機能はセンタ側で必須である場合は対象範囲を記載すべきである。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
148	別添3 要件定義書(案)	57	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (ウ) スイッチングハブ(L2)	スイッチングハブ(L2)の選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。	(意見内容) SDNでの提案を考慮し、以下文言を追記願います。 (記載変更案) スイッチングハブ(L2)の選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。なお、SDNでの提案を実施する場合は代替機能や機能が不要な旨を提案内容に具体的に記載すること。	SDN等、新しいネットワーク技術を取り込む場合、各種要件(スパンニングツリー等)を必要としない構成が可能となります。 (二階層ネットワークによるループフリー構成等) 貴省によってよりよいご提案をさせていただく為にも提案の選択肢を広げていただきたきく、左記文言の追加をお願いいたします。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 なお、SDNを含む提案を行う場合は、物理機器で構成した場合と同等以上の品質を担保することを条件とさせていただきます。
149	別添3 要件定義書(案)	58	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (ウ) スイッチングハブ(L2)	不正接続防止等を目的として、ネットワーク認証機能(IEEE802.1X認証、Web認証、MACアドレス認証等)を有すること。	不正接続防止が目的であれば、左記ネットワーク認証機能以外の代替機能を用いて対処することも可能でしょうか。	今回データセンター内のネットワーク機器に対しての仕様になるかと存じますが、ホワイリスト形式等、外部からの接続制御を行う機能がデータセンタスイッチには実装されており、ネットワーク認証機能(IEEE802.1X認証、Web認証、MACアドレス認証等)以外の技術を用いて対応する場合もございます。 幅広く最適なご提案をさせていただく為にも代替案についても許容いただきたく存じます。	ネットワーク認証機能以外の機能について、よりセキュリティ向上に資する機能があれば、ご提案いただくことは妨げません。 なお、要件以外の機能を提案する際は、機能の優位性について、合理的な説明が付けられている必要があります。
150	別添3 要件定義書(案)	58	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (ウ) スイッチングハブ(L2)	全二重及び半二重通信に対応すること。	利用する通信規格で全二重及び半二重通信の両方式が存在する場合、そのどちらかに対応すること。 と記載変更をお願い致します。	全二重/半二重は、通信規格によっては一方のみ定義出来ます。弊社が提案させて頂く想定は10Gb Ethernetは全二重通信のみとなっているため意見を提出させていただきます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
151	別添3 要件定義書(案)	58	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (ウ) スイッチングハブ(L2)	AUTOMDI/MDI-X機能又は、カスケードポートを有すること。	光ファイバ利用の規格を採用する場合を除き、AUTOMDI/MDI-X機能又は、カスケードポートを有すること。 と記載変更をお願い致します。	光ファイバ規格の場合、ストレートケーブル/クロスケーブルの概念はありませんので、機能として存在しないため意見を提出させていただきます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
152	別添3 要件定義書(案)	58	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (エ) ファイアウォール	【記載内容】 「IPアドレスやポート番号を見て通過の可否を決めるパケットフィルタリング機能を有すること。」	【意見内容】 下記を記載することを意見として提出致します。 「IPアドレスやポート番号及びアプリケーションを見て通過の可否を決めるパケットフィルタリング機能を有すること。」	IPアドレスやポート番号およびプロトコルによる通信制御のみでは、通信内容を正確に把握することができず、ポートホッピング等の技術により簡単に通信偽装やすり抜けが行われるリスクが存在する。上記に対しては、通信の識別や制御を、パケットのヘッダ情報のみではなくペイロードまで検査した上で、可視化および制御を行うアプリケーション識別の技術が有効であると考えられる。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 統合ネットワークのFW/IDS/IPS等においても同様の機能を提供しており、さらなる多重防御については提案の範疇と見ております。また、セキュリティに關して有効性・効率性の高い提案、統合ネットワークとの間の役割分担を踏まえた提案については総合評価基準にて評価することとしています。
153	別添3 要件定義書(案)	58	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (エ) ファイアウォール	【記載内容】 「通信フローを見てパケットの通過の可否を決めるステートフルインスペクション機能を利用できること。」	【意見内容】 下記を記載することを意見として提出致します。 「通信フローを見てパケットの通過の可否を決めるステートフルインスペクション機能およびパケットのデータ部を見て通過の可否を決めるディープパケットインスペクション機能を利用できること。」	IPアドレスやポート番号およびプロトコルによる通信制御のみでは、通信内容を正確に把握することができず、ポートホッピング等の技術により簡単に通信偽装やすり抜けが行われるリスクが存在する。上記に対しては、通信の識別や制御を、パケットのヘッダ情報のみではなくペイロードまで検査した上で、可視化および制御を行うアプリケーション識別の技術が有効であると考えられる。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 統合ネットワークのFW/IDS/IPS等においても同様の機能を提供しており、さらなる多重防御については提案の範疇と見ております。また、セキュリティに關して有効性・効率性の高い提案、統合ネットワークとの間の役割分担を踏まえた提案については総合評価基準にて評価することとしています。
154	別添3 要件定義書(案)	58	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (エ) ファイアウォール	【記載内容】 「アプリケーション識別においては専用のアプリケーション識別エンジンを搭載しており、初期状態(デフォルト)で全てのトラフィックを対象にしたアプリケーションの識別のシグネチャが適用されていること。」	【意見内容】 下記を記載することを意見として提出致します。 「アプリケーション識別においては専用のアプリケーション識別エンジンを搭載しており、初期状態(デフォルト)で全てのトラフィックを対象にしたアプリケーションの識別のシグネチャが適用されていること。」	アプリケーション単位での識別・制御をする際に追加調査や追加設定が必要な製品や、著しくパフォーマンスが劣化する製品も有り、想定した保護機能が維持されない場合がある。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 統合ネットワークのFW/IDS/IPS等においても同様の機能を提供しており、さらなる多重防御については提案の範疇と見ております。また、セキュリティに關して有効性・効率性の高い提案、統合ネットワークとの間の役割分担を踏まえた提案については総合評価基準にて評価することとしています。
155	別添3 要件定義書(案)	58	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (エ) ファイアウォール	【記載内容】 「SSLで暗号化された通信を復号化して検査する機能を有すること。」	【意見内容】 下記を記載することを意見として提出致します。 「SSLで暗号化された通信を復号化して検査する機能を有すること。」	SSLで暗号化された通信については、その特性上そのままでは通信内容を検査することができず、マルウェアの送り込みやC&O通信に悪用されるリスクが存在する。暗号化通信を装置内で一旦復号化して検査を実施することにより、SSL通信経由での脅威を遮断することが可能である。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 統合ネットワークのFW/IDS/IPS等においても同様の機能を提供しており、さらなる多重防御については提案の範疇と見ております。また、セキュリティに關して有効性・効率性の高い提案、統合ネットワークとの間の役割分担を踏まえた提案については総合評価基準にて評価することとしています。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
156	別添3 要件定義書(案)	59	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (エ) ファイアウォール	【記載内容】 「バケットの許可、拒否等をアクセス履歴として記録する機能を有すること。なお、アクセス履歴情報としては、通信の発信元と宛先、要求されたサービス、使用されたプロトコル、日時、ソース・ポート及び実行されたアクション等を含むこと。また、フィルタリング及びサーチによるアクセス履歴情報の取り出し機能を有すること。」	【意見内容】 下記を記載することを意見として提出致します。 「バケットの許可、拒否等をアクセス履歴として記録する機能を有すること。なお、アクセス履歴情報としては、通信の発信元と宛先、要求されたサービス、使用されたプロトコル、日時、ソース・ポート、不正アクセス元の国情報及び実行されたアクション等を含むこと。また、フィルタリング及びサーチによるアクセス履歴情報の取り出し機能を有すること。」	不正アクセス元を含めることでサービス対象外となる圏からの不必要なアクセスの早期発見が可能になり、システムリソースの無駄な消費やサイバー攻撃の可能性を低減させることが可能になる為。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して有効性・効率性の高い提案、統合ネットワークとの間の役割分担を踏まえた提案については総合評価基準にて評価することとしています。
157	別添3 要件定義書(案)	59	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (エ) ファイアウォール	【記載内容】 「脅威への迅速な対応として、運用センタから新しいポリシーの定義と適用が可能な仕組みが存在すること。」	【意見内容】 下記を記載することを意見として提出致します。 「脅威への迅速な対応として、運用センタから15分以内に自動で新しいポリシーの定義と適用が可能な仕組みが存在すること。」	ゼロデイ脅威に対する対策として、一定の時間内に自動で定義ファイルを更新する仕組みがセキュリティ面、運用面の両面において必要である為。また、15分、30分等の一定の閾値を設け、現実的かつ効果的にゼロデイ脅威の期間を短縮することが必要である為。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して有効性・効率性の高い提案、統合ネットワークとの間の役割分担を踏まえた提案については総合評価基準にて評価することとしています。
158	別添3 要件定義書(案)	59	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (エ) ファイアウォール		【意見内容】 下記を記載することを意見として提出致します。 「振る舞い検知により標的型攻撃および未知のファイルを識別し、分析できる機能を有すること。また、メールの本文に記載されているURLリンクを検査する機能を有すること。」	標的型攻撃は未知のファイルや、メール本文の悪意のあるURLリンクを介して実施される。振る舞い検知により、未知のファイルやURLを検査し、未知の攻撃を実際の動作を基に検知/遮断することが可能である為。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 統合ネットワークにおいても同様の機能を提供しており、さらなる多重防御については提案の範囲と考慮しております。また、セキュリティに関して有効性・効率性の高い提案、統合ネットワークとの間の役割分担を踏まえた提案については総合評価基準にて評価することとしています。
159	別添3 要件定義書(案)	60	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (オ) IDS/IPS	【記載内容】 「インラインで設置する場合、機器の障害が発生した場合にもネットワークが切断することがないよう、バススルー(バイパス)するための回路をもっていること。」	【記載変更案】 下記へ変更することを意見として提出致します。 「インラインで設置する場合、機器の障害が発生した場合にもネットワークが切断することがないよう、バススルー(バイパス)するための回路をもっていること。但し、他の製品に機能統合される場合は、この限りではない。」	FWIに統合される場合は、バイパス機能で動作することにより、外部NWから一切の制約なしに内部NWに侵入されるリスクが存在する為。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
160	別添3 要件定義書(案)	60	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (オ) IDS/IPS	(オ)IDS/IPS IDS/IPSの選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。 ・インラインで設置する場合、機器の障害が発生した場合にもネットワークが切断することがないよう、バススルー(バイパス)するための回路をもっていること。	バススルー(バイパス)は必要でしょうか。	ACT-SBYで冗長することでSLAを順守できれば、バススルー機能は不要と考えます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
161	別添3 要件定義書(案)	60	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (オ) IDS/IPS	(オ)IDS/IPS IDS/IPSの選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。 ・インラインで設置する場合、機器の障害が発生した場合にもネットワークが切断することがないよう、バススルー(バイパス)するための回路をもっていること。	バススルー(バイパス)の要件は削除すべきである。	IPSで障害が発生した場合に、バススルー(バイパス)すると、不正侵入検知が行われず、セキュリティが低下するため。 障害対策にはバイパス機能ではなく冗長構成を推奨する。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
162	別添3 要件定義書(案)	60	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (オ) IDS/IPS	インラインで設置する場合、機器の障害が発生した場合にもネットワーク切断がないよう、バススルー(バイパス)するための回路をもっていること。	ファイアウォールとIDS/IPS機能を同一筐体で提供した場合を考慮して、以下のように変更しただけでないでしょうか。 (例) IDS/IPS機能をファイアウォールと別筐体で提供し、インラインで設置する場合、機器の障害が発生した場合にもネットワーク切断がないよう、バススルー(バイパス)するための回路をもっていること。	ファイアウォールとIDS/IPS機能を同一筐体で提供した場合は、バススルー機能の提供が不可となるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
163	別添3 要件定義書(案)	60	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (オ) IDS/IPS	(オ)IDS/IPS IDS/IPSの選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。 ・ファイアウォールへのモジュール又は、機器等の追加で対応することも可とする。	「ファイアウォールへのモジュール、機器等の追加、又はソフトウェアサブスクリプションの追加で対応することも可とする。」 に仕様変更する。	ソフトウェアサブスクリプションを追加することでIDS/IPS機能を追加できる製品があるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
164	別添3 要件定義書(案)	60	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (オ) IDS/IPS	(オ)IDS/IPS IDS/IPSの選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。 ・パターンファイル、マイナーリリース及びパッチを更新できること。なお、パターンファイルは自動的に更新できること。 ・パターンファイルの更新は、オンラインで行うことができ、再起動せずに最新の状態で反映されること。	「インターネットに接続できない環境においては、パターンファイル、マイナーリリース及びパッチが手動で更新できること。」の要件を追加する。 また、マルウェア対策(サーバ)、マルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ)についても同様の要件を追加する。 なお、メール、仮想ブラウザは外部系環境に設置されるため、オンライン更新で対応可。	内部系環境の製品はインターネット接続できないため、オンライン更新できない可能性がある。その場合、運用端末等に更新ファイルを転送して、手動で更新する必要があるため。 (製品によってはオンライン更新しか対応していない場合がある)	貴見を踏まえ、検討しましたが、原案のとおりとします。 ネットワーク機器については、構成により要件が不要となるケースもあることから、不要とした合理的な根拠を示すことにより、提案の幅を持てるようにしているため。
165	別添3 要件定義書(案)	60	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (オ) IDS/IPS	・信頼性の高いパターンファイルが随時提供されるシグネチャ型の検出機構を有すること。 ・パターンファイル、マイナーリリース及びパッチを更新できること。 なお、パターンファイルは自動的に更新できること。 ・パターンファイルの更新は、オンラインで行うことができ、再起動せずに最新の状態で反映されること。 ・新たなP2P通信プログラムが発生した場合には、リモートでパターンファイルが更新できる機能を有すること。	IPS装置はパターンファイルでは無く、シグネチャの更新により運用することが一般のものと存じますが、ここでいうパターンファイルとはシグネチャと同義とみなしてよろしいでしょうか。	仕様の要件を明確にするため。	ご認識のとおりです。
166	別添3 要件定義書(案)	61	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (オ) IDS/IPS	検知するアラームに対してプライオリティが設定できること。	検知するアラームに対してプライオリティ等の編集ができること。	該当アラームのプライオリティ等の内容がデフォルト値から変更されていることが容易に判別できることは、アラーム管理の効率性向上に繋がると考えられるため、左記文言に修正いただけないでしょうか？	貴見を踏まえ、検討しましたが、貴見の記載変更案である「検知するアラームに対してプライオリティ等の編集ができること」に変更した場合に、貴見の意見理由である「アラーム管理の効率性向上」につながる効果が見いだされなかったため、原案のとおりとします。 ただし、当省の原案のとおり「プライオリティの設定」ができる機能を有した上で、アラーム管理の効率性につながり、結果としてセキュリティ向上につながるような提案であれば総合評価基準にて評価をさせていただきます。
167	別添3 要件定義書(案)	61	第3章	第11節	2 ハードウェア構成 (2) ハードウェア要件 エ ネットワーク機器要件 (カ) 負荷分散装置	(カ) 負荷分散装置 負荷分散装置の選定に当たっては、「(ア) ネットワーク機器共通要件」に加えて、以下の要件を満たすこと。 ストリーミングメディアのロードバランシングをサポートすること。	ストリーミングメディアはどのサービスで、どのような目的で利用しているのか。	NW構成を検討する上で、ストリーミングメディアが流れる経路を把握するため。	オンライン研修サービス及びWeb会議サービスにてストリーミングメディアを利用する想定です。
168	別添3 要件定義書(案)	64	第3章	第11節	3 ソフトウェア構成 (2) ソフトウェア要件 オ ライブラリソフトウェア要件	導入するライブラリソフトウェアについては、現行省内LANにて利用されているソフトウェアの機能を継承し、ソフトウェアの販売終了等の理由により機能の継承ができない場合は、受注者の責任において代替製品を選定し、当省の承認を得ること。ライブラリソフトウェアとして調達するソフトウェア及びライセンスの数量については、「別紙17 ソフトウェア一覧」を、現行省内LANのソフトウェアについては「参考資料18 現行ソフトウェア一覧」を参照のこと。	ソフトウェアに具体的に実装する機能について、ご教授下さい。	認識の齟齬が発生する可能性があるため。また、現行システムの業者と違い、現行ソフトウェアをどのような目的でどのように使用しているか把握していないため、公平性の観点からもご教授下さい。	後継製品がないソフトウェアについては、現行システムの製品仕様を本調達の提案者にて確認いただき、代替製品を提案いただけますようお願いいたします。
169	別添3 要件定義書(案)	66	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (1) 全体構成 ア 外部系(インターネット接続環境)の方針	ア 外部系(インターネット接続環境)の方針 BYODを利用した簡易リモートアクセス用途を想定した設備も本環境に構築し、明確に外部と接続した環境として分離する。	(質問) 簡易リモートアクセスは、内部の共同支援システムの利用を想定しているかと理解しております。外部ブラウザから、内部システムへの通信を行う想定ということでしょうか。	リモートアクセス用に環境を分けて環境を構築した場合、利便性は低下し、コスト増となるため意見を提出させていただきます。	簡易リモートアクセスは外部ではなく、内部に構築します。上記が明確になるよう、要件を修正させていただきます。
170	別添3 要件定義書(案)	67	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (2) ネットワーク回線要件 ア 統合ネットワークとの接続回線 表 3-24 統合ネットワークとの接続回線要件	ア 統合ネットワークとの接続回線 表3-24 回線本数及び帯域	外部系、内部系でネットワークを分離するため、統合ネットワークとの接続回線も分離して外部2回線(1系、2系)、内部2回線(1系、2系)の計4回線とすべきである。 また統合ネットワーク内で外部系ネットワークと内部系ネットワークが接続されると対策の効果が低減するため、統合ネットワーク内では外部系通信と内部系通信が同じネットワークを流らぬ構成とすべきである。	省内LANの外部系、内部系ネットワークの分離の対策を徹底するため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 当該回線は統合ネットワーク調達範囲であるため。
171	別添3 要件定義書(案)	67	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (2) ネットワーク回線要件 ア 統合ネットワークとの接続回線 表 3-24 統合ネットワークとの接続回線要件	ア 統合ネットワークとの接続回線 表3-24 回線本数及び帯域	回線帯域の600Mbpsの算出根拠を確認したい。	仮想デスクトップや仮想ブラウザの利用者数、利用率からどのような想定となっているのか確認するため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
172	別添3 要件定義書(案)	67	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (2) ネットワーク回線要件 ア 統合ネットワークとの接続回線 表 3-24 統合ネットワークとの接続回線要件	ア 統合ネットワークとの接続回線 表3-24 回線本数及び帯域	将来、回線帯域が600Mbps以上に増速する場合は、想定される最大帯域を記載すべきである。	将来、仮想ブラウザの利用者数増加に応じて回線帯域の増速を予定している場合、応札者が準備すべきインタフェースを明確にするため	意見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
173	別添3 要件定義書(案)	67	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (2) ネットワーク回線要件 ア 統合ネットワークとの接続回線 表 3-24 統合ネットワークとの接続回線要件	項番1 (1系) 600Mbps×1 回線 (2系) 600Mbps×1 回線 項番2 (1系) 200Mbps×1 回線 (2系) 200Mbps×1 回線	回線に必要な帯域は、各機能の同時接続数などの要件に加え、仮想デスクトップ・仮想ブラウザなどを実現する製品を確定させたい必要帯域を確定させる必要があります。業者決定後、設計後に統合ネットワークの回線本数及び帯域を確定させる理解でよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため 次期システムでは、仮想デスクトップ・仮想ブラウザを導入するため、現行システムとは異なる前提(回線上のトラフィック特性)で回線帯域設計を行う必要があります。また、5号館とデータセンターでは、統合ネットワークへのアクセス回線帯域は異なる想定しています。	意見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
174	別添3 要件定義書(案)	68	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (3) 関連事業者との責任分界点 図 3-3 統合ネットワークとの責任分界点	図3-3 統合ネットワーク機器	図中の統合ネットワーク機器は帯域制御装置か。 帯域制御装置ではない場合、帯域制御装置の導入を検討すべきである。	仮想デスクトップの印刷の実行や全画面表示によるバーストラフィックが原因で操作性が落ちる等の懸念があるため。	統合ネットワークに関する設計書をご参照ください。 ただし、機器の追加調達等は、本調達範囲外であるため、トラフィック起因の懸念に対する回避策は省内LAN側でご提案をお願いいたします。
175	別添3 要件定義書(案)	70	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (4) 接続要件 イ 統合ネットワーク接続要件	本契約期間中に、統合ネットワークの接続仕様や設定環境に変更が生じ、次期省内LANでの対応が必要となった場合には、当省が要求するタイミングで、次期省内LANにおいて必要となる構成変更等の作業を実施すること。	本仕様は、次期省内LANにおいて導入した機器に対する設定変更等の論理的な作業のみと理解してよろしいでしょうか。(物理的な追加(ネットワーク機器の追加等)は本調達外と考えてよろしいでしょうか)	物理的な追加が発生する場合は、入札金額に大きく影響するため。	ご認識のとおりです。 物理的な機器追加等の大幅な設定変更作業時は別途追加調達とします。ただし、可能な限り費用負担が発生しない方式を検討、調査した上で、当省と協議の上で導入可否を決定するものとします。
176	別添3 要件定義書(案)	70	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (4) 接続要件 ウ 政府共通ネットワーク接続要件	本契約期間中に、政府共通ネットワークの接続仕様や設定環境に変更が生じ、次期省内LANでの対応が必要となった場合には、当省が要求するタイミングで、次期省内LANにおいて必要となる構成変更等の作業を実施すること。	本仕様は、次期省内LANにおいて導入した機器に対する設定変更等の論理的な作業のみと理解してよろしいでしょうか。(物理的な追加(ネットワーク機器の追加等)は本調達外と考えてよろしいでしょうか)	物理的な追加が発生する場合は、入札金額に大きく影響するため。	ご認識のとおりです。 物理的な機器追加等の大幅な設定変更作業時は別途追加調達とします。ただし、可能な限り費用負担が発生しない方式を検討、調査した上で、当省と協議の上で導入可否を決定するものとします。
177	別添3 要件定義書(案)	71	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (5) ネットワーク環境 ア 外部系(インターネット接続環境)及び内部系(個人情報等取扱環境)の分離	なお、外部系と内部系は独立させ、直接のファイル送受信を禁止する。	次期省内LANデータセンタ内に設置された一時的ファイアウォールにおいて、外部系と内部系を論理的に分離し、双方の通信を制御するような構成を検討しておりますが、貴省の要求仕様を満たしてよろしいでしょうか。	論理的分割では満たせない場合、構成を見直す必要があり入札金額に大きく影響するため。	「外部系と内部系は独立させ」に関する解釈は本調達の提案者に委ねるものであり、論理的な分割を提案することを妨げるものではありません。 ただし、論理的分割により安全性が確保されること(相互の通信は無害化された通信のみであること、マルウェアの侵入や情報漏えいが発生しえないこと等)の実現根拠等について、合理的な説明が必要となります。また、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
178	別添3 要件定義書(案)	74	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (5) ネットワーク環境 ア 外部系(インターネット接続環境)及び内部系(個人情報等取扱環境)の分離 図 3-9 テレワーク接続方式一覧	図 3-9 テレワーク接続方式一覧 ハードウェアトークン	(要望) ■支給外端末(BYOD)によるテレワークにおけるハードウェアトークンにつきまして、ソフトウェアを利用したワンタイムパスワードへの変更をご検討頂けないでしょうか。もしくは、BYOD端末は貴省より供給のハードウェアトークンに対応した端末のみと限定頂けませんか。	現状様々な支給外端末に対してハードウェアトークンを用いて実装出来るソリューションは存在致しません。ハードウェアトークンでの実装が必要な場合は、BYOD許可端末を機種固定するなどの対策が必要でございますので意見を提出させていただきます。	BYOD端末は当省より提供するハードウェアトークンに対応した端末であることが前提となります。 上記が明確になるよう、要件を修正させていただきます。
179	別添3 要件定義書(案)	75	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (5) ネットワーク環境 ウ テレワーク環境 イ 支給端末(シンクライアント)によるテレワーク接続	受注者は統合ネットワーク管理組織が用意する外部接続(インターネットVPN)に必要なハードウェアトークン、VPNソフトウェア等を管理し、職員からの申請に応じてハードウェアトークンの配布、必要な設定作業の周知・支援を行うこと。ハードウェアトークンは当初1,000 式を用意するが、運用期間中に数量は増減する可能性があるため、統合ネットワーク管理組織と適宜連携して数量の管理に留意すること。	「ハードウェアトークン」は、省内LANの貸し出し機器となる理解でよろしいでしょうか。その場合、その旨は「別紙13 次期端末・周辺機器の導入予定数」一覧に記載をお願いします。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	ご認識のとおりです。 ただし、ハードウェアトークンは統合ネットワークの調達機器であるため、別紙13には記載されません。
180	別添3 要件定義書(案)	76	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (5) ネットワーク環境 ウ テレワーク環境 表 3-25 支給外端末(BYOD)テレワーク接続時の留意事項	表 3-25 支給外端末(BYOD)テレワーク接続時の留意事項 項番3 項目 簡易リモートアクセス 支給外端末(BYOD)の盗難や紛失が発生した場合等には、ローカルワイプ機能又はリモートワイプを実行することにより省内LANのアクセス権限の削除できること。	(要望) 支給外端末(BYOD)利用においては、データそのものが端末側に残らない画面転送型のソリューションとなりますため、記載の削除をお願いします。また、支給外端末(BYOD)の盗難や紛失が発生した場合等には、アクセス権を剥奪する(禁止する)実装方式で要件は満たすと考えますが、いかがでしょうか。	ローカルワイプ/リモートワイプ機能を実装するには、MDMソフトウェアが必要となり莫大なコストが必要となります。 BYOD端末紛失時には、リモートからのアクセス権を剥奪[禁止]する方式でセキュリティは担保できるかと思っておりますので、こちらの実装方式も認めていただきたく意見をいたします。 またローカルワイプ/リモートワイプ機能ですが、個人のBYOD端末にMDMをインストールすることを強制する必要があり、ユーザーの心理的な敷居の高さと、データが消えるという恐怖から紛失時も報告をしない可能性が上がると、というセキュリティリスクもありますため、ローカルワイプ/リモートワイプ(MDM)の利用は推奨しかねます。	意見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改造備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
181	別添3 要件定義書(案)	76	第3章	第11節	4 ネットワーク構成 (5) ネットワーク環境 ウ テレワーク環境 表 3-25 支給外端末(BYOD)テレワーク 接続時の留意事項	端末などを紛失した場合は、ローカルワイプ機能又はリモートワイプ機能を利用して省内LANのアクセス権限を削除して情報漏洩を防ぐ	端末などを紛失した場合に備えて、ローカルワイプ機能やリモートワイプ機能又はそれに準じた機能を有すること。	端末状態(電源OFF、SIMが抜かれているなど)によっては、ローカルワイプ機能やリモートワイプ機能を利用して、確実に省内LANのアクセス権限を削除することができないケースもあるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
182	別添3 要件定義書(案)	77	第3章	第11節	5 施設・設備要件	施設・設備要件として、「(1) 建物」及び「(2) 機器室」の要件を満たすことを適合証明書等で証明できない場合は、「情報システム設備環境基準(JEITA)」、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準(FISC)」、「データセンターファシリティスタンダード(JDCC、ティア3以上)」等の基準を満たすことを第三者機関の認証により証明すること。	施設・設備要件として、「(1) 建物」及び「(2) 機器室」の要件を満たすことを適合証明書等で証明できない場合は、「情報システム設備環境基準(JEITA)」、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準(FISC)」、「データセンターファシリティスタンダード(JDCC、ティア3以上)」等の基準を満たす根拠を示すこと。	弊社データセンターは、JDCC(ティア4相当レベル)、FISCに準拠した設計になっているため、ハローワークシステムや統合NWシステムは、現在、弊社データセンターに導入いただいておりますが、第三者機関の認証による証明は必要になりませうか。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
183	別添3 要件定義書(案)	77	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (1) 建物 ア 立地	次期省内LANメインデータセンターについては、5号館より直線距離50km以内とすること。5号館を午前10時から午後6時の間に発生した際に、公共交通機関(タクシーを除く。)及び徒歩を利用して平均して60分以内で到着できる場所にあること。	次期省内LANメインデータセンターについては、5号館より直線距離50km以内とすること。5号館を午前10時から午後6時の間に発生した際に、公共交通機関(タクシーを除く。)及び徒歩を利用して平均して100分以内で到着できる場所にあること。	広域災害を考慮した場合、50kmの移動に100分はかかると思われるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
184	別添3 要件定義書(案)	77	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (1) 建物 ア 立地	次期省内LANメインデータセンターについては、5号館より直線距離50km以内とすること。5号館を午前10時から午後6時の間に発生した際に、公共交通機関(タクシーを除く。)及び徒歩を利用して平均して60分以内で到着できる場所にあること。	次期省内LANメインデータセンターについては、5号館より直線距離50km以内とすること。5号館を午前10時から午後6時の間に発生した際に、公共交通機関及び徒歩を利用して平均して60分以内で到着できる場所にあること。	弊社データセンターは、直線距離50km以内ではありますが、交通機関及び徒歩を利用して1時間10分程度かかります。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
185	別添3 要件定義書(案)	77	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (1) 建物 ア 立地	次期省内LANメインデータセンターについては、5号館より直線距離50km以内とすること。5号館を午前10時から午後6時の間に発生した際に、公共交通機関(タクシーを除く。)及び徒歩を利用して平均して60分以内で到着できる場所にあること。	次期省内LANメインデータセンターについては、5号館より直線距離50km以内とすること。5号館を午前10時から午後6時の間に発生した際に、公共交通機関(タクシーを除く。)及び徒歩を利用して平均して100分以内で到着できる場所にあること。	広域災害を考慮した場合、50kmという距離は妥当であると考え、50kmの場合100分はかかると思われるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
186	別添3 要件定義書(案)	78	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (1) 建物 ア 立地	海岸線から15km以上離れている又は海岸線から15km未満の場合でも適切な水害対策等が講じられていること。	公共機関が想定する最大の地震においても津波の影響を受けないように適切な場所に立地していること。	津波の被害を受けない立地であることが目的と考えられますので、距離を定義するよりも被害想定のない地域であることを要件にした方がよいと考えられます。 例えば東京都の公表では、東京湾沿岸部の想定最大津波高は2.61mと想定されており、海岸から15km未満でも津波被害の可能性が低い地域が多く存在します。 出典：東京都ホームページ「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月18日公表)	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
187	別添3 要件定義書(案)	78	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (1) 建物 ア 立地	活断層が発見されていない地域であること。	建物直下に活断層が発見されていないこと。	活断層が発見されていない地域は、日本では調査されていない場所のみとなるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
188	別添3 要件定義書(案)	78	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (1) 建物 ア 立地	活断層が発見されていない地域であること。	建物直下に活断層が発見されていないこと。	単純に「活断層が発見されていない地域」とした場合、日本では調査されていない場所しかない為	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
189	別添3 要件定義書(案)	80	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (1) 建物 カ 電力供給	無停電電源装置のバッテリー更改時には旧設備を稼働させたまま新設備を設置し、無停止で設備を切替えられるよう、旧設備と同じ広さのスペースを更改用地として確保しておくこと。	無停電電源装置のバッテリーを含む電源設備更改時には旧設備を稼働させたまま新設備を設置し、無停止で設備を切替えられること。	目的は無停電電源装置のバッテリーを含めて電源設備全般の更改を無停止で実施出来ることと考えますので、スペースの有無は関係なく無停止で切り替えられることを条件にした方がよいと考えられるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
190	別添3 要件定義書(案)	80	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (1) 建物 ク 設備保守	設備を常時集中管理及び制御する仕組みを有すること。また、非常用自家発電設備等が故障した際には、目標復旧時間内に修理が可能な体制を整えていること。	「また、非常用自家発電設備等が故障した際には、目標復旧時間内に修理可能な体制を整えていること。」の記載については、非常用自家発電設備等が故障した際にバックアップの設備に自動的に切り替わる場合には、適用されないとの認識でよろしいでしょうか。	代替設備による復旧についての確認のため。	ご認識のとおりです。 非常用自家発電設備等の故障時の対応策の要件であるため、バックアップ設備への切り替えによる復旧も可とします。
191	別添3 要件定義書(案)	81	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 ア フロア要件	電源配線及び機器間の配線について、床下に配線できるような設備(フリーアクセス床等)を使用していること。	電源配線及び機器間の配線について、床下またはラック上に配線できるような設備を使用していること。	床下配線ではなくラック上に配線するデータセンターも多く存在するため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
192	別添3 要件定義書(案)	81	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 ア フロア要件	フリーアクセス床からスラブ床の高さは400mm以上、フリーアクセス床から天井までの高さは2500mm以上とし、導入される機器等が問題なく設置できること。	機器を設置する床から天井までの高さは2,500mm以上とし、導入される機器等が問題なく設置できること。	フリーアクセスを採用していないデータセンターも多く存在するため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理部

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
193	別添3 要件定義書(案)	81	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 フロア要件	・保守用コンセントが設置されていること。	保守用コンセントの用途は、データセンター内作業における測定機器等への、電力供給と考えるようでしょうか。 測定機器等への電力供給の用途であるならば、データセンターのフロア要件としての保守用コンセントの提供ではなく、ラック内に用意した保守用コンセントの提供でも良いとの認識でよろしいでしょうか。	ラックからの保守用コンセントの提供について確認のため。	ご認識のとおりです。 保守用コンセントの提供はラック内からの提供も可とします。
194	別添3 要件定義書(案)	81	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 イ ラック要件	「省内LAN」以外に「統合ネットワーク」、「厚生労働省図書館システム」「個別紛争データベースシステム」のラックも併せて調達するものとする。	「統合ネットワーク」、「厚生労働省図書館システム」「個別紛争データベースシステム」について、利用するインターネット回線の要件(必要とする帯域など)、およびラックに必要な電源要件(電源容量や電圧)をご教示ください。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積りを行うため	電源要件については、「第3章 第11節 5 イ ラック要件」の「表 3-27 ラック要件一覧」に記載されています。また、ネットワーク帯域については、「第3章 第11節 4 (2) ネットワーク回線要件」をご参照ください。
195	別添3 要件定義書(案)	82	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 イ ラック要件 表 3-27 ラック要件一覧	「搭載荷重/ラック 320kg/ラック以上」 「スラブ床荷重/ラック:0.9t/m ² 以上」	搭載荷重の要件に適合していれば、「スラブ床荷重/ラック」の要件は不要と考えます。	幅広い施設選定を可能とするため。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ラック製品に対する要件である搭載荷重と建物に対する要件であるスラブ床荷重は異なる性質の要件であるため。
196	別添3 要件定義書(案)	83	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 オ 空調設備	床下吹き出し方式の空調設備であること。	床下吹き出し方式の空調設備である、もしくはより効率の良い設備であること。	冷気は上から下へ流す方が動力を必要とせず、環境にやさしい冷却方式となるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
197	別添3 要件定義書(案)	83	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 オ 空調設備	床下吹き出し方式の空調設備であること。	床下吹き出し方式の空調設備である、もしくはより効率の良い設備であること。	冷気は下から上に吹き上げるよりも、上から下へ流す方が動力を必要とせず、環境にやさしい冷却方式のため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
198	別添3 要件定義書(案)	83	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 オ 空調設備	床下吹き出し方式の空調設備であること。	機器室専用の空調設備であること。	空調効率の観点で床下方式を採用していないデータセンターも多く存在するため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
199	別添3 要件定義書(案)	83	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 キ バックアップデータセンタ	-	次期省内LAN BDCデータセンターで提供する各サービスについて、次期省内LANデータセンターと比較してどのくらいの規模を想定しているのかご教授願います。 例:次期省内LANデータセンターの50%相当の機能を提供すること。 次期省内LANデータセンターと同じ規模の機能を提供すること。	提供する規模によって、BDCデータセンターのコストが大きく変動するため。	バックアップデータセンターの規模は、要件定義書「第3章 第9節 1 継続性に係る目標値」に示す継続性に係る目標値を満たす前提であれば、特に指定しません。本調達の提案者の提案の範疇として、コスト削減やパフォーマンス向上を勘案した提案内容を評価します。
200	別添3 要件定義書(案)	84	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 キ バックアップデータセンタ	メインデータセンタとバックアップデータセンタの距離は300km以上離れていること。	「メインデータセンタとバックアップデータセンタの距離は200km以上離れていること。」と変更されてはいいががでしょうか。	バックアップデータセンタの選定範囲を広げるため。 第3章 第9節 1. 継続性に係る目標値 (2)大規模災害等 に記載の、非常時の首都直下地震を想定とし、建物被害・物的被害の影響を考慮すると、建物被害・物的被害の影響は300kmには及ばないと考えられます。バックアップデータセンタの選定範囲を広げるために、メインデータセンタとバックアップデータセンタの距離の縮小をご検討いただけないでしょうか。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
201	別添3 要件定義書(案)	84	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 ク セキュリティ	施設敷地の入口から機械室に至るまで、3回以上の入退者の確認箇所が設けられ、不審者が容易に立ち入りできない対策が講じられていること。また、アンテナバック等の共連れ防止措置が講じられていること。	機械室との記載がごさいますが、機器室との認識でよろしいでしょうか。	文言確認のため。	ご認識のとおりです。
202	別添3 要件定義書(案)	84	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 ク セキュリティ	不要な機械室への入室ができないよう、入室可能な機械室を制限できる入退室管理の仕組みを有すること。	機械室との記載がごさいますが、機器室との認識でよろしいでしょうか。	文言確認のため。	ご認識のとおりです。
203	別添3 要件定義書(案)	85	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 ク セキュリティ	機器室への入退室者が記憶媒体(小型PC、MT、CD、DVD、メモカード及びメモリスティック等)を不正に所持し、持出持込することをチェック可能であること。	機器室への入退室者が記憶媒体(小型PC、MT、CD、DVD、メモカード及びメモリスティック等)を不正に所持し、持出持込することをチェック可能であること。チェック作業は、機器室内にて作業する責任者と、作業員にて行うこと。	弊社データセンターは、プライバシーの観点から、ポテスキャナーの運用は実施しておりません。また、弊社データセンターの常駐者による、ポテスキャナー実施は、わいせつ行為等の訴訟問題になる恐れがあるため、実施不可能となります。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 なお、「ポテスキャナーの運用」「ポテスキャナー」が必須ではありませんが、X線検査機や金属探知ゲート、タグを用いた不正持ち出し監視ゲート等により「記載内容」の要件を満たすことが必要です。
204	別添3 要件定義書(案)	85	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 ク セキュリティ	不正な機器の設置や取り外し、持ち出しを検知するため、申請どおり機器の導入及び撤去が行われていることを警備員等により確認すること。	不正な機器の設置や取り外し、持ち出しを検知するため、申請どおり機器の導入及び撤去が行われていることを確認すること。	本項番は、データセンター事業者の業務ではなく、機器を運用保守する事業者様にて実施すべき内容と思われ。尚、搬入搬出時に、不正な侵入がされないようデータセンター事業者が立会いを行います。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 なお、当該対応は受注者に対応いただく想定です。また、受注者はデータセンター事業者などの再委託先を含む表現とさせていただきます。
205	別添3 要件定義書(案)	85	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (2) 機器室 ク セキュリティ	建物の出入口は、不特定多数の利用者が利用できる出入口ではないこと。	建物の出入口に必要以上の制限をかけると、来館時の待ち合わせや物品の受け取り等が困難になり利便性を損うと考えられるため、本項目については削除されてはいいががでしょうか。	データセンターの選定範囲を広げるため。 建物内での多段階のセキュリティ対策や、建物内の主要な出入口についての監視の実施により、セキュリティは担保されると考えます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
206	別添3 要件定義書(案)	86	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (4) クラウドサービスの施設等 表 3-28 クラウドサービスの施設等	<p>■別添3 要件定義書案 【表3-28 クラウドサービスの施設等】 「政府システムの保護」 ・厚生労働省の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。</p>	<p>政府機関からの情報開示要請を受けた場合の対応を想定する必要があり、その場合、「国外への持ち出しを行わないこと」では情報開示に対する対応を保障できないため、厚労省様以外の「第三者に提供しない」ことを明記されることを提案いたします。</p> <p>●記載変更案 「厚生労働省が指示した場合、または法律によって要請された場合を除き、情報資産を第三者に開示しないこと」</p>	<p>平成29年春ごろの施行が見込まれている改正個人情報保護法においては、個人データと外国との関係について新たな規制が設けられました。その内容は「外国にある第三者へ個人データを提供する場合」についての規制とされていることから、要件においても「第三者への提供」という基準によることが整合的と考えます。</p>	<p>本規定の趣旨は、契約当事者以外の第三者への情報の提供・開示等(以下「第三者提供等」という。)を禁止するものではなく、政府情報システムの保護の観点から、日本国外に情報資産が持ち出された場合に、当該外国の法令等により我が国として必要な管理ができなくなるような事態が発生する可能性が生じないこと自体を担保するところにあります。ご指摘の修正案では、この担保がなされなくなるおそれがあると考えられますので、当該箇所は現行案のままとします。</p> <p>なお、第三者提供等の禁止については、表3-28に掲げる「クラウドサービスの施設等」の「技術的条件」その他本仕様書の他の規定により当然担保されるものと考えておりますが、 ・クラウドサービス自体の運用等のため、日本国内に置かれた事業者の資産に対し、日本国外からアクセスを行う場合がある ・サービス提供のために使用する事業者の資産の一部が日本国外に置かれている 等のため、物理的・論理的に日本国外との通信が発生したとしても、厚生労働省が保有する情報資産そのものが日本国外に持ち出されることがなければ、少なくとも本規定には抵触しないものと考えられます。</p>
207	別添3 要件定義書(案)	86	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (4) クラウドサービスの施設等 表 3-28 クラウドサービスの施設等	<p>5 施設・設備要件 項番1. 政府システムの保護 ・情報資産を管理するデータセンタの物理的所在地が日本国内であること。 ・厚生労働省の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。 ・障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンタに移管されないこと。 ・クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。 ・契約の解釈が日本法に基づくものであること。 ・情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。したがって、厚生労働省が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。 ・自らの知的財産権についてクラウド利用者に利用を許諾する範囲及び制約を、クラウド利用者に通知すること。 ・法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。</p>	<p>共有基盤系システムの情報セキュリティ管理サービスにおいて、セキュリティ確保の観点から、ウイルス検体や検知情報の高度な解析を行う必要があると認識しております。そのため、マルウェア対策やSIEMサービスの管理サーバ等から、海外のクラウドサービスに情報が転送される場合があります。このサービスにおいても左記要件の対象に該当するのでしょうか。仮に該当しない場合、除外する旨の要件追記のご検討をお願いいたします。</p>	<p>要件把握及び製品選定に必要なため</p>	<p>当省の情報資産をクラウドサービス上で取り扱う前提(例えばログ情報の分析を行う場合等)であれば、当該要件の対象となります。ただし、外部から送付されたメールを検体として分析を行う場合など、取り扱う対象が当省の情報資産に該当しないもの場合には、本要件の対象とはなりません。</p>
208	別添3 要件定義書(案)	86	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (4) クラウドサービスの施設等 表 3-28 クラウドサービスの施設等	<p>「政府システムの保護」 ・厚生労働省の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。</p>	<p>政府機関からの情報開示要請を受けた場合の対応を想定する必要があり、その場合、「国外への持ち出しを行わないこと」では情報開示に対する対応を保障できないため、厚労省様以外の「第三者に提供しない」ことを明記されることを提案いたします。</p> <p>●記載変更案 「厚生労働省が指示した場合、または法律によって要請された場合を除き、情報資産を第三者に開示しないこと」</p>	<p>平成29年春ごろの施行が見込まれている改正個人情報保護法においては、個人データと外国との関係について新たな規制が設けられました。その内容は「外国にある第三者へ個人データを提供する場合」についての規制とされていることから、要件においても「第三者への提供」という基準によることが整合的と考えます。</p>	<p>本規定の趣旨は、契約当事者以外の第三者への情報の提供・開示等(以下「第三者提供等」という。)を禁止するものではなく、政府情報システムの保護の観点から、日本国外に情報資産が持ち出された場合に、当該外国の法令等により我が国として必要な管理ができなくなるような事態が発生する可能性が生じないこと自体を担保するところにあります。ご指摘の修正案では、この担保がなされなくなるおそれがあると考えられますので、当該箇所は現行案のままとします。</p> <p>なお、第三者提供等の禁止については、表3-28に掲げる「クラウドサービスの施設等」の「技術的条件」その他本仕様書の他の規定により当然担保されるものと考えておりますが、 ・クラウドサービス自体の運用等のため、日本国内に置かれた事業者の資産に対し、日本国外からアクセスを行う場合がある ・サービス提供のために使用する事業者の資産の一部が日本国外に置かれている 等のため、物理的・論理的に日本国外との通信が発生したとしても、厚生労働省が保有する情報資産そのものが日本国外に持ち出されることがなければ、少なくとも本規定には抵触しないものと考えられます。</p>

厚生労働省LANシステムの更整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
209	別添3 要件定義書(案)	87	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (4) クラウドサービスの施設等 表 3-28 クラウドサービスの施設等	<p>●クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得していること。</p> <p>ISO/IEC 27017 認証 CS マーク(ゴールド)【クラウドセキュリティ推進協議会(特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会の下部組織、JASA)が提供するクラウド情報セキュリティ監査制度】</p>	クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得、もしくは取得を予定していること。	認証開始から日が浅く、実際に取得するには時間を要するため。	<p>貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。</p> <p>なお、認証の取得期限は設計・開発の開始前までとしますが、提案書提出時点で認証の取得が予定となっている場合は、以下の内容が確認できる書類を提示する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> クラウドサービス事業者等のセキュリティに係る内部統制の保証報告書であるSOC 報告書(Service Organization Control Report)のうち、SOC2(Type II)又はCSマーク(シルバー)を取得していること。なお、SOC2(Type II)については、米国公認会計士協会が開発した「Trust サービス原則と基準」で定義された「セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持、プライバシー」の5つの原則のうち、「セキュリティ」が保証報告書の対象に含まれていること。 要件とする認証を、設計・開発の前までに取得する実施計画となっていること。 要件とする認証の審査機関に対する取得申請が完了していること。 要件とする認証の取得に向けた進捗に問題がないこと。
210	別添3 要件定義書(案)	87	第3章	第11節	5 施設・設備要件 (4) クラウドサービスの施設等 表 3-28 クラウドサービスの施設等	<p>●クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得していること。</p> <p>ISO/IEC 27017 認証 CS マーク(ゴールド)【クラウドセキュリティ推進協議会(特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会の下部組織、JASA)が提供するクラウド情報セキュリティ監査制度】</p>	クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得、もしくは取得を予定していること。	認証が始まってから日が浅く、実際に取得するには、実運用を回す等の時間を要する為。	<p>貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。</p> <p>なお、認証の取得期限は設計・開発の開始前までとしますが、提案書提出時点で認証の取得が予定となっている場合は、以下の内容が確認できる書類を提示する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> クラウドサービス事業者等のセキュリティに係る内部統制の保証報告書であるSOC 報告書(Service Organization Control Report)のうち、SOC2(Type II)又はCSマーク(シルバー)を取得していること。なお、SOC2(Type II)については、米国公認会計士協会が開発した「Trust サービス原則と基準」で定義された「セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持、プライバシー」の5つの原則のうち、「セキュリティ」が保証報告書の対象に含まれていること。 要件とする認証を、設計・開発の前までに取得する実施計画となっていること。 要件とする認証の審査機関に対する取得申請が完了していること。 要件とする認証の取得に向けた進捗に問題がないこと。
211	別添3 要件定義書(案)	89	第3章	第12節	3 テスト実施要件 表 3-30 テスト実施要件 総合テスト、外部連携テスト	本要件定義書の第2章 第5節 外部インタフェース要件に示した外部システムと正常に連携可能であること等のテストを行うこと。 また、テストを実施するに当たり、連携先システムとの調整を行うこと。 また、本調達と関連する他の調達の事業者のテスト実施時においても必要に応じ支援、調整の協力を行うこと。	連携先システムとの調整は、別紙2に記載の課室と実施すればよろしいでしょうか。また、試験の実施に当たり、連携先の調整稼働、試験稼働等は、連携先課室の負担と理解してよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	ご認識のとおりです。
212	別添3 要件定義書(案)	92	第3章	第12節	5 テストデータ	各テストで用いるテストデータは、原則として、受注者が疑似データを作成すること。 ただし、外部の連携するシステムとの総合テストについては、受注者が調整を行いテストデータの作成分担を決定し、当省の承認を得ること。	3 テスト実施要件の表 3-30 テスト実施要件では、下記の記載があります。 結合テストは、テスト対象に対して異常データを含む様々なバリエーションのデータを投入し、動作及び処理結果を確認すること。 総合テストは、機能テスト、操作マニュアルテストは実運用を想定した環境下でテストを実施し、障害時対応を含めて、各業務シナリオの実運用で定められた手順・体制等により問題なく運用できることを検証すること。 ストレートコンバージョン機能については、既存システムで使用したデータをマスク化したものをご提供頂けることと考えてよろしいでしょうか。	膨大な工数がかかり、費用の高騰を招く可能性が高いため。	前回移行作業時の納品物対象であるテストデータの提供は可能です。
213	別添3 要件定義書(案)	93	第3章	第13節	-	統合対象システムの利用拠点では、インターネットに接続する端末と業務システムに接続する端末を分けているが、次期省内LANの利用開始に合わせて端末の統合と、統合対象システムとのシングルサインオン実現を視野に入れているため、統合対象システム(基盤も含む)のハードウェア構成、機能構成、システムの利用状況、データ構成、運用等を十分に把握し、理解したうえで移行に係る計画・プロセスを検討すること。	システム統合を考えると、各箇所に移行に関する記載はありますが、利用申請など運用に関する記載が不足しており、十分な運用設計がなされないことを懸念します。今回のシステム統合を考えるとポイントとなりますので、「統合対象システムの機能構成、システムの利用状況、データ構成、運用等を十分に把握し、理解したうえで、運用に係る計画・プロセスを検討すること。特に統合対象システムの利用者が厚生労働省ネットワークシステムを使用するにあたって、利用者権限や利用にあたっての申請等の運用が円滑に行われるよう検討を行うこと。」との記載を「第16節 運用に関する事項」に追加するようお願いいたします。	システム統合を考慮した十分な運用設計が必要であることを明示するため。	<p>貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。</p> <p>なお、役務に対するご意見であるため、修正は調達仕様書に行います。</p>

厚生労働省LANシステムの更整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
214	別添3 要件定義書(案)	111	第3章	第15節	4 教材の作成	オンライン研修のコンテンツは、次期省内LANで用意する「オンライン研修(自習室)」サービスで利用可能な形で提供すること。また、現行省内LANで使用されているコンテンツ(SCORM形式準拠)は、次期省内LANで提供する個別サービス、導入する機器及びソフトウェアに併せて、コンテンツの内容を更新又は新規作成したうえで用意すること。	現行省内LANで使用されているコンテンツ(SCORM形式準拠)について、SCORMのバージョンをご教示いただけますでしょうか。(SCORM1.2や2004等)	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	現行省内LANのオンライン研修コンテンツのSCORM形式のバージョンはVer.1.2です。
215	別添3 要件定義書(案)	111	第3章	第15節	4 教材の作成	また、現行省内LANで使用されているコンテンツ(SCORM形式準拠)は、次期省内LANで提供する個別サービス、導入する機器及びソフトウェアに併せて、コンテンツの内容を更新又は新規作成したうえで用意すること。	SCORM形式は、制作者固有のスクリプト等が含まれているため、更新は困難です。新規作成となりますが、現行コンテンツの画像の素材等を提供頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	-	ご認識のとおりです。
216	別添3 要件定義書(案)	116	第3章	第16節	1 運転管理・監視等要件 (2) サービスデザインに関する事項 オ 情報セキュリティ管理 表 3-44 情報セキュリティ管理	記載なし	「情報セキュリティ監視のため、リアルタイムで機構内の通信状況が把握できる仕組みを導入する他、セキュリティインシデントへの対応としてセキュリティアラート等を保存及び表示する仕組みを備えること。」を追加願います。	セキュリティ脅威への対応として、セキュリティ対策製品も日々進化していますが、不正アクセス等は年々巧妙化しており、調達時に最新のセキュリティ製品を導入しても、数年後に有効性を保証することは難しい認識です。このため、ネットワークの通信状況をリアルタイムで監視する製品を導入することで、今後巧妙化する不正アクセス等のセキュリティ脅威に対応すべきと考えます。 特に、ダークネット(使用されていないネットワーク)へのアクセスや特定サーバへの集中など、巧妙化しても必ず発生する不正アクセスの予兆を捉えることが重要です。 このため、国立研究開発法人情報通信研究機構が開発した製品等、ネットワークの可視化製品の導入をご提案します。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
217	別添3 要件定義書(案)	116	第3章	第16節	1 運転管理・監視等要件 (2) サービスデザインに関する事項 オ 情報セキュリティ管理 表 3-44 情報セキュリティ管理	表 3-44 項番2 セキュリティインシデント対応 情報セキュリティインシデントが発生した場合は、「厚生労働省セキュリティポリシー」、「情報セキュリティインシデント対応手順書」及び「運用実施要領」に定めた手順に従ってインシデント対応を行うこと。対応に当たっては、当省、統合ネットワークの関係者、関係事業者、厚生労働省CSIRTと適宜調整の上で対応を行うこと。	以下の記載を追加してほしいかでしょうか。 なお、統合ネットワークでは、端末と外部(インターネット等)の通信について、セキュリティ監視を実施しており、セキュリティイベント検知時にはアクセス元IPアドレスもしくは、メールアドレス情報から通知対象となる個別システムを特定し、当該個別システムの管理者に通知している。 本監視を継続して可能とするため、受注者は本調達において以下の対応を行うこと。 ・外部アクセス時のアクセス元IPアドレス、もしくはメール利用時のメールアドレス情報から、統合ネットワーク運用事業者による対象個別システムの特定を可能にすること。 ・アクセス元IPアドレス、もしくはメールアドレス情報から利用者特定を可能とし、セキュリティインシデント対処手順書等の当省規定に従った対処を可能とすること。	統合ネットワークでは、端末と外部(インターネット等)の通信について、セキュリティ監視を実施しており、セキュリティイベント検知時にはアクセス元IPアドレスもしくは、メールアドレス情報から通知対象となる個別システムを特定し、当該個別システムの管理者に通知しております。 本監視を継続して可能とするため、次期LANシステムへ左記の仕様追加が必要であると考えられるため。	貴見を踏まえ、検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して有効性・効率性の高い提案、統合ネットワークとの間の役割分担を踏まえた提案については総合評価基準にて評価することとしています。
218	別添3 要件定義書(案)	123	第3章	第16節	2 データ管理要件 (2) アーカイブ要件	■別添3 要件定義書案 2-(2) アーカイブ要件 現行省内LANでは、電子メール用のアーカイブソフトウェアを導入していたが、次期省内LANでは電子メールの保存可能容量の拡大に伴いこれを廃止する。 ただし、フォレンジック等に用いる電子メールの監査用アーカイブについては、電子メールソフトウェアの標準機能又はオプション機能等を利用することで継続して実現すること。	電子的に保存されたメール(添付ファイルを含む)という証拠に改ざんや消去がされないようにするための機能を追加されることをご提案します。 ● 記載変更案 ・原本保存が担保されること ・なるべく別システム、機器を追加導入することなく実装できること	コンプライアンスや法的情報保留の必要性の観点より、ユーザーの操作に依存することなく、メールを受信時点から変更することなく回復可能な管理者領域に保管することにより、追跡・監査を可能にすることが望ましいと考えます。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 「監査用アーカイブ」の記載から原本保存又はそれに準じる機能が要求されていることが読み取れると判断したため。
219	別添3 要件定義書(案)	123	第3章	第16節	2 データ管理要件 (2) アーカイブ要件	現行省内LANでは、電子メール用のアーカイブソフトウェアを導入していたが、次期省内LANでは電子メールの保存可能容量の拡大に伴いこれを廃止する。 ただし、フォレンジック等に用いる電子メールの監査用アーカイブについては、電子メールソフトウェアの標準機能又はオプション機能等を利用することで継続して実現すること。	電子的に保存されたメール(添付ファイルを含む)という証拠に改ざんや消去がされないようにするための機能を追加されることをご提案します。 ● 記載変更案 ・原本保存が担保されること ・なるべく別システム、機器を追加導入することなく実装できること	コンプライアンスや法的情報保留の必要性の観点より、ユーザーの操作に依存することなく、メールを受信時点から変更することなく回復可能な管理者領域に保管することにより、追跡・監査を可能にすることが望ましいと考えます。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 「監査用アーカイブ」の記載から原本保存又はそれに準じる機能が要求されていることが読み取れると判断したため。
220	別添3 要件定義書(案)	123	第3章	第16節	3 運用サポート業務 (1) ヘルプデスク業務 ア ヘルプデスクの提供 1項目目	ヘルプデスクは、利用者を対象とした受付窓口業務を提供し、電話による受付を行うこと。なお、当省にて受付に必要な内線電話の回線の提供を行う。	ヘルプデスクは、利用者を対象とした受付窓口業務を提供し、電話・メールによる受付を行うこと。なお、当省にて受付に必要な内線電話の回線やメール送受信環境の提供を行う。	電話のみでは、問い合わせが集中すると応答までに時間が掛かるため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ヘルプデスクの受付業務は電話対応を前提とするため。また、電話対応に必要な要員数は利用者の増加と呼損率を勘案して配置すること。
221	別添3 要件定義書(案)	123	第3章	第16節	3 運用サポート業務 (1) ヘルプデスク業務 ア ヘルプデスクの提供 2項目目	ヘルプデスクの要員数は、現行省内LANのヘルプデスク受付実績(「参考資料22 ヘルプデスク対応実績」を参照すること。)及び利用者の増加を踏まえ、呼損率が5%となる要員を見積りの上で適切な要員数を配置すること。	ヘルプデスクの要員数は、現行省内LANのヘルプデスク受付実績(「参考資料22 ヘルプデスク対応実績」を参照すること。)及び利用者の増加を踏まえ、呼損率が5%以下となる要員を見積りの上で適切な要員数を配置すること。	呼損率が5%となる要員配置では無く、5%以下となる要員配置が望ましいと考えられるため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
222	別添3 要件定義書(案)	130	第3章	第17節	3 ハードウェアの保守要件 表 3-53 ハードウェア保守の作業要件	ハードウェアのファームウェアのバージョンアップ等の情報が公開された場合には当省と協議の上、適応等の可否を決定すること。	バージョンアップの適応が必要となった場合は、機器やサービスの停止が必要となる場合がございます。その際の停止時間は計画停止時間の認識でよろしいでしょうか。	バージョンアップ時の機器・サービスの停止が停止時間の範囲内かどうかを確認したいため。	ご認識のとおりです。 貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
223	別添3 要件定義書(案)	131	第3章	第17節	4 ソフトウェア製品の保守要件 表 3-54 ソフトウェア製品の保守要件	<p>■別添3 要件定義書案 【表 3-54 ソフトウェア製品の保守要件】 3. 技術サポート ソフトウェア製品に関する技術的な問合せに対応すること。</p>	<p>現在の要件定義書(案)の記載は、右記(意見理由)を意図していらっしゃるものと理解しておりますが、より明確に応札業者に伝達するために、下記の記載を追加していただくことが重要と考えます。</p> <p>●記載変更案 「ソフトウェア製品メーカーと受注者との間で本プロジェクト専用の直接的なサポート体制を確立したうえで、ソフトウェア製品に関する技術的な問合せに対応すること。また、製品メーカーにてオンサイトサポートが可能な場合には、利用可能な体制とすること。」</p>	<p>「ソフトウェア製品の技術サポートを迅速かつ確実に受ける」ためには、製品メーカーと受注者との間で本プロジェクト専用の直接的なサポート体制を確立していることが必須であると考えます。特に、緊急時のサポート対応のリードタイムを短縮するためにはきわめて重要なポイントであると考えます。</p>	<p>意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。</p> <p>運用保守業務における迅速な対応等については、実現手段は特定の方法に制限するのではなく、創意工夫のある実現手段を総合評価基準にて評価することとしているためです。</p>
224	別添3 要件定義書(案)	131	第3章	第17節	4 ソフトウェア製品の保守要件 表 3-54 ソフトウェア製品の保守要件	<p>3. 技術サポート ソフトウェア製品に関する技術的な問合せに対応すること。</p>	<p>現在の要件定義書(案)の記載は、右記(意見理由)を意図していらっしゃるものと理解しておりますが、より明確に応札業者に伝達するために、下記の記載を追加していただくことが重要と考えます。</p> <p>●記載変更案 「ソフトウェア製品メーカーと受注者との間で本プロジェクト専用の直接的なサポート体制を確立したうえで、ソフトウェア製品に関する技術的な問合せに対応すること。また、製品メーカーにてオンサイトサポートが可能な場合には、利用可能な体制とすること。」</p>	<p>「ソフトウェア製品の技術サポートを迅速かつ確実に受ける」ためには、製品メーカーと受注者との間で本プロジェクト専用の直接的なサポート体制を確立していることが必須であると考えます。特に、緊急時のサポート対応のリードタイムを短縮するためにはきわめて重要なポイントであると考えます。</p>	<p>意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。</p> <p>運用保守業務における迅速な対応等については、実現手段は特定の方法に制限するのではなく、創意工夫のある実現手段を総合評価基準にて評価することとしているためです。</p>
225	別紙1	-	-	-	統合対象システム一覧	-	「別添3 要件定義書(案) P27 表 3-6 利用形態と対象組織」に記載されていないシステムが存在します。当該システムの利用者については、「表 3-6」に記載されている他の組織に包含されているという認識でよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	ご認識のとおりです。 上記が明確になるよう、要件を修正させていただきます。
226	別紙2	-	-	-	連携・個別システム一覧	連携・個別システム一覧	本システムでは、情報提供システム及び統計処理システムとの連携が必要であると認識しており、連携・個別システム一覧へ追記された方が良いと考えます。 また、「統合ネットワーク」からの「アクセス権管理サービス参照」もあることが想定される為、項目を追記いただきたくお願いいたします。	連携システムに関する正確な要件把握のため	意見を踏まえ、情報提供システムを連携システム、統計処理システムを個別システムとして修正させていただきます。 なお、統合ネットワークからのアクセス権管理サービス参照については、現時点で用途が明確でないため追記はしないこととします。
227	別紙3	2	第1章	第1節	4 その他資料	○次期省内LANシステム等の更改に関連するその他の資料	<p>グループウェアの統合方式の検討及びご提案にあたり、調達仕様書(案)の9頁、表1-1に記載されている、次期省内LANに統合を予定しているシステムのグループウェアが提供する機能、画面等の仕様をご教示いただきたく、対象システムに関連する資料を、本調達の資料閲覧対象に含み入れていただきたくお願いいたします。</p> <p>関連する資料とは、具体的には、省内LANシステム(基本サービス)の閲覧資料と同様に、以下の資料を想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件定義書(機能、非機能) ・基本設計書(画面遷移図、画面レイアウト、画面項目仕様、帳票レイアウト、帳票項目詳細、ファイル項目詳細、組織アドレス帳項目仕様、ファイル共有のデータ移行・データ整理を含む) ・詳細設計書 ・テスト実施要領(単体テスト、結合テスト、総合テスト) ・テスト計画書及びテスト結果報告書(単体テスト、結合テスト、総合テスト) ・研修マニュアル(テキスト、コンテンツ、利用ガイド) ・運用設計書 ・運用計画書 ・システム運用マニュアル ・個別サービスの担当職員及び個別システム管理責任者用マニュアル <p>また、上記内容には、移行対象となっている以下のサービス内容を含めていただきますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子メール(外部メール、内部メール) ・アドレス帳 ・職員ポータル ・予定表 ・会議室予約 ・電子掲示板 ・ファイル共有 	要件把握のため(構成に必要なため)	セキュリティの観点から、次期省内LANに統合を予定しているシステムのグループウェアの仕様等を閲覧資料として提供することは困難です。当該資料については、受注業者決定後、WG等の実施段階等のタイミングで速やかにお示しする予定です。
228	別紙4	-	-	-	国会関係業務支援 2. 割り振りの調整	【課題解決の方向性】 ・外出先であっても割り振りを確認できる仕組みを整備することで職員全体としての待機時間を削減する。	「参考資料7 機能一覧 業務改革支援サービス」には「外出先からの利用」に該当する要件が記載されていません。機器構成等に影響がありますので、外出先から当該機能を利用する際に使用する機器など、機能要件をご教示ください。	受託者の作業範囲、責任範囲を明確にするとともに、正確な見積もりを行うため。	外出先からの確認機能については、「参考資料7 機能一覧 業務改革支援サービス」の「国会-30」に「簡易リモートアクセスサービス」で利用する旨を記載のとおりです。 なお、間割振りの状況確認に関する機能が不足していたため、追加しています。

厚生労働省LANシステムの更修整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
229	別紙7	-	-	-	職員ポータルサービス全般	-	要件の文面だけだとSharePoint標準機能で実装可能と判断できてしましますが、実はカスタマイズで実現している という可能性がこれまでの実績でもよく御座います。 今回SharePoint ⇒ SharePointの移行が前提なのであれば、各機能要件が、現行のSharePointの標準機能で 実装されているのか、カスタマイズで実装されているのかをご教授願います。	入札する会社によって、解釈が異なり、金額差が大きくなる可能性があるため。	カスタマイズの有無については、「別紙8 画面一覧」に現行省内LANの状況を記載しておりますのでご参照ください。より詳細な情報については、閲覧資料として開示される現行省内LANの設計書等をご確認ください。さらに必要な場合は、要請に応じた可能な限り開示します。
230	別紙7	-	-	-	職員ポータルサービス全般	-	現行SharePointで実現している「職員ポータルサービス」の規模について、下記項目の数量をご教授願います。 ①コンテンツDB数 ②サイトコレクション数 ③サイト数/サブサイト数 ④リスト/ライブラリ数 ⑤アイテム数	入札する会社によって、解釈が異なり、金額差が大きくなる可能性があるため。	貴見を踏まえ、可能な限り本調達時に閲覧資料として提供いたします。
231	別紙7	-	-	-	職員ポータルサービス全般	-	別紙7が、機能要件を中心とした記載のため、現在のSharePointのサイト構成／機能／データ移行が必要という認識でよろしいでしょうか。 現行のSharePoint上のサイト、データ、アクセス権限等を基本的にすべて新バージョンのSharePointに移行するという方針でよいかご教授願います。	入札する会社によって、解釈が異なり、金額差が大きくなる可能性があるため。	(データ移行の要否について) 現行省内LANにて扱っているデータ、アクセス権等は次期省内LANに移行する必要があります。 (移行先のソフトウェア等について) ただし、次期省内LANにおける、職員ポータルサービスを実現するソフトウェア等については、本調達の提案者の提案によることとなります。
232	別紙7	-	-	-	共働支援システム 職員ポータルサービス トップページ 共働支援トップページ ポートレット	■別紙7 機能一覧 職員は、共働支援システムトップページに配置するポートレットに対し、ポートレット表示状態(最小化/最大化)の変更、ポートレット表示状態(最小化/最大化)の保存、ポートレット表示位置の変更の操作を行うことができること。	「画面レイアウトの個人設定」要件であるので、個人用サイトなどの各職員がカスタマイズ可能な領域での実装を前提にすることを提案いたします。 ●記載変更案 職員は、ポータル機能を利用して配置するポートレットに対し、ポートレット表示状態(最小化/最大化)の変更、ポートレット表示状態(最小化/最大化)の保存、ポートレット表示位置の変更の操作を行うことができることが望ましい。	共働支援システムトップページで発信する情報は、各職員による情報の選択ではなく、管理者による統制のもと必要な情報を発信すべきと考えます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
233	別紙7	-	-	-	共働支援システム 職員ポータルサービス トップページ 共働支援トップページ ポートレット	職員は、共働支援システムトップページに配置するポートレットに対し、ポートレット表示状態(最小化/最大化)の変更、ポートレット表示状態(最小化/最大化)の保存、ポートレット表示位置の変更の操作を行うことができること。	「画面レイアウトの個人設定」要件であるので、個人用サイトなどの各職員がカスタマイズ可能な領域での実装を前提にすることを提案いたします。 ●記載変更案 職員は、ポータル機能を利用して配置するポートレットに対し、ポートレット表示状態(最小化/最大化)の変更、ポートレット表示状態(最小化/最大化)の保存、ポートレット表示位置の変更の操作を行うことができることが望ましい。	共働支援システムトップページで発信する情報は、各職員による情報の選択ではなく、管理者による統制のもと必要な情報を発信すべきと考えます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
234	別紙7	-	-	-	共働支援システム 職員ポータルサービス トップページ ハローワークサイト 施設等機関サイト	現在は記載がありません。	「ハローワークサイト」および「施設等機関サイト」を新規作成する旨の記載がありますが、各サイトの構成や掲示すべき情報についての記載がありません。本件受託者の作業範囲を明確にしてください。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 各サイトの構成や掲示すべき情報については受注後の協議事項となります。また、要件定義書 第2章第1節(2)ウに記載のとおり、現行省内LANにおける職員ポータルに掲載されている情報も含めて、画面構成については、課題を踏まえた見直し対象となっております。
235	別紙7	-	-	-	共働支援システム 職員ポータルサービス トップページ お知らせ機能	お知らせ機能の全般	次期システムの新規要件である「お知らせ機能」は、既存要件である「掲示板」と同様の機能のように見受けられますので、1機能として理解してよろしいでしょうか。機能の差異がある場合は、2機能の差を詳細にご教示ください。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	当該資料の記載から「お知らせ機能」の要件をどのように実現するかはご提案の範囲となります。なお、「掲示板」を実現するために利用する機能をもって、「お知らせ機能」を実現することに問題はございません。
236	別紙7	-	-	-	共働支援システム 職員ポータルサービス 掲示板 電子掲示板の割り当て	情報発信の仕組みとして、省内掲示板、部局掲示板、課室掲示板、都道府県労働局掲示の4種類の電子掲示板を用意すること。	左記箇所では「ハローワークサイト」および「施設等機関サイト」に対する掲示板は不要のように見受けられますが、「別紙7 機能一覧 P5 トップページ」には、「閲覧可能な各サブサイトの掲示板とファイル共有にアクセスすることができること。」との記載があり、掲示板が必要であると理解できます。 「ハローワークサイト」および「施設等機関サイト」に対する掲示板は、不要と理解してよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	「ハローワークサイト」および「施設等機関サイト」に対する掲示板も必要です。 上記が明確になるよう、要件を修正させていただきます。 なお、電子掲示板の割り当てについては、次期省内LANにおいて、職員ポータルサービスを利用するすべての組織に対して割り当てを行うことを想定しています。
237	別紙7	-	-	-	共働支援システム 職員ポータルサービス ファイル共有(確定文書領域) 確定文書領域 確定文書領域の割り当て	文書の保存領域として、省内領域、部局領域、課室領域、都道府県労働局領域の4種類の領域を用意すること。加えて、統合元である施設等機関(ハンセン病療養所、リハビリテーションセンター、児童自立支援施設等)ごとの領域も作成する想定である。	各確定文書領域に必要なディスク容量の要件をご教示ください。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、別紙10「情報・データ」項番10の備考に、現行省内LANにおける、確定文書領域の一人当たり容量を参考として記載しました。 必要な領域のサイジングにつきましては、利用者が増加すること等を考慮した上で、ご提案いただければと思います。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
238	別紙7	-	-	-	共働支援システム 職員ポータルサービス ファイル共有(確定文書領域) 確定文書領域 確定文書領域の割り当て	文書の保存領域として、省内領域、部局領域、課室領域、都道府県労働局領域の4種類の領域を用意すること。加えて、統合元である施設等機関(ハンセン病療養所、リハビリテーションセンター、児童自立支援施設等)ごとの領域も作成する想定である。	左記箇所では「ハローワークサイト」に対する確定文書領域は不要と認識しましたが、「別紙7 機能一覧 P5 トップページハローワークサイト」には、「閲覧可能な各サブサイトの掲示板とファイル共有にアクセスすることができること。」との記載があり確定文書領域が必要であるとも理解できます。「ハローワークサイト」用の確定文書領域は、不要と理解してよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	「ハローワークサイト」用の確定文書領域も必要です。 上記が明確になるよう、該当資料を修正させていただきます。 なお、確定文書領域については、次期省内LANにおいて、職員ポータルサービスを利用するすべての組織に対して割り当てを行うことを想定しています。
239	別紙7	-	-	-	共働支援システム 職員ポータルサービス ファイル共有(確定文書領域) 運用関連 文書管理担当者の設置	-	現在、文書管理担当者が利用しているマニュアルに関してご教授願います。 ①マニュアルの種類 ②各マニュアルのページ数 ③各マニュアルの目次(章立て)	入札する会社によって、解釈が異なり、金額差が大きくなる可能性があるため。	貴見を踏まえ、閲覧資料等の用意をさせていただきます。
240	別紙7	-	-	-	共働支援システム オンライン研修(自習室)	-	別紙7の記載内容はあくまで参考であり、同等の機能を有していれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。	記載内容が既存パッケージ(東芝Generalist)の内容がそのまま記載されており、このままだと製品が限定されてしまうため。	ご認識のとおりです。 製品を限定する意図はなく、代替機能にて現行省内LANと同等以上のサービスを提供できるのであれば問題ありません。
241	別紙7	-	-	-	共働支援システム オンライン研修(自習室) システム管理者側機能 教材作成機能	システム管理者が教材を作成し、研修コースとして公開できること。その際、オーサリングツールによりシステム管理者自身が教材を作成し、公開可能とすること。なお、SCORM形式のコンテンツ教材は別途ご提供するツールにてメンテナンスを行うこと。研修コース分類の登録を行えること。	「SCORM形式のコンテンツ教材は別途ご提供するツールにてメンテナンスを行うこと。」で使用するツールの名称とメンテナンスすべきSCORM形式コンテンツのSCORMバージョンをご教示いただけますでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	SCORMのバージョンはVer.1.2となります。 なお、利用しているツールの情報については別途閲覧資料等にて提示の検討をさせていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答															
242	別紙7	-	-	-	共働支援システム オンライン研修(自習室) 上長側機能 受講履歴アップロード機能 特定コース管理者側機能 特定コース利用者別受講履歴アップロード機能	研修コースごとの各利用者の受講状況(受講履歴・進捗状況)をCSVファイルでアップロードできること。	受講状況をCSVファイルでアップロード可能とした場合、受講者の受講状況を任意に変更可能となります。受講状況の証跡としての正当性を確保できない恐れがあります。本機能要件の削除をお願いします。	より多くの製品が提案可能とし競争性を確保するためには、不要な要件と考えます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。															
243	別紙7	-	-	-	共働支援システム オンライン研修(自習室) 上長側機能 受講結果管理機能 システム管理者側機能 受講結果管理機能	各利用者の研修コースの受講状況(未修了→修了)を編集できること。	利用者の受講状況(未修了→修了)を編集を可能とした場合、受講者の受講状況を任意に変更可能となります。受講状況の証跡としての正当性を確保できない恐れがあります。本機能要件の削除をお願いします。	より多くの製品が提案可能とし競争性を確保するためには、不要な要件と考えます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。															
244	別紙7	-	-	-	共働支援システム オンライン研修(自習室) 上長側機能 受講結果管理機能	特定コース管理者が、特定コースの受講状況(受講履歴・進捗状況)を編集できること。	特定コース管理者により受講状況を編集可能とした場合、受講者の受講状況を任意に変更可能となります。受講状況の証跡としての正当性を確保できない恐れがあります。本機能要件の削除をお願いします。	より多くの製品が提案可能とし競争性を確保するためには、不要な要件と考えます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。															
245	別紙7	-	-	-	共働支援システム オンライン研修(自習室) 利用者(職員側機能) 付箋機能	学習を中断したページにブックマークを残し、中断ページから学習の再開を可能とすること。	単元単位でも再開可能とする要件として下さい。 修正後、学習を中断したページや単元にブックマークを残し、中断ページや単元から学習の再開を可能とすること。	多様な方法を可能とすることで、要件に合った効率性の高い教材を選択可能となります。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。															
246	別紙7	-	-	-	共働支援システム オンライン研修(自習室) システム管理者側機能 アンケート集計機能	システム管理者が受講者からのアンケート結果を集計できること。アンケートはテンプレートとして雛型が用意されているとともに、テンプレートを加工しての利用、あるいはテンプレートによらないアンケート作成が可能なこと。	アンケート作成において、テンプレート以外での作成も可能とする要件として下さい。	多様な方法を可能とすることで、要件に合った効率性の高い教材を選択可能となります。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。															
247	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス	-	【記載案】 現行システムのコンテンツが継続利用できること。H28.7.1時点の件数は以下の通り。(サービス開始時は更に増加する。) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>登録件数 (H28.7.1時点)</th> <th>H27年度 制定改廃件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令</td> <td>現行 2,680 廃止 1,790 -</td> <td>制定 142 改正 1,371 廃止 104</td> </tr> <tr> <td>通知</td> <td>現行 21,062 廃止 1,152 -</td> <td>制定 901 改正 267 廃止 105</td> </tr> <tr> <td>文書確認等</td> <td>現行 563</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27,247</td> <td>2,890</td> </tr> </tbody> </table>		登録件数 (H28.7.1時点)	H27年度 制定改廃件数	法令	現行 2,680 廃止 1,790 -	制定 142 改正 1,371 廃止 104	通知	現行 21,062 廃止 1,152 -	制定 901 改正 267 廃止 105	文書確認等	現行 563	0	合計	27,247	2,890	高品質な法令等コンテンツの維持・管理は業務効率を高めるために不可欠な要素であるため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、業務効率化・運用等経費の適性化につながる提案については、総合評価基準にて評価することとしています。
	登録件数 (H28.7.1時点)	H27年度 制定改廃件数																						
法令	現行 2,680 廃止 1,790 -	制定 142 改正 1,371 廃止 104																						
通知	現行 21,062 廃止 1,152 -	制定 901 改正 267 廃止 105																						
文書確認等	現行 563	0																						
合計	27,247	2,890																						
248	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス	-	【記載案】 法令、通知、文書確認等コンテンツの月次更新を必須とする。コンテンツ作成、とけ込ませにあたり、専門的な観点から疑義照会を行い、コンテンツ品質を維持すること。	高品質な法令等コンテンツの維持・管理は業務効率を高めるために不可欠な要素であるため。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、業務効率化・運用等経費の適性化につながる提案については、総合評価基準にて評価することとしています。															
249	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス	【法令-検索機能-検索補助機能】 【通知-検索機能-検索補助機能】 【覚書-検索機能-検索補助機能】 語検索及びユーザ情報検索については、以下の機能を有すること。 ・シソーラス辞書を使用した同義語・類義語検索 ・英字の大小を同一視した検索 上記に加え、用語検索には以下の機能を有すること。 ・3種類(100%、80%、65%)の曖昧度を指定した曖昧検索	【意見内容】 シソーラス機能については必須要件とはしない。	法令検索する際、業務要件として完全一致の全文検索が必須です。例えば、最近話題の個人情報関連では、「個人情報」、「特定個人情報」、「要配慮個人情報」、「非識別加工情報」、「匿名加工情報」など、一見すると似たような用語が多数ありますが、これらは明確に分けて使い分ける必要があります。 曖昧検索や同義語検索によって、これらが識別されずに一括して検索結果としてヒットしてしまった場合、不要な情報であったり、最悪の場合は改正ミス等につながるリスクがあります。 現行バージョンでは会議録用にシソーラスや曖昧度指定の機能を要件として盛り込んでいましたが利用実態はありません。業務効率から見て不要な機能と考え、次期バージョンでは実装を見送っております。	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。															

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
250	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス	【法令-管理機能-ユーザ辞書】 【通知-管理機能-ユーザ辞書】 【覚書-その他機能-ユーザ辞書】 検索時に使用するシソーラス辞書に対して、ユーザ独自に辞書用語の追加／更新を行うことができること。	【意見内容】 シソーラス機能については必須要件とはしない。	法令検索する際、業務要件として完全一致の全文検索が必須です。例えば、最近話題の個人情報関連では、「個人情報」、「特定個人情報」、「要配慮個人情報」、「非識別加工情報」、「匿名加工情報」など、一見すると似たような用語が多数ありますが、これらは明確に分けて使い分ける必要があります。曖昧検索や同義語検索によって、これらが識別されずに一括して検索結果としてヒットしてしまった場合、不要な情報であったり、最悪の場合は改正ミス等につながるリスクがあります。現行バージョンでは会議録用にシソーラスや曖昧度指定の機能を要件として盛り込んでいましたが利用実態はありません。業務効率から見ても不要な機能と考え、次期バージョンでは実装を見送っております。	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
251	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス	【法令-管理機能-シソーラス設定】 【通知-管理機能-シソーラス設定】 【覚書-その他機能-シソーラス設定】 検索時に利用するシソーラス辞書は、関連語ごとに有効／無効を設定することができること。なお、シソーラスの有効／無効設定は本システムを終了するまで継続すること。	【意見内容】 シソーラス機能については必須要件とはしない。	法令検索する際、業務要件として完全一致の全文検索が必須です。例えば、最近話題の個人情報関連では、「個人情報」、「特定個人情報」、「要配慮個人情報」、「非識別加工情報」、「匿名加工情報」など、一見すると似たような用語が多数ありますが、これらは明確に分けて使い分ける必要があります。曖昧検索や同義語検索によって、これらが識別されずに一括して検索結果としてヒットしてしまった場合、不要な情報であったり、最悪の場合は改正ミス等につながるリスクがあります。現行バージョンでは会議録用にシソーラスや曖昧度指定の機能を要件として盛り込んでいましたが利用実態はありません。業務効率から見ても不要な機能と考え、次期バージョンでは実装を見送っております。	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
252	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 法令 検索機能 ユーザ情報検索 管理機能 シソーラス設定 管理機能 ユーザ辞書	機能分類：法令 機能名：検索機能／ユーザ情報検索 「法令に付加したユーザ情報に含まれる文字列を対象に、検索キーワードを指定して法令を検索できること。」 機能名：検索機能／検索補助機能 「語検索及びユーザ情報検索については、以下の機能を有すること。 ・シソーラス辞書を使用した同義語・類義語検索。 ・英字の大小を同一視した検索。 上記に加え、用語検索については以下の機能を有すること。 ・3種類(100%、80%、65%)の曖昧度を指定した曖昧検索。」 機能名：管理機能／シソーラス設定 「シソーラス設定検索時に利用するシソーラス辞書は、関連語ごとに有効／無効を設定することができること。なお、シソーラスの有効／無効設定は本システムを終了するまで継続すること。」 機能名：管理機能／ユーザ辞書 「検索時に使用するシソーラス辞書に対して、ユーザ独自に辞書用語の追加／更新を行うことができること」 ※機能分類：通知、覚書も同様。	現行LANシステムで利用している法令検索サービス・通知検索サービスパッケージについては、次期LANシステム導入の際には、バージョンアップへの対応や機能変更が行われるものと想定されます。 従いまして、下記に示す機能に仕様変更があることが想定される為、記載の削除をさせていただくことをお薦めいたします。 【要件削除対象】 ○機能名：検索機能／ユーザ情報検索 「法令に付加したユーザ情報に含まれる文字列を対象に、検索キーワードを指定して法令を検索できること。」 ○機能名：検索機能／検索補助機能 「語検索及びユーザ情報検索については、以下の機能を有すること。 ・シソーラス辞書を使用した同義語・類義語検索。 ・英字の大小を同一視した検索。上記に加え、用語検索については以下の機能を有すること。 ・3種類(100%、80%、65%)の曖昧度を指定した曖昧検索。」 ○機能名：管理機能／シソーラス設定 「シソーラス設定検索時に利用するシソーラス辞書は、関連語ごとに有効／無効を設定することができること。なお、シソーラスの有効／無効設定は本システムを終了するまで継続すること。」 ○機能名：管理機能／ユーザ辞書 「検索時に使用するシソーラス辞書に対して、ユーザ独自に辞書用語の追加／更新を行うことができること」	適正な製品選定のため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
253	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 法令 検索機能 ユーザ情報検索	法令に付加したユーザ情報に含まれる文字列を対象に、検索キーワードを指定して法令を検索できること。	左記機能要件の文言を「ユーザ情報が登録された法令を検索できること」に要件の変更をお願いします。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
254	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 法令 検索機能 検索補助機能	語検索及びユーザ情報検索については、以下の機能を有すること。 ・シソーラス辞書を使用した同義語・類義語検索。 ・英字の大小を同一視した検索。 上記に加え、用語検索については以下の機能を有すること。 ・3種類(100%、80%、65%)の曖昧度を指定した曖昧検索。	「・シソーラス辞書を使用した同義語・類義語検索。」 「・3種類(100%、80%、65%)の曖昧度を指定した曖昧検索。」 について、機能要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
255	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 法令 検索機能 ユーザ情報検索	【法令-検索機能-ユーザ情報検索】 法令に付加したユーザ情報に含まれる文字列を対象に、検索キーワードを指定して法令を検索できること。	【記載変更案】 ユーザ情報が登録された法令を検索できること。	ユーザ情報に含まれる文字列による検索は、検索用語を失念するなどの理由等から、現行運用における利用実態はなく、逆にユーザ情報を持つ法令が検索できることにより、検索漏れを防止でき、業務効率を向上させることが可能になるため。	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
256	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 法令 管理機能 シソーラス設定	検索時に利用するシソーラス辞書は、関連語ごとに有効／無効を設定することができること。なお、シソーラスの有効／無効設定は本システムを終了するまで継続すること。	「シソーラス設定」について、機能要件から削除してください	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
257	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 法令 管理機能 ユーザ辞書	検索時に使用するシソーラス辞書に対して、ユーザ独自に辞書用語の追加／更新を行なうことができること。	「ユーザ辞書」について、機能要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
258	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 通知 検索機能 ユーザ情報検索	【通知-検索機能-ユーザ情報検索】 通知に付加したユーザ情報に含まれる文字列を対象に、検索キーワードを指定して通知を検索できること。	【記載変更案】 ユーザ情報が登録された通知を検索できること。	ユーザ情報に含まれる文字列による検索は、検索用語を失念するなどの理由等から、現行運用における利用実態はなく、逆にユーザ情報を持つ通知が検索できることにより、検索漏れを防止でき、業務効率を向上させることが可能になるため。	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
259	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 通知 検索機能 ユーザ情報検索	通知に付加したユーザ情報に含まれる文字列を対象に、検索キーワードを指定して法令を検索できること。	左記機能要件の文言を「ユーザ情報が登録された通知を検索できること」に要件の変更をお願いします。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
260	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 通知 検索機能 検索補助機能	語検索及びユーザ情報検索については、以下の機能を有すること。 ・シソーラス辞書を使用した同義語・類義語検索。 ・英字の大小を同一視した検索。 上記に加え、用語検索については以下の機能を有すること。 ・3種類(100%、80%、65%)の曖昧度を指定した曖昧検索。	「シソーラス辞書を使用した同義語・類義語検索。」 「3種類(100%、80%、65%)の曖昧度を指定した曖昧検索。」 について、機能要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
261	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 通知 管理機能 ユーザ辞書	検索時に使用するシソーラス辞書に対して、ユーザ独自に辞書用語の追加／更新を行なうことができること。	「ユーザ辞書」について、機能要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
262	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 通知 管理機能 シソーラス設定	検索時に利用するシソーラス辞書は、関連語ごとに有効／無効を設定することができること。なお、シソーラスの有効／無効設定は本システムを終了するまで継続すること。	「シソーラス設定」について、機能要件から削除してください	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
263	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 党書 検索機能 ユーザ情報検索	【党書-検索機能-ユーザ情報検索】 党書に付加したユーザ情報に含まれる文字列を対象に、検索キーワードを指定して党書を検索できること。	【記載変更案】 ユーザ情報が登録された党書を検索できること。	ユーザ情報に含まれる文字列による検索は、検索用語を失念するなどの理由等から、現行運用における利用実態はなく、逆にユーザ情報を持つ党書が検索できることにより、検索漏れを防止でき、業務効率を向上させることが可能になるため。	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
264	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 党書 検索機能 ユーザ情報検索	党書に付加したユーザ情報に含まれる文字列を対象に、検索キーワードを指定して法令を検索できること。	左記機能要件の文言を「ユーザ情報が登録された党書を検索できること」に要件の変更をお願いします。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。

厚生労働省LANシステムの更改造備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
265	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 覚書 検索機能 検索補助機能	語検索及びユーザー情報検索については、以下の機能を有すること。 ・シソーラス辞書を使用した同義語・類義語検索。 ・英字の大小を同一視した検索。 上記に加え、用語検索については以下の機能を有すること。 ・3種類(100%、80%、65%)の曖昧度を指定した曖昧検索。	「シソーラス辞書を使用した同義語・類義語検索。」 「3種類(100%、80%、65%)の曖昧度を指定した曖昧検索。」 について、機能要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
266	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 覚書 その他機能 ユーザ辞書	検索時に使用するシソーラス辞書に対して、ユーザ独自に辞書用語の追加／更新を行うことができること。	「ユーザ辞書」について、機能要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
267	別紙7	-	-	-	共働支援システム 法令検索サービス・通知検索サービス 覚書 その他機能 シソーラス設定	検索時に利用するシソーラス辞書は、関連語ごとに有効／無効を設定することができること。なお、シソーラスの有効／無効設定は本システムを終了するまで継続すること。	「シソーラス設定」について、機能要件から削除してください	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
268	別紙7	-	-	-	共働支援システム コミュニケーションサービス Web会議 コミュニケーション機能 会議録画	■別紙7 機能一覧 会議の録画を容易に操作可能とすること。	録画が頻発するとディスクサイズに影響しますので、オンプレミスにおいては録画は制限することが望ましいと考えます。本機能が必要である場合、以下要件に変更されるのはいかがでしょうか。 ● 記載変更案 会議の録画機能を有していることが望ましい。また、その操作は容易であること。	主要な仮想デスクトップサービス環境にて利用する場合、録音はサポートされていないため、本要件を担保する製品(仮想デスクトップサービス、および、Web会議サービス)は制限されると考えられます。	貴見を踏まえ、「録画機能」を有することが望ましい旨の要件に修正させていただきます。
269	別紙7	-	-	-	共働支援システム コミュニケーションサービス Web会議 コミュニケーション機能 会議録画	会議の録画を容易に操作可能とすること。	録画が頻発するとディスクサイズに影響しますので、オンプレミスにおいては録画は制限することが望ましいと考えます。本機能が必要である場合、以下要件に変更されるのはいかがでしょうか。 ● 記載変更案 会議の録画機能を有していることが望ましい。また、その操作は容易であること。	主要な仮想デスクトップサービス(Citrix、Microsoft-VDI)環境にて利用する場合、録音はサポートされていないため、本要件を担保する製品(仮想デスクトップサービス、および、Web会議サービス)は制限されると考えられます。 https://support.citrix.com/article/CTX200279	貴見を踏まえ、「録画機能」を有することが望ましい旨の要件に修正させていただきます。
270	別紙7	-	-	-	共働支援システム コミュニケーションサービス Web会議 会議環境管理 同時開催会議	「同時開催可能な会議は25会議とし、1つの会議あたり200名の参加を可能とすること。その際、最低5名が同時発言できることとする。また、全員が同時発言を必要とする会議では、10人以上の同時利用が可能とすること。」	「同時開催可能な会議は25会議とし、1つの会議あたり200名の参加を可能とすること。」との記載がありますが、同時接続数の最大として5,000名との解釈が可能であると認識しております。 実際の同時利用数に即したサイジングが必要であると考えている為、追加要件として、適正な同時接続数を記載することのご検討をお願いいたします。 【追加記載例】 なお、同時接続数は最大200名程度を前提とすること 等	サイジング、製品選定の幅を広げるため	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、サイジングが必要であるとの趣旨において、現行システムの同時利用者数の実績数は、閲覧資料として可能な限り開示させていただきます。
271	別紙7	-	-	-	共働支援システム コミュニケーションサービス Web会議 会議環境管理 同時開催会議	同時開催可能な会議は25会議とし、1つの会議あたり200名の参加を可能とすること。その際、最低5名が同時発言できることとする。また、全員が同時発言を必要とする会議では、10人以上の同時利用が可能とすること。	(意見内容) 要件の緩和をお願いします。 (記載変更案) 同時開催可能な会議は25会議とし、1つの会議あたり200名の参加を可能とすること。その際、最低3名が同時発言できることとする。また、全員が同時発言を必要とする会議では、10人以上の同時利用が可能とすること。	現在貴省にてご利用いただいているWeb会議システムの同時発言数は「3」かと存じます。現行システム同等の機能をご要求されているのであれば、要求仕様を緩和をお願いします。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 現行厚生労働省ネットワークシステムで要求している水準を要件としており、働き方改革等を推進する中で、特に要求水準の緩和は予定していません。
272	別紙7	-	-	-	共働支援システム ファイル共有サービス(作業中文書領域) 管理機能 権限変更	ファイル、フォルダに対する権限の設定変更を可能とすること。	フォルダに対する権限の設定変更を可能とすること。	ファイル単位の権限管理は運用が煩雑となるため、また、弊社が想定している製品では、ファイル単位のアクセス権設定変更が行えないため。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ファイル単位の権限設定は、Windows等のOSでも実装されている標準的な機能であるため。
273	別紙7	-	-	-	共働支援システム ファイル共有サービス(作業中文書領域) ファイル共有(作業中文書領域) 検索機能 文書検索インデックス更新	高速検索を実現するためのインデックス情報を更新すること。	ファイル共有(作業中文書領域)については、高速検索に係る要件が記載されていますが、ファイル共有(確定文書領域)には同様の要件が記載されていません。 ファイル共有(確定文書領域)でも高速検索機能は必要と考えます。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、当該資料を修正させていただきます。 また、検索の高速化はSLAを遵守する意味でも必要ですが、インデックス情報を更新することはその一要素でしかないため、インデックス情報の更新に係る要件は削除し、文書検索機能の要件を修正しました。
274	別紙7	-	-	-	共働支援システム ファイル共有サービス(作業中文書領域) 運用関連 フォルダ制御	【フォルダ制御】 年に1回、フォルダの棚卸を実施し、1年以上更新のないフォルダは、当該フォルダの管理者に削除通知メールを送信の上、当該管理者から特段の指示がない限り、14日後に削除すること。	【ファイルまたはフォルダ制御】 年に1回、ファイルまたはフォルダの棚卸を実施し、1年以上更新のないファイルまたはフォルダは、当該フォルダの管理者に削除通知メールを送信の上、当該管理者から特段の指示がない限り、14日後に削除すること。	弊社が想定している製品では、ファイル単位の制御しか行えないため。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ファイルのみ削除した場合に、空のフォルダが残っていることは望ましくありません。また、当該機能は運用シェル等による実現でも可能であると考えられるため、全て製品にて実現することを求めるものではありません。

厚生労働省LANシステムの更整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
275	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 認証アクセス基盤サービス シングルサインオンシステム 認証管理 URL変換(リバースプロキシ機能)	URLの変換機能を提供すること。	シングルサインオンにはURL変換を実施しなくても可能な方式があるため、シングルサインオンを利用している他のシステムへの影響がない場合には、提供しなくてもよい旨の記載にしてください。	幅広い製品選定を可能とするため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
276	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 統合運用管理サービス ソフトウェア配布システム 配布	配布 「次期省内LANシステムのソフトウェア製品、ハードウェア製品、仮想デスクトップ、仮想ブラウザ及び端末・周辺機器の貸借・保守事業者が調達する執務室用PCに対して適切にパッチを適用できるシステムを構築すること。」	ハードウェア製品のファームウェアに対して配布システムによる配布・適用を行う事は困難です。「ハードウェア製品」は記述から削除いただけますようお願いいたします。	幅広い製品から選定可能とするため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
277	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 統合運用管理サービス ソフトウェア配布システム 配布	「情報システム調達のための技術参照モデル(TRM)物品調達編-平成25年度版(H27.3)」の「2.9.3.7.資源配布管理」に記載の基本要件を満たすこと。	下記内容への変更をご提案いたします。 「情報システム調達のための技術参照モデル(TRM)物品調達編-平成25年度版(H27.3)」の「2.9.3.7.資源配布管理」に記載の基本要件を満たすこと。但し、以下の機能を除く。 「サイレントモードでのインストールができないソフトウェアのインストール、バージョンアップが、利用者の操作なしに可能なこと。」	TRM物品調達編の中の以下記述により、ご提案する製品が限定されてしまうため。特定のソフトウェア製品に限定される機能と思われるため、要件的に不要であれば、記述の非適用をご提案いたします。 「サイレントモードでのインストールができないソフトウェアのインストール、バージョンアップが、利用者の操作なしに可能なこと。」	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
278	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 統合運用管理サービス ソフトウェア配布システム 配布 機能名: 配布	別紙7 機能一覧 システム: 共有基盤系システム サービス: 統合運用管理サービス 機能分類: ソフトウェア配布システム 機能名: 配布 「要件定義書「第三章第17節保守に関する事項」基本事項」に記載された要件を満たした上で、次期省内LANシステムのソフトウェア製品、ハードウェア製品、仮想デスクトップ、仮想ブラウザ及び端末・周辺機器の貸借・保守事業者が調達する執務室用PCに対して適切にパッチを適用できるシステムを構築すること。また、パッチ適用時には次期省内LANシステムのネットワーク等の負荷軽減のため、スケジューリングに配慮して実施すること。」	「パッチ適用時には次期省内LANシステムのネットワーク等の負荷軽減のため」との記載がありますが、現行LANシステムの稼働状況からパッチ容量が著しく増加しており、次期LANシステムのWindows10環境においては、1GBを超えるケースが想定されます。 従いまして、左記要件に加えて、以下の要件を追加することをお薦めいたします。 【追加記載例】 「なお、1GBを超える大容量パッチであっても業務影響を与えない配布の仕組みを提案すること。」 また、統合ネットワークにおいては、各拠点回線についての適切な帯域増速が行われることのご検討をお願いいたします。	サイジング、製品選定に必要なため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 次期省内LANで導入されるOSは、大容量パッチが想定されるため、業務影響を与えることを防止する仕組みの導入は必要と判断したためです。
279	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 統合運用管理サービス 監視システム	記載なし	「1. センサー、ゲート、アラート情報収集、可視化の機能をそれぞれ独立したアプリインストールまたは本機能専用のハードウェアとして提供すること。 2. ネットワークセグメント間のネットワークトラフィックを送信元/送信先IPアドレスを元に通信の軌跡で表示できること。 3. ネットワークセグメント間のネットワークトラフィックの流量をパケット数、またはデータ量によりリアルタイムに表示できること。 4. セキュリティ製品等から受信したイベント情報(セキュリティアラートログ)から必要情報を抽出・保存し、アラートが発生した内容を元に表示できること。」を追加願います。	セキュリティ脅威への対応として、セキュリティ対策製品も日々進化していますが、不正アクセス等は年々巧妙化しており、調達時に最新のセキュリティ製品を導入しても、数年後に有効性を保証することは難しい認識です。このため、ネットワークの通信状況をリアルタイムで監視する製品を導入することで、今後巧妙化する不正アクセス等のセキュリティ脅威に対応すべきと考えます。 特に、ダークネット(使用されていないネットワーク)へのアクセスや特定サーバーへの集中など、巧妙化しても必ず発生する不正アクセスの予兆を捉えることが重要です。 このため、国立研究開発法人情報通信研究機構が開発した製品等、ネットワークの可視化製品の導入をご提案します。	貴見を踏まえ、検討はしましたが、原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
280	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 統合運用管理サービス 監視システム	サーバ監視機能 「情報システム調達のための技術参照モデル(TRM)物品調達編-平成25年度版(H27.3)」の「2.9.3.2.パフォーマンス管理」の記載について、基本機能要件として各OSのカーネルの設定情報を収集すること	各OSのカーネルの設定情報は、システム運用中任意に変更されることはなく、サーバ監視の観点で定期的収集・監視する必要はないため、不要な機能と考えます。 サーバ監視機能としては、死活監視や、プロセス、サービスの稼働監視などが必要です。「管理」要件ではなく、監視要件の提示をお願いします。 なお、「監視」の要件に対して、「管理」の全要件を適用することは適切ではないと考えます。パフォーマンス管理の要件は、別途項目追加のうえご指示ください。	幅広い製品選定を可能とするため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
281	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 統合運用管理サービス 監視システム	ネットワーク監視機能 「情報システム調達のための技術参照モデル(TRM)物品調達編-平成25年度版(H27.3)」の「2.9.4.2.トラフィック管理」では、基本機能要件として、『ネットワーク上において、通過するトラフィックを監視し、ユーザが定義したポリシーに従って、帯域制御や伝送遅延をコントロールし、きめ細かい帯域管理が行なえること。』	トラフィックの監視は、監視システムの要件と理解しますが、ユーザが定義したポリシーに従って、帯域制御や伝送遅延をコントロールすることは機器の要件であり、監視システムの要件としては不要と考えます。 一般的に、ネットワーク監視機能としては、死活監視などが主と考えますので、ネットワーク監視として必要な機能を明確にしていいただけますようお願いいたします。	幅広い製品選定を可能とするため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
282	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 統合運用管理サービス 監視システム	ストレージ監視機能 「情報システム調達のための技術参照モデル(TRM)物品調達編-平成25年度版(H27.3)」の「2.9.3.2.パフォーマンス管理」の基本機能要件 メンテナンスに入るまでの段階的な切断を行う等への対応のため、スイッチ(Fibre Channel/LAN)における接続ポートの強制的なリンクダウンがリモートでできること」	当該機能要件は、監視機能の要件ではなく、ストレージ装置固有の要件です。ストレージ監視機能として、必要な監視機能を明確にしていいただけますようお願いいたします。	幅広い製品選定を可能とするため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
283	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア情報管理機能 自動連携	「アンチウイルスやインターネット上のレピュテーションサービスと自動連携する機能を持つこと。ただし、内部環境はインターネットに直接接続しないため、自動連携の対象外とするため、更新方法は別途提案すること。」	セキュリティ強化と運用保守性向上のため、インターネット上のレピュテーションサービスだけでなく、組織内部で厚生労働省固有のレピュテーション情報を管理・維持すべきと考えます。 特に、マルウェア情報管理は、インターネット上のレピュテーションサービスを活用するとともに、貴省固有の情報(インターネット上のレピュテーション情報にはないが固有に利用制限したいものや、インターネット上のレピュテーション情報では制限するには至っていないが予防策として制限したいもの等)を管理・維持し、各機器との自動連携を行うことが肝要と考えます。 従いまして、以下の記載変更いただくことのご検討をお願いいたします。 【記載変更案】 アンチウイルスやインターネット上のレピュテーションサービスと自動連携する機能を持つこと。また、厚生労働省固有のレピュテーション情報や他のセキュリティ製品の脅威情報を管理・維持でき、これらに基づき自動連携する機能も持つこと。ただし、内部環境はインターネットに直接接続しないことから、自動連携の対象外とするため、更新方法については別途提案すること。	セキュリティ強化のため	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
284	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) クライアントソフト管理機能 配布	マルウェア対策のクライアントソフトのアンインストールは管理サーバから一括して行えること。	統合運用管理サービスのソフトウェア配布システムにて対応可能な形式で、サイレントアンインストールを備えているという仕様も許容されるか。	管理サーバを用いない製品の場合、別サービスと連携したアンインストールの実現が必要となるため。	ご認識のとおりです。 貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
285	別紙7	-	-	-	共通基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能 検知	【記載内容】 アンチウイルスやインターネット上のレピュテーションサービスと自動連携する機能を持つこと。ただし、内部環境はインターネットに直接接続しないため、自動連携の対象外とするため、更新方法は別途提案すること。	【記載変更案】 アンチウイルスやインターネット上のレピュテーションサービスと自動連携する機能を持つこと。ただし、内部環境はインターネットに直接接続しないため、エクスプロイト防御機能を併せて有すること。	インターネットに接続しない環境においては、外部システムと連携することが不可であり、エクスプロイト防御のような端末内で検査可能な機能が必要である。また、標的型攻撃はマルウェアだけではなく、脆弱性を悪用した攻撃(エクスプロイト)により実行される。脆弱性を悪用した攻撃を検知/遮断することにより、標的型攻撃のリスクを大幅に低減することが可能である。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 原案に記載のとおり、レピュテーションサービスとの連携手段については、提案いただくこととしているためです。セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
286	別紙7	-	-	-	共通基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能 検知		【意見内容】 下記を記載することを意見として提出致します。 「未知の脆弱性を悪用した攻撃(エクスプロイト)に対して、複数の防御モジュールを実装すること。」	標的型攻撃はマルウェアだけではなく、脆弱性を悪用した攻撃(エクスプロイト)により実行される。脆弱性を悪用した攻撃を検知/遮断することにより、標的型攻撃のリスクを大幅に低減することが可能である。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
287	別紙7	-	-	-	共通基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能 検知		【意見内容】 下記を記載することを意見として提出致します。 「アプリケーションに依存せず、一太郎含めあらゆるアプリケーションでエクスプロイトからの保護が可能であること。また、有効にするエクスプロイト対策機能はアプリケーション毎に個別にチューニングすることが可能であること。」	対象のアプリケーションを限定せず業務で使用される全てのアプリケーションにおいてエクスプロイトの危険性がある。また、アプリケーションの特性によるエクスプロイトの過検知に柔軟にチューニングすることで、利用者の利便性を損なわず適切な運用をすることが可能になる。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
288	別紙7	-	-	-	共通基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能 検知		【意見内容】 下記を記載することを意見として提出致します。 「振る舞い検知を回避する手法やコードの難読化に対応したマルウェアを検出できるよう動的解析と静的解析の双方に対応すること。」	動的解析のみでは、それを回避する手法が存在し、また、静的解析のみでは、難読化されたコードの解析が難しいことから、マルウェアの検知精度をより向上させるためには、双方の対応が必要である。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
289	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能 検知	「定義情報に合致した既知のマルウェアの検査・検知に加えて、振る舞い検知型の未知のマルウェア検査機能を持つこと。」	調達仕様書(案)に記載の通り、情報セキュリティ管理サービスにおいては、情報システムの安全性の確保のため、多様化するサイバー攻撃等への対策が肝要であると認識しております。現在、マルウェア対策ソリューションにおいては、製品事業各社が多様な製品を市場投入しております。 一方、最新のマルウェア検知・防御機能として、マルウェア検知率の向上とセキュリティ対策のカバー範囲という観点においては、単一製品導入では不十分なケースが想定されます。 従いまして、貴省セキュリティ基盤の更なる強化策として、複数製品での組合せによる実装を許容いただく必要があるため、以下記載の変更案をご検討いただきたくお願いいたします。 【記載変更案】 定義情報に合致した既知のマルウェアの検査・検知に加えて、振る舞い検知型の未知のマルウェア検査機能を持つこと。なお、より高いマルウェア検知率と、広い脅威検知領域を実現するため、複数の方式かつ複数ベンダ製品を組み合わせた構成とすること。	セキュリティ強化のため	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 また、原案は複数製品の組合せによるサービス提供を阻害するものではありません。 なお、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。

厚生労働省LANシステムの更整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
290	別紙7	-	-	-	共通基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能 感染防止		〔意見内容〕 下記を記載することを意見として提出致します。 「ホワイトリスト型のアプリケーション実行制御機能を有すること。」	振る舞い型検知やエクスプロイト検知については、未知の脅威も含め、全ての脅威を完全に検知できることを保証しているわけではなく、対象のエンドポイントを多層的に保護するには、ホワイトリスト型のアプリケーション実行制御を組合せて使用することが有効である為。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
291	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア検知・防御機能	以下の機能要件追加をご検討ください。 「ログの時刻はミリ秒で記録できること。」	マルウェアの挙動は1秒未満で状態が変化するケースがあり、フォレンジック調査の効率化(時間短縮等)や正確性の確保の観点が必要だと考えております。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
292	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア検知・防御機能	以下の機能要件追加をご検討ください。 「プロセスの起動から終了までの一連の処理を一意に特定する情報を記録できること。」	マルウェアの動作を追跡調査する際に必要となるログを取得すべきです。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
293	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア検知・防御機能	以下の機能要件追加をご検討ください。 「プロセス名、通信先IP・ポート番号を記録できること。」	マルウェアの通信に関する動作を取得すると、情報の漏えい先や挙動を特定することが可能です。 また、IPS等のNWAプライアンスのログと突き合わせることでフォレンジック調査の効率化(時間短縮等)が可能になると考えております。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
294	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア検知・防御機能	以下の機能要件追加をご検討ください。 「ログ改ざん防止の機能を搭載すること。」	フォレンジック調査等で必要となるログについて、マルウェアや悪意のあるユーザによるログの改ざんを防止する必要があると考えます。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
295	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア検知・防御機能	以下の機能要件追加をご検討ください。 「オフラインでログの取得ができること。」	隔離後の端末やネットワークに接続できない端末でもログの取得ができると、フォレンジック調査の効率化(時間短縮等)が可能になると考えております。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
296	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア検知・防御機能	セキュリティレベル向上のため、以下の機能要件を追加するべきである。 「任意コード実行型の脆弱性攻撃を防御できること」	脆弱性を狙った攻撃に対して防御する機能を追加するべき。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
297	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア検知・防御機能	セキュリティレベル向上のため、以下の機能要件を追加するべきである。 「プログラムを動作させることなくファイルの構造を分析し不審なファイルを検知・防御できること」	感染拡大を予防するため、不審なファイルは利用者が実行する前に可能な限り検出・防御する機能を追加するべき。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
298	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア検知・防御機能	セキュリティレベル向上のため、以下の機能要件を追加するべきである。 「通常と異なる不審なプロセス動作をアラートできること」	マルウェア特有の挙動が検知された際は、アラートして感染拡大を抑止すべき。	貴見を踏まえ、検討いたしました。すでに記載済みの「振る舞い検知型の未知のマルウェア検査機能を持つこと。」に含まれると考えられるため、原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
299	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア検知・防御機能	セキュリティレベル向上のため、以下の機能要件を追加するべきである。 「リモートからのアプリケーション制御、端末隔離(通信制限)ができること」	夜間や休日などに攻撃検知が誤検知判断できない状況、または責任者が不在な状況等においても、自動で隔離やプロセス停止できると攻撃対策としては有効となるため。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
300	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア検知・防御機能	セキュリティレベル向上のため、以下の機能要件を追加するべきである。 「標的型攻撃対策製品やSIEM製品との連携ができること」	夜間や休日などに攻撃検知が誤検知判断できない状況、または責任者が不在な状況等においても、自動で隔離やプロセス停止できると攻撃対策としては有効となるため。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
301	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア検知・防御機能	セキュリティレベル向上のため、以下の機能要件を追加するべきである。 「制御や隔離実行のためのAPIが公開されていること」	夜間や休日などに攻撃検知が誤検知判断できない状況、または責任者が不在な状況等においても、自動で隔離やプロセス停止できると攻撃対策としては有効となるため。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
302	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア対策(エンドポイント)	マルウェア対策(エンドポイント)は、別添3「要求仕様書(案)表2-3共有基盤システムのサービス概要」に記載のマルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ)とマルウェア対策(仮想ブラウザ)と同義でしょうか。記載の統一をお願いします。	正確な費用見積もりを行うため。	マルウェア対策(エンドポイント)はマルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ)とマルウェア対策(仮想ブラウザ)同義です。 貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
303	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス マルウェア対策(エンドポイント) マルウェア検知・防御機能	マルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ) : クライアントPC・仮想デスクトップにマルウェアが侵入した際、早期に検知・駆除するための機能を提供する。マルウェアの検査・検知に当たっては、定義情報に合致した既知のマルウェアの検査・検知だけでなく、振る舞い検知型の未知のマルウェアの検査・検知を行う。	マルウェア対策(クライアントPC・仮想デスクトップ) : クライアントPC・仮想デスクトップにマルウェアが侵入した際、早期に検知・駆除するための機能を提供する。マルウェアの検査・検知に当たっては、定義情報に合致した既知のマルウェアの検査・検知だけでなく、振る舞い検知型の未知のマルウェアの検査・検知を行う。検知および駆除された未知のマルウェアが省内の他の端末にも拡散された場合に迅速に対応するために、省内の他の端末にも定義情報を共有する。	検知および駆除された未知のマルウェアの情報を、省内の他の端末にも共有(=配布)可能にすることで、省内の他の端末に同マルウェアが侵入した際に素早く検知および駆除することができます。そのため下記文言の追加をご検討ください。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
304	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス フォレンジック対策 調査対象・方法	記載なしのため、右の通り項目を追加する。	機能名追加……揮発性情報 機能概要……メモリダンプ、プロセスリスト等の調査が可能であること。	セキュリティインシデント発生後のフォレンジック技法として、ディスク・ファイルシステムと同様にメモリダンプ等の揮発性情報への調査の重要度が増加しているため。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
305	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス フォレンジック対策 調査対象・方法	記載なしのため、右の通り項目を追加する。	機能名追加……アクティブフォレンジック 機能概要…… また、インシデント発生が疑わしい場合、疑わしい端末に対し保全を行うことで、インシデント発覚時にその原因の時点まで巻き戻って調査する機能を追加する。	サイバー攻撃の高度化に伴い、サイバー攻撃が行われた際にそれを完全に検知することは困難です。疑わしい場合はそれに係る証拠を可能な限り収集し、事後に詳細な調査が行えるように備える必要があるため。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
306	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス フォレンジック対策 調査対象・方法 自動化	自動化により、複数台の調査の効率化が可能であること	自動化による複数台の調査等、効率的な調査手順を提案すること。	自動化による複数台調査は、特定製品の機能を意図したものと推察いたします。 製品選定の柔軟さを確保するため要件の変更をお願いします。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
307	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス フォレンジック対策 操作抑止 上書き抑止	調査中、レポート時等に起こりうる未割り当て領域への上書きを抑制できること。	要件の削除をお願いします。	本機能は、特定製品の機能を意図したものと推察いたします。 弊社でのフォレンジック作業では、本機能は必須の要件ではないと考えます。 製品選定の柔軟さを確保するため要件の変更をお願いします。	貴見を踏まえ、要件を削除させていただきます。 フォレンジック調査において、データ等の完全性が他の要件で担保されている前提であり、当該要件は必須ではないと判断しました。
308	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス 脆弱性診断 サーバ診断 基本機能 動作環境	新たに追加される診断項目は、日本語環境下に置いて、検証され、追加されること	新たに追加される診断項目は、日本語環境下にて動作すること。	動作環境の要件であり、検証時の環境を指定することは要件の意図にそぐわないものと考えますので、要件の変更をお願いします。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
309	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス 脆弱性診断 クライアントPC診断 基本機能 マルウェア対策調査	マルウェア対策ソフトの起動有無の確認が可能であること	要件の削除をお願いします。	マルウェア対策ソフトは、本調達において管理サーバ下での導入を行う要件となっております。マルウェア対策ソフトの稼働有無は管理サーバにて管理可能であるため、要件の削除をお願いします。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
310	別紙7	-	-	-	共有基盤システム 情報セキュリティ管理サービス 検疫ネットワーク 隔離・遮断機能 強制適用	「隔離した不正端末に対する最新のパターンファイル及びセキュリティパッチの適用等の行為を強制的に実施させるシステム構成が可能であること。」 隔離・遮断機能 強制適用	「隔離した不正端末に対する最新のパターンファイル及びセキュリティパッチの適用等の行為を強制的に実施させるシステム構成が可能であること」との記載がありますが、現行LANシステムの稼働状況からパッチ容量が著しく増加しており、次期LANシステムのWindows10環境においては、1GBを超えるケースが想定されます。 従いまして、左記要件に加えて、以下の要件を追加することをお勧めいたします。 【追加記載例】 「また、セキュリティパッチのファイルサイズが増大していることから、強制適用が困難な場合は、夜間等の再配布等の対応を踏まえて実施すること。」 また、統合ネットワークにおいては、各拠点回線についての適切な帯域増速が行われることのご検討をお願いいたします。	サイジング、製品選定に必要なため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
311	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 検疫ネットワーク 隔離・遮断機能 フィルタリング	フィルタリング MACアドレスでフィルタリングが可能であること(5号館のみ 実施で差し支えない)。	左記の機能は統合ネットワークで同様の機能を保持しているので統合ネットワーク で実施するという理解でよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	現状の統合ネットワークで提供している検疫の機能は、5号館は対象外となっているため、次期省内LANでは5号館に限り提供いただく必要があります。
312	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス デスクトップポリシー管理 デバイス管理 使用制限	「メディアデバイス及びUSBポートの使用を制限し、予め許可したデバイスのみが使用できること。」	デバイス制限の目的は、USBポートへ接続するUSBデバイスを許可されたもの みに制限することであると考えます。また、デバイスの個体情報による制御が必要 と考えます。 従いまして、左記要件に対し、以下の要件変更をお薦めいたします。 【変更記載例】 「メディアデバイス及びUSBデバイスの使用を制限し、予め許可したデバイスのみ (デバイスの個体情報による制御)が使用できること。」	適正な製品選定のため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 なお、デバイスの使用制限は個体識別情報を利用した制御 に限らず、体系的な制御が可能であれば問題ありませ ん。
313	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス SIEMサービス ログ分析 相関分析	ログ解析には、傾向分析だけではなく、相関分析が可能で あること。	ログだけではなくネットワークフロー情報を活用した解析をご提案いたします。 下記内容への変更を意見いたします。 「ログおよびネットワークフロー情報の解析には、傾向分析だけではなく、相関分析 が可能であること。」	ログだけでなく、改ざんが難しいと言われるネットワークフロー情報を収集 することにより、日常業務におけるログ(イベント)に加え通信をモニターす ることができ、セキュリティインシデント調査時に日常とは異なる異常な 通信をトリガーとして判断することも可能になるため。また、アプリケーション の識別まで可能なLayer7(OSI参照モデルのアプリケーション層)のペ ロード情報まで取得することにより通信内容の一部が判別でき、インシデ ント発生時の解析に役立つと考えます。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、 多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については 総合評価基準にて評価することとしています。
314	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス SIEMサービス ログ分析 定期更新	機能名:「定期更新」 機能概要:「標準提供の相関分析ルールがあること。また 定期的に更新されること。」	下記内容への変更をご提案いたします。 機能名:「相関分析ルール」 機能概要:「標準提供の相関分析ルールがあること。また定期的に更新されるこ と。」	機能名が「定期更新」と記載されているため、定期更新されることが主要な 目的と理解されかねないため。 貴省の意図としては、構築・運用を効率 的に実施するために標準提供の相関分析ルールが有効であり、かつ最新 のセキュリティの脅威に対応することが重要と理解しております。 その ため、機能名は、「定期更新」ではなく、「相関分析ルール」とすべきと考え ます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
315	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス SIEMサービス ログ分析 定期更新	「標準提供の相関分析ルールがあること。また定期的に更 新されること。」	下記内容への変更をご提案いたします。 「標準提供の相関分析ルールがあること。例えば、振る舞い検知、認証、エクス ポート攻撃、DoS/DDoS攻撃、ボットネット、コンプライアンス、データベース、マル ウェア、ポリシー、スキャン行為、疑わしい行動、ワーム、外部脅威情報(レピ ュテーションなどのルールがあること。」	「標準提供の相関分析ルール」という記載のみですと、どのような内容のセ キュリティ脅威に対応したいのかが不明確となります。従って、貴省が重 要と思われるような具体的なセキュリティ脅威の例を提示することをお勧め いたします。 また、定期的に更新すべきなのは、相関分析ルールというよりは、IPレピ ュテーション等の脅威情報と考えます。従いまして、相関分析ルールにつ いての定期更新を記載することは不要と考えます。	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 現時点で想定している相関分析ルール(案)は「参考資料1 3 相関分析の対象項目」に記載しております。
316	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス SIEMサービス ログ分析 情報連携	セキュリティベンダが提供する最新の脅威情報や攻撃手法 に関する情報を自動的に取り込み、相関分析のルールに 加えることが可能であること。	APIの公開により幅広いソリューション作りが可能となります。 そのため、以下内容への変更をご提案いたします。 「セキュリティベンダが提供する最新の脅威情報や攻撃手法に関する情報を自動 的に取り込み、相関分析のルールに加えることが可能であること。 また、巧妙化、複雑化する攻撃に幅広く対策を行えるようにアプリケーション・プ ログラミング・インターフェイス(API)を公開してセキュリティベンダ各社のカスタム・ア プリケーションやカスタム・ルールを提供可能であること。」	最新のセキュリティの脅威に対応するためには、多層防御や製品同士 の連携が重要となります。そのため、オープンな環境で利用可能な製品を 選択すべきと考えます。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、 多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案について は総合評価基準にて評価することとしています。
317	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス SIEMサービス ログ分析 地域情報	IPアドレスを有するログに関してIP Reputationリストとマッ チングし、不正な通信を検出できること。	下記内容への変更をご提案いたします。 「IPアドレスを有するログに関してIP Reputationリストとマッチングし、不正な通信を 検出できること。また、IP Reputation情報は、定期的に更新されること。」	最新のセキュリティの脅威に対応するためにIP レピュテーション情報 は、定期的に更新すべきと考えます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
318	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス SIEMサービス ログ連携	ログの取り込み 「他の機器またはサービスから、少なく もCSVフォーマットでのログの取り込みができること。」	ログ取得方法に関する要件の記載をお願いします。連携可能なログ取得方法を明 記することで、SIEMと連携可能な製品(NW機器など)の選定ができます。例 Syslogによるログ受信、SCP、HTTP、FTP、SFTP、NFS、CIFSなど	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
319	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス SIEMサービス 運用管理 ウィルススキャン	ログ分析の結果に基づき、クライアント端末に対するウィ ルススキャンの実行などを自動化できる機能を有すること。	この項目を削除することを提案いたします。	ウィルススキャンの実行は、日常の運用業務として行うべきものであり、 SIEMサービスで記述する内容ではないと考えます。 SIEMとしては、他製品との連携により運用を効率化できる仕組みを持つこ とが重要と考えます。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
320	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 仮想ブラウザ 基本機能	基本機能	仮想ブラウザの機能として、操作性向上・利便性向上のため、以下の仕様を追加すべきである。 仮想デスクトップからの仮想ブラウザ利用にあたっては、内部閲覧用Webブラウザ(=仮想デスクトップ上のブラウザ)、外部閲覧用Webブラウザ(=仮想ブラウザ)を意図させることなく、最適なブラウザが起動する仕組みを準備すること。	仮想ブラウザ導入にあたり、2種類のブラウザを使い分ける必要がある。閲覧したいWebのURLを確認し職員がブラウザを使い分ける必要があり、利便性が著しく低下してしまうため、それを防ぐため必要な機能なため。	意見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 2種類のブラウザを使い分けることにより、職員の利便性が低下することが想定され、当該機能が必要と判断したためです。
321	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 仮想ブラウザ 基本機能 仮想デスクトップ連携	基本機能 仮想デスクトップ連携	(要望) ユーザービリティの観点から仮想ブラウザは仮想デスクトップと同じインターフェースを提供すること。 を記載の追記をご提案致します。	本省職員のユーザー負荷、ユーザービリティを考慮し、同じインターフェースでの提供がベストと考えています。 インターフェースが異なると覚えることが増え、ユーザーが覚えることが2倍になり、運用業者も運用が煩雑になります。 またツールが異なると、仮想デスクトップでできたことが仮想ブラウザで実現できない(もしくは逆)、という事象回避するため。利用ユーザーからのクレームが増える可能性があります。	意見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、ユーザービリティ及びセキュリティ要件の関係性において有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
322	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 情報漏えい防止サービス 管理対象範囲 対象範囲	対象範囲 管理対象範囲は次期省内LANで調達する仮想ブラウザとすること。 隔離 端末や共有ファイルをスキャンして、個人情報等の保存状況を把握・隔離できること。	導入の対象が仮想ブラウザとした場合、隔離機能は不要と考えます。隔離機能による端末内のスキャンによる機能は、仮想デスクトップの場合に有効と考えますが、導入対象は仮想ブラウザでよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	対象は仮想ブラウザを稼働させるサーバを想定しています。 仮想ブラウザを稼働させるサーバにもOS及びデスクトップが存在しているため、当該要件は必要と判断しています。
323	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 情報漏えい防止サービス ポリシー管理 ポリシー設定	■別紙7 機能一覧 個人情報等について、あらかじめ定義された条件(ポリシー)を設定できること。	「多層防御」の観点から、出口対策としてより明確な対策を講じるための要件案を、別シート「情報漏えい対策」として提案致します。	昨今の標的型攻撃やユーザーの意図的でない人為的ミスなどを防ぐための、情報漏えい対策が必要と考えます。そのため、権限によってデータの二次利用(暗号化の完全解除)ができない形の「権限を伴う永続的な暗号化(データの保管場所を問わないデータ保護)」を実施する対策が必要と考えます。 以下、参考資料などによりご質問をさせて頂いております。 ・参考資料4「情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革—日本年金機構への不正アクセスによる情報流出事案を踏まえて—」(平成27年9月18日 厚生労働省) (http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/houdouhappyou_150918-02.pdf) 「平時のシステムの利用に関しては、共有フォルダ上に重要な情報を暗号化等せずに保管していたことが大きな要因と考えられる。規定上定められていたアクセス権の設定、あるいはパスワードによる保護は標的型攻撃への対処としては役立たないものであった。」 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成28年度版) http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/kijun28.pdf 「(2) 情報の取扱制限 「取扱制限」とは、情報の取扱いに関する制限であって、複製禁止、持出禁止、配布禁止、暗号化必須、読後廃棄その他の情報の適正な取扱いを行政事務従事者に確実にに行わせるための手段をいう。 行政事務従事者は、格付に応じた情報の取扱いを適切に行う必要があるが、その際に、格付に応じた具体的な取扱い方を示す方法として取扱制限を用いる。府省庁は、取り扱う情報について、機密性、完全性及び可用性の3つの観点から、取扱制限に関する基本的な定義を定める必要がある。」	意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
324	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 情報漏えい防止サービス ポリシー管理 ポリシー設定	個人情報等について、あらかじめ定義された条件(ポリシー)を設定できること。	「多層防御」の観点から、出口対策としてより明確な対策を講じるための要件案を、別シート「情報漏えい対策」として提案致します。	昨今の標的型攻撃やユーザーの意図的でない人為的ミスなどを防ぐための、情報漏えい対策が必要と考えます。そのため、権限によってデータの二次利用(暗号化の完全解除)ができない形の「権限を伴う永続的な暗号化(データの保管場所を問わないデータ保護)」を実施する対策が必要と考えます。 以下、参考資料などによりご質問をさせて頂いております。 ・参考資料4「情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革—日本年金機構への不正アクセスによる情報流出事案を踏まえて—」(平成27年9月18日 厚生労働省) (http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/houdouhappyou_150918-02.pdf) 「平時のシステムの運用に関しては、共有フォルダ上に重要な情報を暗号化等せずに保管していたことが大きな要因と考えられる。規定上定められていたアクセス権の設定、あるいはパスワードによる保護は標的型攻撃への対処としては役立たないものであった。」 ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成28年度版) http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/kijyun28.pdf 「(2) 情報の取扱制限 「取扱制限」とは、情報の取扱いに関する制限であって、複製禁止、持出禁止、配布禁止、暗号化必須、読後廃棄その他の情報の適正な取扱いを行政事務従事者に確実に行わせるための手段をいう。 行政事務従事者は、格付に応じた情報の取扱いを適切に行う必要があるが、その際に、格付に応じた具体的な取扱い方を示す方法として取扱制限を用いる。府省庁は、取り扱う情報について、機密性、完全性及び可用性の3つの観点から、取扱制限に関する基本的な定義を定める必要がある。」	意見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
325	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス セキュアファイル交換	現在は記載がありません。	現時点で、想定している同時接続利用者数と1日に授受される頻度、ファイルサイズについてご教示ください	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	意見を踏まえ、可能な限り本調達時に閲覧資料として提供いたします。 ただし、新規に導入するサービスであるため、受注者において適切にサイジング等をしていただきますようお願いいたします。
326	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス セキュアファイル交換 ファイル転送 ファイル授受	ファイル授受 外部環境と内部環境の間でファイルの授受をファイル転送により可能とする機能を有すること。	外部環境と内部環境をセキュアファイル交換機能により分割していることを明示するため、以下の記載の追加をお願いいたします。 ファイル授受 外部環境と内部環境の間でファイルの授受をファイル転送により可能とする機能を有すること。 外部環境と内部環境は分割されており、ファイルの授受の際のみセキュア手法によりファイル授受を実現できる機能を有すること。	セキュアファイル交換の機能として、外部環境と内部環境の分割が記載されておらず、目的が不明確となっているため。	意見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
327	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス セキュアファイル交換 ファイル転送 転送方向制御	データの転送方向を[片方向]、[双方向]指定により制御ができること。	データの転送方向とは、①「外部環境から内部環境への転送」、②「内部環境から外部環境への転送」を指し、「片方向指定」とは①・②いずれかのみを許可すること、「双方向指定」とは①・②の双方を許可すること、という認識で宜しいでしょうか。記載を明確化して頂きますようお願いいたします。	要件を明確化するため。	ご認識のとおりです。
328	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス セキュアファイル交換 ファイル転送 転送ファイル指定	Webブラウザより転送するファイルの指定取得ができること。	主語が何であるか、また、具体的な運用イメージをご教示いただきたい。	例えば、送信者がファイルを複数アップロードした状態において、受取者が何れかのファイルを指定してダウンロードできる機能を提供することの認識でしょうか。	意見を踏まえ、具体的な操作イメージが把握可能な表現に要件を修正させていただきます。
329	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス セキュアファイル交換 ファイル転送 メール転送(外部環境から内部環境宛て)	SMTPの通信プロトコルによるメールの転送ができること。 外部環境から内部環境へのメール転送はSMTPの通信プロトコルを使用し、かつ添付ファイルの削除、テキスト化、リンクの無効化等のメール無害化の処理を行うこと。また、外部からメールを受信する際は原本メールを外部メールに、無害化処理済みメールを内部メールに配送すること。	SMTPの通信プロトコルによるメールの転送および無害化等の要件は、電子メール(外部系)要件として記載いただき、セキュアファイル交換としての要件からは削除をお願いします。	幅広い製品選定を可能とするため。	機能一覧に記載した機能全般として同一機能分類内・同一サービス内で単一のソフトウェア等で実現する必要はありません。複数製品の組合せによる実現も可能です。したがって、当該事項が幅広い製品選定の障害となる事項ではありません。 なお、当該事項が明確になるよう、要件を修正させていただきます。
330	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス セキュアファイル交換 ファイル転送 アクセス制御	アクセス制御	「端末セグメントごとに送受信のルータを制限することが可能となる機能を有すること」と記載がありますが、具体的にどのような場面でどのような機能を想定しているのか、教えていただけますでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	当該要件は誤記であるため、要件を修正させていただきます。

厚生労働省LANシステムの更整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
331	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス セキュアファイル交換 ファイル転送 アクセス制御	端末セグメントごとに送受信のルータを制限することが可能となる機能を有すること。	端末(IPアドレス)又はユーザIDでファイル転送を制限する事が可能となる機能を有すること。	特定の製品を想定していると考えられるため。	当該要件は誤記であるため、要件を修正させていただきます。
332	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス セキュアファイル交換 ファイル転送	仕様追加の意見	下記の通り新規の機能名及び機能概要の追加をお願い致します。 機能名 :マルウェア検知 機能概要 :シグネチャによる既知のマルウェア検知に加えて仮想環境を利用した動的解析による未知のマルウェア検知機能を有すること。	標的型攻撃で多く見られるシグネチャ型検知技術では防げない未知のマルウェアを検知するため	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
333	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス セキュアファイル交換 ファイル転送	ファイル転送	簡易操作によるセキュアファイル交換を実現するために、以下の機能要件を追加するべきである。 「WEBブラウザを介してファイルの送受信機能を提供すること」	Webブラウザを用いたユーザインタフェースの提供は、簡単な操作でセキュアなファイル交換を実現するために必要。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
334	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス セキュアファイル交換 ファイル転送	ファイル転送	安定したセキュアファイル交換を実現するために、以下の機能要件を追加するべきである。 「IPv4およびIPv6に対応し、デュアルスタックをサポートすること」	導入当初はIPv4にて稼働する認識だが、IPv6によるサービスの開始時に新機機器へのリプレースを発生させないために必要。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
335	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス セキュアファイル交換 運用管理	運用管理	安定したセキュアファイル交換を実現するために、以下の機能要件を追加するべきである。 「外部認証システムとの連携が可能であること。このとき、以下の認証システムを全てサポートすること -LDAPサーバー(Active Directoryを含む)に登録されたユーザー情報 -メールサーバー(POPまたはIMAP)に登録されたユーザー情報 -RADIUSサーバーに登録されたユーザー情報 これらの外部認証システムの接続先情報を複数登録でき、相互運用が可能であること」	人員移動などによるアカウント情報変更の必要が発生した際、外部認証システム連携することで、ホリシシーに則ったファイル交換を可能とするため。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
336	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス セキュアファイル交換 運用管理	運用管理	安定したセキュアファイル交換を実現するために、以下の機能要件を追加するべきである。 「外部ストレージ接続をサポートすること。この際、iSCSI、NFSプロトコルをサポートすること」	ディスク容量不足によるアップロード不可事象発生を回避するために、外部ストレージ接続により改善可能とするため。	貴見を踏まえ、検討いたしました。提案製品の幅を狭めてしまう可能性があるため原案のとおりとします。
337	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス 基本機能 利用対象機能	省外にある職員の保有するモバイルデバイス(PC、タブレット、スマートフォン等)から、次期省内LANの内部環境用の「電子メール」、「予定表」等の共働支援基本サービス等を利用できる機能を提供すること。	「省外にある職員の保有するモバイルデバイス(iOS、Android)から、次期省内LANの内部環境用の「電子メール」、「予定表」等の共働支援基本サービス等を利用できる機能を提供すること。」に変更願います。	「簡易リモートアクセス」は、モバイルデバイスで素早く「電子メール」、「予定表」の確認をする仕組みとしての利用です。「素早く確認する目的のため、モバイルデバイスのOSは、iOS、Android端末の利用想定でよろしいでしょうか。Windows端末の利用としては、「仮想デスクトップ」をご提案いたします。OSにより仕様要件が異なることから、OSの定義をお願いいたします。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 基本的にはモバイルデバイスでの利用を想定しており、そのOSはiOS、Androidとなるため、その旨を明確に示します。
338	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス 基本機能 リモートアクセス方法	パッケージ製品として「簡易リモートアクセス」の機能要件を満たすこと。または仮想デスクトップサービス及び統合NWのインターネットVPNサービスを利用して「簡易リモートアクセス」の機能を満たすこと。	「パッケージ製品として「簡易リモートアクセス」の機能要件を満たすこと。私物モバイルデバイスから次期省内LANへアクセスに際し、セキュリティリスクを極小化するために、「簡易リモートアクセス」は、VPNを利用しない通信方式により実現し、「簡易リモートアクセス」の機能を満たすこと。」に変更願います。	私物モバイルデバイスがウイルスに感染した状態で、VPN接続した場合のセキュリティリスクを考慮し、リバースプロキシでのリモートアクセスをご提案いたします。	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 セキュリティリスクを極小化した接続方式について、より最適な提案をいただくことが可能であると判断したためです。
339	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス 基本機能	基本機能	ユーザビリティを向上させるために、以下の機能要件を追加するべきである。 「専用ブラウザは、タブブラウジングに対応していること。」	タブブラウジングを可能にすることで、職員が複数の情報を並行確認することが可能になり、ユーザビリティが向上するため。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、「働き方改革」の観点から、有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
340	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス 基本機能	基本機能	ユーザビリティを向上させるために、以下の機能要件を追加するべきである。 「iOS/Androidのスマートフォン上で専用ブラウザを利用する場合、視認性を考慮し、タブ一覧はサムネイル表示されること。」	タブブラウジングを可能にすることで、職員が複数の情報を並行確認することが可能になり、また、タブ切り替え時の視認性を高めることで、ユーザビリティがさらに向上するため。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、「働き方改革」の観点から、有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
341	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス 基本機能	基本機能	ユーザビリティを向上させるために、以下の機能要件を追加するべきである。 「専用ブラウザでは、アドレスバーを検索ボックスとして利用できること。検索時に利用する検索エンジンはユーザーにより選択可能なこと。」	職員のお好みに応じた検索エンジンを選択可能にすることで、日常業務との利便性の差を軽減させるために必要。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ただし、「働き方改革」の観点から、有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。

厚生労働省LANシステムの更整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
342	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス セキュリティ対策 専用ブラウザ	利用端末にインストールした専用ブラウザ又は専用アプリケーションからセキュアに接続可能であること	「利用端末にインストールした専用ブラウザ又は専用アプリケーションからセキュアに接続可能であること。また専用ブラウザにて下記機能があること。 ・Jail BreakやRoot化された端末からの利用禁止」 に変更願います。	閲覧情報を保護するため、Jail BreakやRoot化された端末からの利用禁止機能の追加をお願いします。	意見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 閲覧情報保護との観点で有益な機能であると考えたためです。
343	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス セキュリティ対策 情報・データ管理	利用端末に情報・データを保管しない形で当該サービスを利用可能とすること。また、専用ブラウザ上において、以下操作を禁止とすること。 ・コピー&ペースト防止	セキュリティとユーザビリティを両立させるために、以下の要件とするべきである。 利用端末に情報・データを保管しない形で当該サービスを利用可能とすること。また、専用ブラウザ上において、以下操作を禁止とすること。 ・コピー&ペースト防止。ただし、専用ブラウザ内でのコピー&ペーストは許可されること。	専用ブラウザ内であればコピー&ペーストを可能にすることで、他のアプリケーションへ情報が参照されることなく、また、ユーザビリティが向上するため。	意見を踏まえ、検討いたしました。ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
344	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス セキュリティ対策 情報・データ管理	利用端末に情報・データを保管しない形で当該サービスを利用可能とすること。また、専用ブラウザ上において、以下操作を禁止とすること。 ・コピー&ペースト禁止 ・ファイル(メール添付、ポータルサイト内、ファイルサーバー内)の端末内への保存、持ち出し防止	「省外にある職員の保有するモバイルデバイス(iOS, Android)に情報・データ保管しない形で当該サービスを利用可能とすること。以下機能があること。 ・任意の時間無操作状態であった場合に、自動でログオフ可能なこと。また、専用ブラウザ上において、以下操作を禁止とすること。 ・コピー&ペースト禁止 ・スクリーンショット防止 ・ファイル(メール添付、ポータルサイト内、ファイルサーバー内)の端末内への保存、持ち出し防止 またファイル形式は、以下とする。 ・Microsoft Word ・Microsoft Excel ・Microsoft PowerPoint ・PDF ・テキスト ・ZIP ・GIF ・JPG ・PNG」 に変更願います。	利用者がログインした状態で、端末を紛失した場合を考え、自動ログオフ機能をご提案いたします。閲覧情報を保護するため、スクリーンショット防止機能の追加をお願いします。 OSにより仕様要件が異なることから、OSの定義をお願いいたします。また閲覧するファイル形式の定義もお願いいたします。	意見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 追加提案いただいた機能(自動ログオフ、スクリーンショット防止)は、情報漏えいを防止するために必要なものだと判断したためです。
345	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス セキュリティ対策 認証	許可された職員のみが利用できるよう、次期省内LANのID及びパスワードの認証機能を利用した認証ができること。	「許可された職員のみが利用できるよう、次期省内LANのID及びパスワードの認証機能を利用した認証ができること。また端末側認証ができること。 またAndroid端末およびiOS端末において、指紋認証を有すること。ただし、Android端末ではAndroid6.0以降かつ「Fingerprint API」に対応した端末が対象。iOS端末では、iOS8.1以降かつ「Touch ID」に対応した端末が対象とする。」 に変更願います。	端末側認証と指紋認証による、利用者の利便性向上、多要素認証でのセキュリティ強化を狙います。	意見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 端末側認証はセキュリティの観点で必要な機能と想定するためです。なお、指紋認証については利用可能な端末に限られること及び生体情報の管理が困難となることが予想されます。
346	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス セキュリティ対策	セキュリティ対策	セキュリティを向上させるために、以下の機能要件を追加するべきである。 「専用ブラウザはセキュリティゲートウェイとの暗号化通信を確立できること。」	セキュリティゲートウェイ装置との間に暗号化通信を確立することで、第三者からの盗聴を防ぐことが可能となるため。	意見を踏まえ、検討いたしました。ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
347	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス セキュリティ対策	セキュリティ対策	セキュリティを向上させるために、以下の機能要件を追加するべきである。 「セキュリティゲートウェイは専用ブラウザ等開発メーカーが予め指定したアプリケーションからの接続のみを許可し、他社が提供するアプリケーションからの接続が出来ないこと。」	専用のセキュリティゲートウェイ装置と連携し、アクセス制限することで、第三者からの盗聴を防ぐことが可能となるため。	意見を踏まえ、検討いたしました。ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
348	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス セキュリティ対策	セキュリティ対策	セキュリティを向上させるために、以下の機能要件を追加するべきである。 「専用ブラウザの履歴やキャッシュは他のアプリケーションに参照されないこと。」	履歴情報やキャッシュ情報から、機密情報が推察される危険性があるため、明示的に参照されないことを指定するべき。	意見を踏まえ、検討いたしました。ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
349	別紙7	-	-	-	共有基盤系システム 情報セキュリティ管理サービス 簡易リモートアクセス セキュリティ対策	セキュリティ対策	セキュリティを向上させるために、以下の機能要件を追加するべきである。 「IEEE802.1x認証用の証明書を導入し、「簡易リモートアクセス」を連携し、機器認証ができること。」	証明書による認証、専用ブラウザでのみ接続可能とすることで、複数要素による認証が可能となるため。	意見を踏まえ、検討いたしました。ただし、セキュリティに関して具体的な攻撃種類に対して、多層防御の観点から有効性・効率性の高い提案については総合評価基準にて評価することとしています。
350	別紙8	-	-	-	オンライン研修サービス	-	別紙8の記載内容はあくまで参考であり、同等の機能を有していれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。	記載内容が既存パッケージ(東芝Generalist)の内容がそのまま記載されており、このままだと製品が限定されてしまうため。	ご認識のとおりです。 製品を限定する意図はなく、代替機能にて現行省内LANと同等以上のサービスを提供できるのであれば問題ありません。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
351	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番8 ユーザ情報検索画面	ユーザ情報を対象に検索を行う画面。	「ユーザ情報検索画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
352	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番10 シソーラス画面	入力された検索語の関連語を一覧表示し、関連語の検索有効／無効を設定する画面。	「シソーラス画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
353	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番19 ユーザ情報画面	法令にユーザ独自の情報を登録する画面。(法令ごとに3つまで登録可能)	「ユーザ情報画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
354	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番22 ユーザ情報管理画面	ユーザ辞書のメンテナンスを行う画面。	「ユーザ辞書管理画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
355	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番23 ユーザ辞書更新画面	更新の対象となるユーザ辞書のグループを指定する画面。	「ユーザ辞書更新画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
356	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番24 ユーザ辞書グループ追加画面	登録したユーザ辞書に、グループを追加する画面。	「ユーザ辞書グループ画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
357	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番25 ユーザ辞書グループ更新画面	グループに登録してあるユーザ辞書用語を更新する画面。	「ユーザ辞書グループ画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
358	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番8、37、60	【ユーザ情報検索画面】 ユーザ情報を対象に検索を行う画面。	【記載変更案】 用語検索画面 ユーザ情報を指定した検索ができること。	次期バージョンでは、利便性の向上のため、用語検索画面に指定欄を設け、複合的な検索を可能としています。	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
359	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番10、39、62	【シソーラス画面】 入力された検索語の関連語を一覧表示し、関連語の検索有効／無効を設定する画面。	【意見内容】 シソーラス機能については必須要件とはしない。	法令検索の際、業務要件として完全一致の全文検索が必須です。例えば、最近話題の個人情報関連では、「個人情報」、「特定個人情報」、「要配慮個人情報」、「非識別加工情報」、「匿名加工情報」など、一見すると似たような用語が多数ありますが、これらは明確に分けて使い分けする必要があります。 曖昧検索や同義語検索によって、これらが識別されずに一括して検索結果としてヒットしてしまった場合、不要な情報であったり、最悪の場合は改正ミス等につながるリスクがあります。 現行バージョンでは会議録用シソーラスや曖昧度指定の機能を要件として盛り込んでいましたが利用実態はありません。業務効率から見て不要な機能と考え、次期バージョンでは実装を見送っております。	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
360	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番22、48、71	【ユーザ辞書管理画面】 ユーザ辞書のメンテナンスを行う画面。	【意見内容】 シソーラス機能については必須要件とはしない。	法令検索の際、業務要件として完全一致の全文検索が必須です。例えば、最近話題の個人情報関連では、「個人情報」、「特定個人情報」、「要配慮個人情報」、「非識別加工情報」、「匿名加工情報」など、一見すると似たような用語が多数ありますが、これらは明確に分けて使い分ける必要があります。 曖昧検索や同義語検索によって、これらが識別されずに一括して検索結果としてヒットしてしまった場合、不要な情報であったり、最悪の場合は改正ミス等につながるリスクがあります。 現行バージョンでは会議録用にシソーラスや曖昧度指定の機能を要件として盛り込んでいましたが利用実態はありません。業務効率から見ても不要な機能と考え、次期バージョンでは実装を見送っております。	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
361	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番23、49、72	【ユーザ辞書更新画面】 更新の対象となるユーザ辞書のグループを指定する画面。	【意見内容】 シソーラス機能については必須要件とはしない。	法令検索の際、業務要件として完全一致の全文検索が必須です。例えば、最近話題の個人情報関連では、「個人情報」、「特定個人情報」、「要配慮個人情報」、「非識別加工情報」、「匿名加工情報」など、一見すると似たような用語が多数ありますが、これらは明確に分けて使い分ける必要があります。 曖昧検索や同義語検索によって、これらが識別されずに一括して検索結果としてヒットしてしまった場合、不要な情報であったり、最悪の場合は改正ミス等につながるリスクがあります。 現行バージョンでは会議録用にシソーラスや曖昧度指定の機能を要件として盛り込んでいましたが利用実態はありません。業務効率から見ても不要な機能と考え、次期バージョンでは実装を見送っております。	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
362	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番24、50、73	【ユーザ辞書グループ追加画面】 登録したユーザ辞書に、グループを追加する画面。	【意見内容】 シソーラス機能については必須要件とはしない。	法令検索の際、業務要件として完全一致の全文検索が必須です。例えば、最近話題の個人情報関連では、「個人情報」、「特定個人情報」、「要配慮個人情報」、「非識別加工情報」、「匿名加工情報」など、一見すると似たような用語が多数ありますが、これらは明確に分けて使い分ける必要があります。 曖昧検索や同義語検索によって、これらが識別されずに一括して検索結果としてヒットしてしまった場合、不要な情報であったり、最悪の場合は改正ミス等につながるリスクがあります。 現行バージョンでは会議録用にシソーラスや曖昧度指定の機能を要件として盛り込んでいましたが利用実態はありません。業務効率から見ても不要な機能と考え、次期バージョンでは実装を見送っております。	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
363	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番25、51、74	【ユーザ辞書グループ更新画面】 グループに登録してあるユーザ辞書用語を更新する画面。	【意見内容】 シソーラス機能については必須要件とはしない。	法令検索の際、業務要件として完全一致の全文検索が必須です。例えば、最近話題の個人情報関連では、「個人情報」、「特定個人情報」、「要配慮個人情報」、「非識別加工情報」、「匿名加工情報」など、一見すると似たような用語が多数ありますが、これらは明確に分けて使い分ける必要があります。 曖昧検索や同義語検索によって、これらが識別されずに一括して検索結果としてヒットしてしまった場合、不要な情報であったり、最悪の場合は改正ミス等につながるリスクがあります。 現行バージョンでは会議録用にシソーラスや曖昧度指定の機能を要件として盛り込んでいましたが利用実態はありません。業務効率から見ても不要な機能と考え、次期バージョンでは実装を見送っております。	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
364	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番37 ユーザ情報検索画面	ユーザ情報を対象に検索を行う画面。	「ユーザ情報検索画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
365	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番39 シソーラス画面	入力された検索語の関連語を一覧表示し、関連語の検索有効／無効を設定する画面。	「シソーラス画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
366	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番45 ユーザ情報画面	法令にユーザ独自の情報を登録する画面。(法令ごとに3つまで登録可能)	「ユーザ情報画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 当該機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
367	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番48 ユーザ情報管理画面	ユーザ辞書のメンテナンスを行う画面。	「ユーザ辞書管理画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
368	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番49 ユーザ辞書更新画面	更新の対象となるユーザ辞書のグループを指定する画面。	「ユーザ辞書更新画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
369	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番50 ユーザ辞書グループ追加画面	登録したユーザ辞書に、グループを追加する画面。	「ユーザ辞書グループ画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
370	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番51 ユーザ辞書グループ更新画面	グループに登録してあるユーザ辞書用語を更新する画面。	「ユーザ辞書グループ画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
371	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番60 ユーザ情報検索画面	ユーザ情報を対象に検索を行う画面。	「ユーザ情報検索画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
372	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番62 シソーラス画面	入力された検索語の関連語を一覧表示し、関連語の検索有効/無効を設定する画面。	「シソーラス画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
373	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番68 ユーザ情報画面	法令にユーザ独自の情報を登録する画面。(法令ごとに3つまで登録可能)	「ユーザ情報画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
374	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番71 ユーザ情報管理画面	ユーザ辞書のメンテナンスを行う画面。	「ユーザ辞書管理画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
375	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番72 ユーザ辞書更新画面	更新の対象となるユーザ辞書のグループを指定する画面。	「ユーザ辞書更新画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
376	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番73 ユーザ辞書グループ追加画面	登録したユーザ辞書に、グループを追加する画面。	「ユーザ辞書グループ画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。
377	別紙8	-	-	-	厚生労働省法令等検索システム 項番74 ユーザ辞書グループ更新画面	グループに登録してあるユーザ辞書用語を更新する画面。	「ユーザ辞書グループ画面」について、画面要件から削除してください。	現行システムのバージョンでは左記機能が実現されていましたが、現在入手できる後継バージョンでは機能がいないため	貴見及び他の意見を踏まえ、機能一覧及び画面一覧から当該要件の削除をさせていただきます。 該当機能を有する製品が存在せず、適正な製品選定ができないと判断したためです。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容／記載変更案	意見理由	回答
378	別紙10	-	-	-	「電子メール」サービス及び「ファイル共有」サービスのストレージ容量の予測 ■電子メールサービス 次期の電子メールの容量(想定) ゴミ箱領域	-	「算出根拠」と「算出式」の整合性が取れていません。「算出式」の記載は誤記であり、「算出根拠」と「容量(MB)」の記載が正しいという認識でよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
379	別紙10	-	-	-	「電子メール」サービス及び「ファイル共有」サービスのストレージ容量の予測 ■ファイル共有サービス(作業中文書領域の容量) 次期の作業中文書領域の容量(想定)	-	「算出式」と「データ容量」の整合性が取れていません。「算出式」の記載は誤記であり、「データ容量」の記載が正しいという認識でよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
380	別紙10	-	-	-	「電子メール」サービス及び「ファイル共有」サービスのストレージ容量の予測 ■ファイル共有サービス(作業中文書領域の容量) 次期の作業中文書領域の容量(想定) └合計(GB)	-	欄外に「※1 部局領域及び課室領域は合算値で表記」と記載されていますが、合計の容量「557.215(GB)」にはこの注釈が考慮されていないように見受けられます。この注釈を考慮すると、正しくは「465.125(GB)」という認識ですが、齟齬ありませんでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	ご認識のとおりです。 貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
381	別紙11	-	-	-	項番19 文書番号取得処理	文書管理システム	連携先システム名が「文書管理システム」と記載されていますが、「一元的文書管理システム」の誤記という認識でよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	ご認識のとおりです。 上記が明確になるよう、要件を修正させていただきます。
382	別紙12	-	-	-	平均故障間隔(MTBF: Mean Time Between Failure)	・システムに故障が発生してから、次に故障が発生するまでの平均時間で、以下の式により計算する <平均故障間隔=総稼働時間÷総故障件数> ・稼働時間及び総故障件数は、個別サービスの稼働開始からの累計であるが、1年毎に評価を行うため、稼働時間及び総故障件数については、毎年リセットする。ただし、経過については、月次で報告すること ・個別サービスの稼働状態(停止、縮退稼働、及び通常稼働等)に関らず、特別な対応が必要になる全ての故障・不具合を故障件数として取り扱うこと ・当事務所に責任があることが確認できた場合には、故障件数として取り扱わない	冗長化した部位等の予防交換等による、サービスや機器の停止を伴わない保守作業については、故障件数として取り扱わない認識でよろしいでしょうか。	本SLAは1年毎に評価を行うこと、また、SLAが2920時間(4ヶ月)以上となっているため、単純に計算すると 平均故障間隔=総稼働時間÷総故障件数 2920=8760(1年間の稼働時間=24時間*365日)÷総故障件数 となり総故障件数が3件以内でSLAを遵守できることになります。しかし、総故障件数が3件以内とのことですが、ディスク障害などの単純なハードウェアの故障を総故障件数にカウントする意味だとすると本SLAの遵守は困難と考えており、故障件数の定義を確認したいため。	ご認識のとおりです。 貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
383	別紙13	-	-	-	端末	3. 研修用PC 4. 貸出用クライアントPC 5. 図書管理PC 6. CD-ROM管理PC 7. モバイル用クライアントPC	導入対象とする端末は、ファットクライアント端末でしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	以下の端末は全てファットクライアント端末を想定しています。 3. 研修用PC 4. 貸出用クライアントPC 5. 図書管理PC 6. CD-ROM管理PC 7. モバイル用クライアントPC
384	別紙15	-	-	-	全般	-	一般的に利用されているPaasをご提案内容に組み込む場合、別紙15の内容を踏まえ、事前に提案可否をご判断いただく機会を設けていただくことは可能でしょうか。	Paasにてソリューションを提供させていただく場合、提供ソリューションによっては別紙15の内容全てを満たすことが困難となり、その為の作りこみ等が発生することによるコスト増等も想定されます。 クラウドサービスの特性上、かつ貴省のご理解のとおり管理責任の分担や免責の範囲が不明確になりやすい為、事前協議をすることで双方の認識齟齬をなくし、よりよい提案ができるかと思っておりますので、ご検討いただきたいと思います。	貴見を踏まえ検討いたしました。事前の提案可否に関する機会を設けることはできません。 事前に提案事業者と個別に提案可否の協議の機会を設け、協議によって別紙15に定める条件設定を渡えることは、調達プロセスの公平性・完全性が損なわれる可能性があるためです。 ただし、入札説明書にて定められた手続きによる質問等にて当該条件設定を満たすか否かを確認することに関しては、その質問・回答の内容を厚生労働省HP等にて広く周知させていただくことに同意いただける状況であれば、問題ありません。 また、クラウドサービスに関する定義等については、他の意見に対する回答もご参照ください。
385	別紙17	-	-	-	クライアントPC・仮想デスクトップ向けソフトウェア インストールソフトウェア	・デスクトップOS ・ブラウザソフトウェア	2種類のブラウザソフトウェアを導入する記載となっておりますが、次期省内LANで提供する各種サービスは「OSにバンドルされているブラウザソフトウェア」のみから使用される認識でよろしいでしょうか。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	ご認識のとおりです。 なお、バンドルされていないブラウザソフトは個別システムに対して使用される場合があります。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
386	別紙17	-	-	-	クライアントPC・仮想デスクトップ向けソフトウェア	※本調達対象外」と記載のある製品	本調達対象外のソフトウェアのインストール作業は、情報提供者や統計処理業者の役割と理解してよろしいでしょうか。	受託者の作業範囲、責任範囲を明確にするとともに、正確な見積りを行うため。	ご認識のとおりです。 なお、ソフトウェア配布サービスの利用も可能です。
387	別紙17	-	-	-	クライアントPC・仮想デスクトップ向けソフトウェア インストールソフトウェア	地図グラフ作成ソフトウェア:現行採用製品:MapPaint 2006 総合電子辞書システム:現行採用製品:ロボワード2010	左記の現行採用製品は双方の製品とも開発が終了しています。また、後継製品がありません。代替製品を検討するにあたり、どのような用途で使われているのか(具体的な機能要件)をご教示ください。	受託者の作業範囲、責任範囲を明確にするとともに、正確な見積りを行うため。	後継製品がないソフトウェアについては、現行システムの製品仕様を本調達の提案者にて確認いただき、代替製品を提案いただけますようお願いいたします。
388	別紙18	-	-	-	別紙18 省内LANシステムネットワーク構成図	別紙18 省内LANシステムネットワーク構成図	別紙18 省内LANシステムネットワーク構成図にて、調達対象回線の記載がありますが、以下の回線の敷設が必要と考えますので、追加記載することをご検討をお願いいたします。 【追加記載例】 ・メインデータセンタ、バックアップデータセンタの直回収線 ・リモート保守拠点からメインデータセンタ、バックアップデータセンタへの直回収線 ・5号館保守員室からメインデータセンタ、バックアップデータセンタへの直回収線(VPN接続) ・5号館保守員室から情報提供システムのセンタへの直回収線(VPN接続)(情報提供システムにより用意)	ネットワーク構成決定、回線費用の見積りのため	貴見を踏まえ検討しましたが、原案のとおりとします。 ・メインデータセンタ、バックアップデータセンタ間の直回収線の利用については、SLA及びRTO/RPOを鑑みた各事業者のバックアップデータセンタの提案構成によることから、ご提案の範囲と考慮しております。 ・リモート保守拠点からの接続回線は「第3章 第11節 4(2)ウ 運用センタとの接続回線」を参照ください。運用センタの要否についてもご提案の範囲と考慮しております。 ・5号館の保守員室から次期省内LANのデータセンタの回線については、統合ネットワークにて提供する回線を利用することも可能です。
389	別紙20	-	-	-	(5)バージョンアップ内容に関する教育」の「集合研修(運用開始後)」欄内 利用者のうち希望者※4 「※4:ソフトウェアのバージョンアップ時に実施する。(現行システムでは、年に10回程度、メール等による周知にて教育を実施している)」	バージョンアップに関する教育は、集合研修を年10回程度と想定してよろしいでしょうか。また、現行システムでの1回あたりの人数実績をご教示ください。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積りを行うため	現行システムでは、「バージョンアップ内容に関する教育」に関して集合研修は実施していないため、該当資料を修正させていただきます。	
390	別紙21	-	-	-	運用業務 PC・プリンタ運用 LAN対応自動印刷機運用	LAN対応自動印刷機運用 10件/月	添付の「LAN対応自動印刷機に係る業務実績」に記載されている作業実績は、月100件を超える頻度が記載されています。実績に基づく、見積もり件数の提示をお願いします。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積りを行うため	貴見を踏まえ、当該資料を修正させていただきます。
391	別紙21	-	-	-	オンライン研修サービスの役割分担	-	別紙21の記載内容はあくまで参考であり、同等の機能を有していれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。	記載内容が既存パッケージ(東芝Generalist)の内容がそのまま記載されており、このままだと製品が限定されてしまうため。	ご認識のとおりです。 製品を限定する意図はなく、代替機能にて現行省内LANと同等以上のサービスを提供できるのであれば問題ありません。
392	参考資料1	-	-	-	情報処理機器室見取り図	-	情報処理機器室見取り図に、次期NWシステムの運用保守での使用が可能と記載がありますが、受託後すぐに利用可能でしょうか。利用開始可能期間と居室の広さを教示ください。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積りを行うため	貴見を踏まえ、閲覧資料として可能な限り開示させていただきます。
393	参考資料7	-	-	-	業務処理系システム 業務改革支援サービス 国会関係業務支援 国会予定及び国会情報管理 機能ID:国会6	参考資料7 機能一覧 業務改革支援サービス システム:業務処理系システム サービス:業務改革支援サービス 機能分類:国会関係業務支援 国会予定及び国会情報管理 機能名:データ取込による国会予定管理 「国会情報連絡システム(内閣府)の「国会予定表」(エクセルファイル)、官房総務課が管理する「国会予定表」(エクセルファイル)、「間割振表」(一太郎)を取り込み、国会予定の内容を設定できること	具体的な仕様確認及び正確な見積りを行うため、以下の資料に対して、本調達の資料閲覧対象に含み入れていただくことをご検討をお願いいたします。 ・国会情報連絡システム(内閣府)の「国会予定表」(エクセルファイル) ・官房総務課が管理する「国会予定表」(エクセルファイル) ・「間割振表」(一太郎)	正確な要件把握及び見積りの精緻化のため	貴見を踏まえ、閲覧資料として、可能な限り開示させていただきます。
394	参考資料7	-	-	-	業務処理系システム 業務改革支援サービス 国会関係業務支援 国会予定及び国会情報管理 機能ID:国会6	機能ID 国会-6 国会情報連絡システム(内閣府)の「国会予定表」(エクセルファイル)、官房総務課が管理する「国会予定表」(エクセルファイル)、「間割振表」(一太郎)を取り込み、国会予定の内容を設定できること 機能ID 国会-12 「間割振表」(一太郎)を取り込み、答弁資料作成の担当者を設定できること。	一太郎形式のファイルから内容を取り込むためには、ファイル内の情報を解析し、うえで必要な情報を特定し取り込む必要があり、非常に難易度が高い(費用、期間含め)と想定します。 情報の取り込み元は、エクセル(CSV含む)やデータベースなど情報の特定、取り込みが容易な形式としていただくのが適切と考えます。	費用削減に寄与する提案意見です。	ご認識のとおりです。ただし、貴見を踏まえ、実現性を勘案し要件を修正させていただきます。 「間割振表」(一太郎)を含め、①現行のフォーマットから情報を取り込むためのフォーマットを作成する、②取込が容易なフォーマットを作成する、③直接システム内に入力等を行う機能を設ける等の方法が考えられるため、受注者の提案に委ねることとします。
395	参考資料7	-	-	-	業務処理系システム 業務改革支援サービス 国会関係業務支援 国会予定および国会情報管理 機能ID:国会6	■参考資料7 機能一覧 「データ取込による国会予定管理」 国会情報連絡システム(内閣府)の「国会予定表」(エクセルファイル)、官房総務課が管理する「国会予定表」(エクセルファイル)、「間割振表」(一太郎)を取り込み、国会予定の内容を設定できること	「一太郎ファイルの取り込み」とは、一太郎のファイルそのものをドキュメントとして取り込むという理解でよろしいでしょうか。	一太郎のような非構造化データをデータベースに取り込むことは困難です。一太郎ではなく、CSVやExcelを利用するか等の代替が必要と考えます。	ご認識のとおりです。ただし、貴見を踏まえ、実現性を勘案し要件を修正させていただきます。 「間割振表」(一太郎)を含め、①現行のフォーマットから情報を取り込むためのフォーマットを作成する、②取込が容易なフォーマットを作成する、③直接システム内に入力等を行う機能を設ける等の方法が考えられるため、受注者の提案に委ねることとします。

厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守業務に係る民間競争入札実施要項(案)に対する意見及び回答

平成29年3月
政策統括官付
情報システム管理室

連番	資料種別	頁	章	節	項番等	該当箇所又はその記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答
396	参考資料7	-	-	-	業務処理系システム 業務改革支援サービス 国会関係業務支援 国会予定および国会情報管理 機能ID: 国会 6	「データ取込による国会予定管理」 国会情報連絡システム(内閣府)の「国会予定表」(エクセルファイル)、官房総務課が管理する「国会予定表」(エクセルファイル)、「間割振表」(一太郎)を取り込み、国会予定の内容を設定できること	「一太郎ファイルの取り込み」とは、一太郎のファイルそのものをドキュメントとして取り込むという理解でよろしいでしょうか。	一太郎のような非構造化データをデータベースに取り込むことは困難です。一太郎ではなく、CSVやExcelを利用するか等の代替が必要と考えます。	ご認識のとおりです。ただし、貴見を踏まえ、実現性を勘案し要件を修正させていただきます。 「間割振表」(一太郎)を含め、①現行のフォーマットから情報を取り込むためのフォーマットを作成する、②取込が容易なフォーマットを作成する、③直接システム内に入力等を行う機能を設ける等の方法が考えられるため、受注者の提案に委ねることとします。
397	参考資料7	-	-	-	業務処理系システム 業務改革支援サービス 国会関係業務支援 国会予定および国会情報管理 機能ID: 国会 12	■参考資料7 機能一覧 「データ取込による担当者管理」 「間割振表」(一太郎)を取り込み、答弁資料作成の担当者を設定できること。	「一太郎ファイルの取り込み」とは、一太郎のファイルそのものをドキュメントとして取り込むという理解でよろしいでしょうか。	一太郎のような非構造化データをデータベースに取り込むことは困難です。一太郎ではなく、CSVやExcelを利用するか等の代替が必要と考えます。	ご認識のとおりです。ただし、貴見を踏まえ、実現性を勘案し要件を修正させていただきます。 「間割振表」(一太郎)を含め、①現行のフォーマットから情報を取り込むためのフォーマットを作成する、②取込が容易なフォーマットを作成する、③直接システム内に入力等を行う機能を設ける等の方法が考えられるため、受注者の提案に委ねることとします。
398	参考資料7	-	-	-	業務処理系システム 業務改革支援サービス 国会関係業務支援 国会予定および国会情報管理 機能ID: 国会 12	「データ取込による担当者管理」 「間割振表」(一太郎)を取り込み、答弁資料作成の担当者を設定できること。	「一太郎ファイルの取り込み」とは、一太郎のファイルそのものをドキュメントとして取り込むという理解でよろしいでしょうか。	一太郎のような非構造化データをデータベースに取り込むことは困難です。一太郎ではなく、CSVやExcelを利用するか等の代替が必要と考えます。	ご認識のとおりです。ただし、貴見を踏まえ、実現性を勘案し要件を修正させていただきます。 「間割振表」(一太郎)を含め、①現行のフォーマットから情報を取り込むためのフォーマットを作成する、②取込が容易なフォーマットを作成する、③直接システム内に入力等を行う機能を設ける等の方法が考えられるため、受注者の提案に委ねることとします。
399	参考資料7	-	-	-	業務処理系システム 業務改革支援サービス 幹部スケジュール管理業務支援 帳票出力 機能ID: 幹部スケジュール 27	機能ID 幹部スケジュール-27 (予定表の帳票出力様式は各課室で統一した様式で印刷できること。なお、具体的なフォーマットは設計・構築工程において各課室と協議の上で確定させること。)	予定表の帳票数をご教示ください。帳票一覧への記載をお願いします。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 帳票数は要件確認や利用者との調整の中で検討することを想定していますが、経費削減やペーパーレス化を背景として、帳票様式の統一や印刷機能自体の省略に向けた調整を行うことを妨げるものではありません。
400	参考資料21	-	-	-	項番24 項番46	項番24 ウ 機器搬入・設置作業 項番46 イ 本番移行 記載されている役割分担 ・執務用PC設置は、省内LAN業者 ・プリンタ設置は、端末周辺機器業者 ・保守(オンサイト保守)は端末周辺機器業者	執務用PCの設置や動作確認作業は、費用削減の観点から端末周辺機器業者の役割として実施するのが適切と考えます。 理由 ・プリンタと執務用PCの設置作業それぞれに、事前調査、図面作成、搬入作業、調整が必要となり非効率です。また、拠点のお客様対応稼働が増加します。 ・端末周辺機器業者は保守作業を行う際に、設置状況や構成情報を把握する必要があります。都度、省内LAN業者と情報連携する手間があります。	費用削減に寄与する提案意見です。	貴見を踏まえ、検討いたしました。原案のとおりとします。 ご指摘いただいた費用削減メリットについては、理解いたしましたが、端末周辺機器については、物品購入に限りなく近い調達を想定しているため、ファクトクライアント端末(タブレット含む)及びシンクライアント端末に対するカスタマイズのインストール作業以外は受注者の作業範囲と整理しております。
401	参考資料21	-	-	-	項番74	項番74 端末・周辺機器障害時の事業者間連携について 【端末・周辺機器】 端末・周辺機器の故障、不具合時は保守対応作業を行うこと	保守における省内LAN業者と端末・周辺機器業者との詳細な役割分担をご教示ください。たとえば端末故障時、省内LAN業者が申告を受付、端末業者へエスカレーションされ、保守対応作業を行うと想定しています。その際の役割分担は以下の通りと理解しています。 ・故障受付: 省内LAN ・故障に備えた予備機器の保管: 端末業者 ・故障機器の交換: 端末業者 ・各種設定、動作確認: 端末業者(支援: 省内LAN) ・故障機器の修理: 端末業者	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。 なお、他の意見への回答にもありますとおり、設定及び動作確認は次期省内LANの運用業務の範囲とする想定です。
402	参考資料21	-	-	-	項番89	-	成果物「廃棄結果証明書」の主体者は省内LAN事業者のみと定義されています。廃棄作業は、センタ機器は省内LAN事業者、端末は端末・周辺機器導入事業者が主体となり、「廃棄結果証明書」の提出は両業者の役割です。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、要件を修正させていただきます。
403	参考資料22	-	-	-	ヘルプデスク対応実績(要約) 問い合わせ件数(件) 平均問合せ対応時間(分)	ヘルプデスク対応実績(要約)	合計値が2013年7月~2014年12月までの合算にしかありません。	要件の認識齟齬を無くし、正確な費用見積もりを行うため	貴見を踏まえ、当該資料を修正させていただきます。
404	参考資料22	-	-	-	ヘルプデスク対応実績(要約) 平均問合せ対応時間(分)	【対応実績】項目 平均問合せ対応時間(分)	平均問合せ対応時間(分)のリードタイム項目に含まれている作業内容を確認したい。 (例えば、問い合わせの通話時間、SLA項目に定義されている1ヶ月における障害・問合せの発生から初期レスポンスまでのリードタイム値等)	-	当該資料におけるリードタイム項目は、SLAに定義される「障害・問合せの発生から初期レスポンスまでのリードタイム」と同義であり、「ヘルプデスク稼働時間中に、障害・問合せが発生した時刻から、担当職員及び連絡してきた利用者に対して、その内容についての把握状況、初動等に関する状況を報告するまでの時間」となります。 現行省内LANにおけるリードタイムは、基本的に、利用者からの問合せ着電から終話までの時間となっています。